

平成30年 6 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成30年 6 月 5 日 開会

平成30年 6 月 8 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成30年6月横芝光町議会定例会会議録目次

第1号（6月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第16号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	5
一般質問	33
宮 菌 博 香 君	33
森 川 忠 君	51
秋 鹿 幹 夫 君	66
休会の件	84
散会の宣告	84

第2号（6月8日）

議事日程	85
本日の会議に付した事件	86
出席議員	86
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した者の職氏名	87
開議の宣告	88

諸般の報告	88
一般質問	88
山崎義貞君	88
川島富士子君	103
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	121
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	122
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	122
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	123
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	123
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	126
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	127
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	130
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	130
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	131
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	131
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	132
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	132
議案第14号審議（質疑・討論・採決）	132
議案第15号審議（質疑・討論・採決）	133
議案第16号審議（質疑・討論・採決）	134
議員派遣の件	135
横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	135
請願及び陳情の件	137
日程の追加	140
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	140
発議第2号審議（質疑・討論・採決）	141
閉会の宣告	141
署名議員	143

6 月 定 例 会

(第 1 号)

平成30年6月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年6月5日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第1号ないし議案第16号、報告第1号ないし報告第3号について
(町長 政務報告・提案理由説明)
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋	鹿	幹	夫	君	3番	宮	菌	博	香	君	
4番	山	崎	義	貞	君	5番	庄	内	賢	一	君	
6番	鈴	木	和	彦	君	7番	齋	藤	順	一	君	
8番	森	川		忠	君	9番	川	島		仁	君	
10番	川	島	富	士	子	君	11番	鈴	木	克	征	君
12番	野	村	和	好	君	13番	山	崎	貞	一	君	
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	一	君	
16番	川	島	勝	美	君							

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画財政課長	堀越健一君
空港・地域振興室長	平山貴之君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	市原通雄君
産業振興課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	及川雅一君	健康こども課長	椎名淳君
食肉センター長	向後和彦君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 郡 司 民 夫 書 記 齋 藤 美 紀

◎開会の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより平成30年6月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

7番 齋藤 順一 議員

9番 川島 仁 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島勝美君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会を本日から6月11日までの7日間にしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月11日までの7日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、説明員である課長に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は自己紹介をお願いします。

総務課長から順にお願いします。

総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、4月の定期の人事異動によりまして、福祉課長から総務課長を拝命いたしました林雅弘と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○企画財政課長（堀越健一君） おはようございます。4月1日付の人事異動で企画財政課長になりました堀越健一です。よろしくお願いたします。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 空港・地域振興室長の平山貴之です。空港担当は3年目となります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○環境防災課長（萩原浩己君） おはようございます。本年4月1日付で環境防災課長を拝命いたしました萩原浩己と申します。よろしくお願申し上げます。

○都市建設課長（川島敏彦君） おはようございます。4月1日から都市建設課長を拝命いたしました川島敏彦と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○産業振興課長（熱田雅之君） おはようございます。4月の人事異動で産業振興課長を拝命いたしました熱田雅之と申します。よろしくお願いいいたします。

○教育課長（椎名富士男君） おはようございます。教育課長の椎名富士男でございます。昨年度に引き続きの担当となります。よろしくお願いいいたします。

○社会文化課長（川嶋 修君） おはようございます。社会文化課長2年目になります川嶋修と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○税務課長（椎名雄一君） おはようございます。昨年度に引き続き、税務課長を務めさせていただきます椎名雄一です。どうぞよろしくお願申し上げます。

○住民課長（市原通雄君） おはようございます。4月1日の人事異動によりまして住民課長を拝命しました市原通雄と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○福祉課長（及川雅一君） おはようございます。4月1日から福祉課長を拝命いたしました及川雅一と申します。よろしくお願いいいたします。

○健康子ども課長（椎名 淳君） おはようございます。健康子ども課長の椎名淳と申します。2年目になります。よろしくお願いいいたします。

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） おはようございます。4月1日付で東陽病院事務長を拝命いたしました渡邊奨と申します。よろしくお願いいいたします。

○食肉センター所長（向後和彦君） おはようございます。この4月、東陽食肉センター所長を拝命いたしました向後和彦と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○会計管理者（秋葉義臣君） 失礼します。出納室の会計管理者でございます秋葉義臣でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願に2件及び陳情2件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

3月8日に開催された平成30年度山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会について、鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） 改めて、おはようございます。

去る3月8日に開催された平成30年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には3議案が上程され、審議を行いました。

議案第1号は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、職員の給与に関する条例等の一部について、改正すべく提案されたものであります。

議案第2号は、平成29年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,654万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,084万8,000円とするものであります。

議案第3号は、平成30年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,420万円と定めるものであります。提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、平成30年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第16号、報告第1号ないし報告第3号の上程、

説明

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第1号ないし議案第16号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成30年6月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用にもかかわらず、ご出席をいただきまことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、首都圏中央連絡自動車道の最後の未開通区間であります松尾横芝インターチェンジと大栄ジャンクション間の工事が本格的にスタートしました。今後、この区間が開通することにより、地域の活性化や暮らしの安全の確保など、さまざまな役割を果たしてくれることに期待しているところでございます。

ことしは、成田空港が開港して40年の記念すべき年であります。当町は、成田空港周辺自治体として、今後も成田空港とともに歩み、機能強化に関する地域振興策に対して、早急に取り組んでいかなければならないと考えております。

このように、当町を取り巻く環境が大きく変化したことから、今後とも議会と執行部が一体となって対応していただきたいと考えますので、議員の皆様には引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、現在の町の動き等、諸般の報告を申し上げます。

初めに、5月末日をもって出納を閉鎖いたしました平成29年度の各会計の現時点での決算概要について、ご報告申し上げます。

初めに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入総額は103億2,317万円、歳出総額は99億1,413万円で、形式収支では4億904万円の黒字となる見込みでございます。このうち、繰越明許費としての今年度への繰越財源449万円を差し引いた4億455万円余りが、実質的な剰余金として今年度への繰越金となると見込みでございます。

また、平成29年度の町債借入額は、合併特例債と臨時財政対策債を中心に6億4,610万円となる見込みでございます。

一方、一般会計に属する基金残高は38億8,306万円となる見込みで、主なものは財政調整

基金23億3,008万円、公共施設総合管理基金 6億2,919万円、地域振興基金 2億2,598万円となっています。

続いて、国民健康保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は37億9,833万円、歳出総額は35億7,869万円で、形式収支では2億1,964万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億5,667万円、歳出総額は2億5,505万円で、形式収支では162万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

続いて、介護保険特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は23億4,411万円、歳出総額は21億2,364万円で、形式収支では2億2,047万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

次に、農業集落排水事業特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は6,449万円、歳出総額は6,276万円で、形式収支では173万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

続いて、東陽食肉センター特別会計の決算見込みについてであります。歳入総額は2億3,264万円、歳出総額は1億8,146万円で、形式収支では5,118万円程度が今年度へ繰り越しとなる見込みであります。

次に、東陽病院事業会計の決算見込みについてであります。患者数につきましては、入院が延べ2万4,651人、病床利用率は67.5%で、前年度と比較しますと1,228人、病床利用率で3.3ポイントの増となりました。外来については、前年度に比べわずかではありますが93人減少し、延べ3万9,461人でありました。

続いて、収支状況についてであります。病院運営に係る収益的収入は13億9,981万円で、収益的支出は14億7,255万円で、収支差し引きでは7,274万円の赤字となりました。

次に、資本的収入は1億4,228万円で、デジタルエックス線テレビシステム導入を主とした資本的支出は2億5,705万円となり、収支差し引きで不足する1億1,477万円は過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしました。

収益的収支につきましては、事業収益は入院及び外来とも増収となりましたが、事業費用においても、看護師等医療職の増員による人件費の増のほか、前年度導入した電子カルテシステムの減価償却費や過年度分貯蔵品の除却費などもあり、平成29年度収支は前年度とほぼ同額となりました。

以上、平成29年度の各会計の決算見込みにつきまして、現時点での概要を申し述べさせていただきます。

続きまして、平成30年度の主な事業のうち、本議会で改めてご報告申し上げる必要のある事業等について、述べさせていただきます。

初めに、横芝駅前情報交流拠点整備事業についてであります。昨年より建設を進めてまいりました横芝光町横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」が4月27日にオープンいたしました。これもひとえに、町議会を初め町民の皆様、並びに「ヨリドコロ」の設計、建築にかかわられた関係各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

「ヨリドコロ」の整備に当たっては、ユニバーサルデザインへの配慮はもとより、狭い敷地の中で来場される皆様に愛され親しまれる施設となるよう、意匠デザインには特にこだわり、町の玄関口にふさわしいシンボルとなる施設ができたと思っております。

供用開始後、約1カ月余りが経過いたしました。幅広い年齢層のお客様に利用され、大変喜ばれていると伺っております。

施設の管理運営をお引き受けいただきました横芝光町観光まちづくり協会の皆様には、観光案内を初め、町の魅力発信や移住定住のサポートなど、「ヨリドコロ」の機能を十分に活用いただき、ここに生まれた子供たちが将来にわたって住み続けたい、町を訪れた方は、ここに住みたいと思えるようなサービスを、行政と二人三脚で進めていただけるよう期待しております。

次に、成田空港のさらなる機能強化についてであります。3月12日の議会議員全員協議会での議論を受けまして、3月13日に開催されました「成田空港に関する四者協議会」において、「成田空港のさらなる機能強化」について合意をいたしました。

これは、当町の置かれた状況を総合的に判断し、町議会の後押しをいただいた中で、空港機能強化の機会に乗りおくれることなく、町の発展に向けた取り組みを行っていかうと決断した結果でございます。

航空機騒音につきましては、なお町民に不安の声があるのも事実でございます。今後も機能強化によるマイナスの影響を最大限軽減するとともに、プラスの影響を極大化すべく全力を傾注する覚悟でございますので、議員の皆様には引き続きご理解と、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、環境関係事業についてであります。5月27日の日曜日に行いました「町内一日清掃」は、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき、事故もなく無事に実施することがで

きました。

ポイ捨てごみや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が図られたものと認識しております。

また、6月10日の日曜日には「栗山川周辺環境ボランティア」活動として、町民の皆様、各種団体や事業所の参加をいただき、堤防の草刈作業やポイ捨てごみの回収作業を予定しております。

今後も町のシンボルである「栗山川」を初め、町内の環境美化を図るため、町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、農業関係事業についてであります。今年度、水稻病虫害防除事業補助金の見直しを行いました。内容といたしましては、国による主食用米の生産数量目標の配分が廃止されたことに伴い、交付対象者を生産調整目標達成者から農業再生協議会の示す生産数量目安以内の主食用米生産者に変更いたしました。

また、対象薬剤の区分をなくし、粒剤や乳剤などの薬剤の型を限定せずに10アール当たり500円を限度に補助することで、幅広く支援できるよう制度の見直しを図ったものであります。

次に、夏季観光事業についてであります。7月1日の日曜日には「海岸クリーン大作戦」として町民の皆様や、ボランティア関係団体、町内事業所等に呼びかけ、海岸清掃を予定しております。町の観光資源である屋形海岸及び木戸浜海岸の清掃を行い、海岸美化に取り組んでまいりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

しかしながら、両海岸の海流調査を4月に1回、5月に2回実施した結果、木戸浜海岸につきましては、海底の地形や波の状況により、離岸流の発生する可能性が高く、海水浴場としては安全確保が困難であるため、非常に残念ではありますが、ことしも開設を断念いたしました。

なお、屋形海岸につきましては、7月14日から8月19日までの37日間、海水浴場を開設する予定としております。

以上、各会計の決算見込み及び現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。諸般の報告といたします。

それでは引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成30年6月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）」でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、個人住民税の基礎控除等の見直し、平成30年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、町たばこ税の税率引き上げ等の見直しのほか、法律改正に伴う所要の規定の調整を行うことについて、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部の改正を緊急に行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものでございます。

議案第3号「横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、固定資産税にかかわる生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に対する特例措置が創設されたことにより、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第4号「横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定の新設に伴い、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされる者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者広域連合の被保険者となり、医療費助成の対象となること。また、千葉県の高齢心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、生活保護世帯が医療費助成の対象外となったことから、横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する

条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第5号「横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でありますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたこと及び教諭資格が明確化されたことに伴い、当該資格要件を盛り込むため横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第6号「町道路線の認定について」であります。首都圏中央連絡自動車道の整備に伴い、事業計画区域内の私道を機能補償道路として整備するに当たり、町道路線の認定をする必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第7号「平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）について」であります。土地利用ビジョン策定事業のほか、消防施設整備事業、町立保育所事務費等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,592万5,000円とすべく提案したものでございます。

議案第8号及び議案第9号「横芝光町教育委員会委員の任命について」であります。横芝光町教育委員会委員の椎名義明氏及び伊藤美佐子氏の2名の任期が平成30年6月21日をもって満了となることから、引き続き2名を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるべく提案をしたものでございます。

議案第10号ないし議案第12号「横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。横芝光町固定資産評価審査委員会委員の伊藤弘行氏、富永芳道氏及び吉田信也氏の3名の任期が平成30年6月21日をもって満了となることから、引き続き3名を委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるべく提案したものでございます。

議案第13号及び議案第14号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でありますが、人権擁護委員の越川いつ子氏及び布施貞雄氏の2名の任期が平成30年9月30日をもって満了となることから、その後任として椎名竹彦氏及び關範雄氏の2名を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案したものでございます。

議案第15号「役場庁舎北側車庫棟改築工事請負契約の締結について」であります。役場庁舎北側車庫棟改築工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第16号「横芝光町文化会館（横芝光町中央共同利用施設）空気調和設備機能回復工事請負契約の締結について」でございます。横芝光町文化会館（横芝光町中央共同利用施設）空気調和設備機能回復工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

続いて、報告第1号「平成29年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について」でございます。平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費を設定した県営基盤整備事業ほか2事業に係る繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」であります。平成29年11月14日午前11時ごろ、横芝光町栗山2637番31地先、町道C077号線で発生した道路路肩段差による車両物損事故に関し、損害賠償額7万8,246円を支払うことにより被害者と示談することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号「専決処分の報告について（横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定）」であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用する条例の規定を整理する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、このたび提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては各担当課長からのご説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、政務報告及び提案理由説明にさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号について、税務課長。

〔税務課長 椎名雄一君登壇〕

○税務課長（椎名雄一君） それでは、議案第1号から議案第3号までの補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり1ページをごらんください。

初めに、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものであります。

1枚めくっていただき、3ページをごらんください。3ページは専決処分書で、平成30年3月31日付で専決処分をしたものです。

次に、2枚めくっていただき、7ページからが改正文となります。今回の改正条例は、大きく6つに分かれ、第1条から第6条までの6条立てで構成されております。この7ページから20ページまでが第1条関係、20ページの下3行目から22ページまでが第2条から第6条となります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづりをごらん願います。

1ページをお開きください。

第1条関係の新旧対照表となります。アンダーライン部分が改正となったところです。

なお、今回の税条例の改正は、平成30年度税制改正による法律の改正に合わせ、全て法律の改正どおり条例を改めるもので、これに伴い文言の整理のみを行う部分につきましては、説明を割愛させていただきますので予めご了承願います。また、施行日につきましては、原則平成30年4月1日ですが、これと異なる施行日につきましては、都度申し上げさせていただきます。

それでは、1ページ目の説明は省略いたしまして、2ページ目から始めさせていただきます。2ページをごらんください。

一番上の第24条は、個人町民税の非課税の範囲に関する規定で、第1項第2号では、非課税対象者として障害者、未成年者、寡婦または寡夫を掲げておりますが、括弧書きで所得要件が設けられており、現行では前年の合計所得金額が125万円を超える場合は除かれ、非課税とはなりません。これを135万円を超える場合に引き上げ、非課税措置の範囲を拡大す

るものです。

この施行日は平成33年1月1日で、平成33年度課税分から適用となります。

次の第2項は、個人町民税の均等割非課税措置に関する規定ですが、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改正するのは、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備で、施行日は平成31年1月1日です。

10万円を加算する改正は、均等割を課さないこととする合計所得金額の基準を10万円引き上げるもので、均等割非課税措置の範囲を拡大するものです。

施行日は平成33年1月1日で、平成33年度課税分からの適用となります。

次の31条は飛ばしまして、このページの一番下、第34条の2は、個人町民税の所得控除に関する規定で、次のページ4行目のアンダーライン部分以降は基礎控除に関する規定です。

今回の改正で、基礎控除の適用に所得要件が創設され、基礎控除額を総所得金額などから控除できるのは、資料に記載のとおり、前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者となり、2,500万円を超える人は基礎控除の適用が受けられなくなります。

この施行日は平成33年1月1日で、平成33年度の課税分から適用となります。

次の第34条の6、調整控除につきましても、基礎控除と同様の所得要件が創設されました。

この施行日も平成33年1月1日で、平成33年度課税分から適用となります。

次のページに移りまして、第36条の2は町民税の申告に関する規定で、第1項の中段、長めのアンダーラインが引かれている部分は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しで、現行では公的年金以外の所得がなかった方でも、配偶者特別控除を受けようとする場合には町民税の申告書を提出しなければならないとなっていますが、今回の改正で、配偶者特別控除のうちでも源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合には、申告書の提出を要しないこととするものです。

この施行日は平成31年1月1日です。

次は、2ページ飛ばしまして、7ページの一番下、第48条をごらんください。第48条は、法人の町民税の申告納付に関する規定で、第1項は、法律改正に合わせた規定の整備。

次のページに移りまして、新たな第2項と第3項を加える改正の内容は、租税特別措置法に基づき内国法人が外国関係会社等に係る所得の特例を受ける場合には、地方税法の規定により、控除すべき額を法人町民税法人税割額から控除することについて新たに規定するものです。

次の9ページは飛ばしまして、10ページをごらんください。

10ページから11ページにかけては、第48条に新たに第10項から第12項を加えるもので、内容は、資本金が1億円を超える法人などの大法人に対し、電子申告を義務づけることとするもので、施行日は平成32年4月1日です。

次の第52条は、このページで新たな第2項を追加し、次のページとさらに次のページで新たな第3項、第5項、第6項を追加する改正ですが、内容は、法人町民税に係る納期限延長の場合の延滞金について、当初申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合の延滞金の計算方法を新たに規定するものです。

次の第92条からは、たばこ税に関する規定の改正です。

たばこ税の改正につきましては、初めに別資料でご説明いたしますので、このつづりの45ページをごらんください。

45ページ、上の丸で囲んだ部分にたばこ税改正の概要をまとめましたので、読み上げさせていただきます。

「国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、地方のたばこ税を平成30年10月1日から下記のとおり3段階で引き上げる。（国と地方をあわせて1本当たり1円ずつ計3円）

平成31年4月1日に予定されていた3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げを、平成31年10月1日実施に延期する。

加熱式たばこについて、製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、紙巻たばこの本数への換算方法を、「重量」と「価格」で換算する方式とする。この課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行する。」というものです。

その下の米印は3級品の説明です。

その下は、国と道府県分を含めた一般品と3級品のたばこ税率の改正表で、1,000本当たりの税額です。

表中の平成30年4月1日から平成30年9月30日の欄をごらんいただくとわかるとおり、一般品と3級品を比較すると、3級品は特例税率の適用により一般品に比べ低い税率となっていますが、平成27年の税制改正で3級品の税率を段階的に引き上げ、最終的には特例税率を廃止することが決まり、その時期は平成31年4月1日となっていたところ、先ほど申し上げましたとおり、今回の税制改正で実施時期が平成31年10月1日に延期となりました。

このページの下段は、市町村たばこ税率の見直しの全体像で、一般品は現在1,000本当た

り5,262円ですが、右側に移りまして、平成30年10月1日から第1段階の引き上げで5,692円となります。この改正は、今回の改正条例の第1条関係で規定されています。

次に、その右側、平成31年10月から、先ほどご説明したとおり、3級品が特例税率の廃止により一般品と同額へ引き上げとなります。これは改正条例の第6条関係で規定されています。

その右、平成32年10月から第2段階として6,122円に引き上げとなり、これは改正条例の第3条関係で規定されています。

最後は、平成33年10月から第3段階として6,552円に引き上げとなり、これは改正条例の第4条関係で規定されています。

以上が税率改正の内容です。

次のページに移りまして、加熱式たばこの課税方式の見直しについてご説明いたします。

近年、販売量が急速に増加している加熱式たばこについては、課税の公平性の観点から課税方式に課題があるとして、今回見直しされることとなりました。

一番上の1、現行制度の概要に記載のとおり、現在、加熱式たばこは重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されておりますが、改正後は2、改正の概要の③に記載のとおり、重量と合わせ、価格の要素を加えて紙巻きたばこの本数へ換算する方式となります。

この新換算方式は、5年間かけて5分の1ずつ段階的に移行するというもので、一番下の表に記載のとおり、4年間は現行による換算本数と新しい方法による換算本数が混在することとなります。

表の一番左は、本年10月から来年9月までの換算方式で、現行の方法による換算本数の割合を0.8、新しい方法による換算本数の割合を0.2で計算します。現行と新方式の比率は、1年経過するごとに0.2ずつ移行していき、平成34年10月に100%新換算方式に移行するというものです。

なお、これらの改正につきましては、一番下に記載のとおり、今回の改正条例のそれぞれの条で規定されております。

それではまた、このつづりの13ページに戻っていただきまして、第92条は、次のページにかけまして、製造たばこの区分の新設と新たに加熱式たばこの区分を創設するもので、この施行日は本年10月1日です。

14ページ、第93条の2は、加熱式たばこの喫煙用具であって、製造たばことみなす場合の規定を新設するもので、内容は、現行では加熱により蒸気となる液体がたばこ部品とは分離

した別のカートリッジに入っている商品については、その液体の重量が税額計算に反映されていないため、改正後はこれを製造たばことみなし、たばこ税の規定を適用するというものです。

この施行日も本年10月1日です。

次の第94条は、たばこ税の課税表示に関する規定で、一番大きな改正は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこ本数への換算方法についてで、先ほどご説明した段階的移行の第1回目に該当する規定です。

この施行日は本年10月1日です。

次は17ページに飛びまして、下から3行目、第95条の改正ですが、これは町のたばこ税の税率を5,262円から5,692円に引き上げるもので、3段階引き上げのうち第1段階の改正で、施行日は本年10月1日です。

次は19ページに移りまして、ここからは、たばこ税とはまた離れまして、附則の改正部分となります。

このページと次のページは、項ずれ等に伴う改正ですので説明は省略いたしまして、次は21ページの1行目。

10万円を加算する改正ですが、これは町民税の所得割を課さないこととする合計所得金額の基準を、先ほどご説明した町民税非課税、町民税均等割非課税と同様に10万円引き上げるもので、所得割非課税措置の範囲の拡大です。

施行日は平成33年1月1日で、平成33年度課税分からの適用となります。

次の附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるもので、法律改正に合わせた改正です。この10条の2の改正は、次の22ページとさらに次のページにかけての記載となります。

次は26ページをごらんください。

26ページ中段から次のページにかけまして、新たに第12項を附則第10条の3に加える改正ですが、この第12項の内容は、利便性等向上改修、いわゆるバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の申告に関する規定を新たに加えるものです。

次の第11条以降は、平成29年度まで講じられてきた土地に係る固定資産税の負担調整措置等が平成32年度まで延長されることとなったことに伴い、規定を整備するものです。

次は33ページをごらんください。

こちらは、第2条関係の新旧対照表となります。第94条は加熱式たばこ換算率改正の第2

回目で、施行日は平成31年10月1日です。

次は35ページに移りまして、第3条関係の新旧対照表になります。第94条は加熱式たばこ換算率第3回目の改正で、次のページ、第95条は、たばこ税率の第2段階の改正で、施行日は平成32年10月1日です。

次は37ページ、第4条関係の新旧対照表で、第94条は加熱式たばこ換算率の第4回目の改正。

次のページ、第95条はたばこ税率改正第3段階で、施行日は平成33年10月1日です。

次は39ページ、第5条関係で、第93条の2の改正は、次の第94条の改正に伴い文言を削除するもので、次の第94条第3項から41ページまでの改正は加熱式たばこの換算方法について段階的な移行期間が終了することに伴い不要となる文言を削り、規定を整備するものです。

施行日は平成34年10月1日です。

次の42ページから44ページまでは、第6条関係の新旧対照表で、先ほどご説明した3級品の特例税率廃止に関する改正で、施行日は平成30年10月1日です。

次は、ピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただきまして、22ページをごらんください。

22ページ、下から7行目以降が改正条例の附則となります。

附則の第1条、施行期日につきましては、先ほどの説明で都度申し上げさせていただきました。

次のページの一番下、附則第2条からは経過措置等となりますが、説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で、雑駁ですが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり37ページをごらんください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、政令の一部改正に伴い条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたため、横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したことから、地方自治法の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものです。

1枚めくっていただき、39ページをごらんください。

39ページは専決処分書でありまして、平成30年3月31日付で専決処分したものであります。

次に2枚めくっていただき、43ページをごらんください。

43ページが改正文となります。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします

ので、黄色の表紙の議案関係資料つづり47ページをごらんください。

初めに、第2条第2項の54万円を58万円とする改正は、国民健康保険税のうち基礎課税額の賦課限度額を改めるもので、今回の改正で基礎課税額の賦課限度額が現行の54万円から58万円に引き上げとなりました。これは、医療給付費等が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況において、必要な保険税収入を保険税率の引き上げにより確保するのではなく、賦課限度額を引き上げるにより高所得者にはより多くの負担を求めることとなりますが、中間所得層に配慮した設定として国が見直しを行ったものです。

次に、第21条は国民健康保険税の減額に関する規定で、54万円を58万円に改めるのは、減額後の基礎課税額の賦課限度額を通常の賦課限度額と同様に引き上げるものです。

このページの一番下、第21条第1号と次のページに移りまして第2号、第3号では、減額対象となる軽減判定所得の基準が定められており、このうち第2号は5割軽減に関する規定です。現行では5割軽減の対象となる世帯の所得を、33万円に1人につき27万円を加算した金額以内となっているところ、改正後は、33万円に1人につき27万5,000円を加算した金額以内へと引き上げるものです。

次の第3号は、2割軽減に関する規定で、現行では2割軽減の対象となる世帯の所得を33万円に1人につき49万円を加算した金額以内となっているところ、改正後は33万円に1人につき50万円を加算した金額以内へと引き上げるものです。これは、物価の伸び等を考慮し、5割、2割軽減を受けている世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き同程度の救済を受けられるよう制度を拡充し、国が見直しを行ったものです。

次のページ、49ページの下から6行目、第22条の2、第2項は、特例対象被保険者等に係る申告に関する規定です。特例対象被保険者等とは、非自発的失業者とも言われ、倒産や解雇、雇いどめなどにより失業した被保険者のことで、この非自発的失業者は、国民健康保険税の所得割の計算や軽減判定に用いる前年の給与所得額が2年間30%で計算されるという特例が受けられます。

この特例を受けるには申告をしなければなりません。第2項で申告に当たって必要となる書類について規定しています。現行では、申告書を提出する場合には、「雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。」となっていますが、現在、町とハローワークとの情報連携により、特例対象被保険者等であることの確認を被保険者から書類の提示を受けなくてもできるようになったことから、現行の書類提示義務を、改正後はアンダーライン部分のとおり、「提示を求められた場

合には」に緩和し、手続の簡素化が図られました。

次に附則の説明をしますので、ピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただき、43ページをごらんください。

附則の第1項は施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

附則の第2項は適用区分で、改正後の規定は平成30年度以後の国保税に適用し、平成29年度分までは従前の例によるとするものです。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして議案第3号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙議案つづり45ページをお開きください。

本案は、町長から提案理由の説明がありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、中小企業の設備投資に対する固定資産税の特例措置が創設されたことにより、横芝光町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

1枚めくっていただき、47ページが改正文です。

今回の改正は、第1条と第2条の2条に分け、違う施行日を設けて、税条例附則第10条の2、第26項を重ねて改正するというものです。

附則をごらんいただきますと、この条例中、第1条の規定はこの条例の公布の日または生産性向上特別措置法の施行の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行することとしています。

第1条の規定の施行日につきましては、生産性向上特別措置法の施行日が定まっていなかったことからこのような表記となりましたが、本日交付された政令におきまして生産性向上特別措置法の施行日が規定され、あす6月6日と定められたことから、この条例の公布の日のほうが遅い日となります。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづり50ページをごらんください。

50ページは第1条関係の新対照表ですが、下から2行目、現行の附則第10条の2、第26項を改正案のとおり第27項とし、新たな第26項を加えるものです。

次に51ページに移りまして、こちらは第2条関係の新旧対照表ですが、第1条で新たに加えた第26項中、アンダーライン部分のとおり、附則第15条第47項を附則第15条第46項に改めるもので、これは法附則第15条第47項が平成31年4月1日から第46項に改められることに伴い、これに合わせ条例を改正するものです。

新たな第26項の規定は記載のとおりで、読み上げますと、法附則第15条第47項、平成31年4月1日からは「第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。」というものです。

この規定は、償却資産に係る固定資産税の特例措置に関するものでありまして、特例措置の内容は、ここで引用している法附則第15条第47項、平成31年4月1日からは第46項に規定されておりますので、その概要を説明させていただきます。

次のページ、52ページをごらんください。

上の点線で囲まれた部分が特例措置の概要となりますので、読み上げさせていただきます。

「中小事業者等が、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等について、固定資産税の課税標準を当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は、その価格に零以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。」というもので、下に用語の意味を3つ載せさせていただきましたが、こちらは後ほどご確認をいただきたいと思えます。

ただいま読み上げました概要をさらに要約して申し上げますと、今回の特例措置は、町の認定を受けた中小企業の一定の設備投資について、3年間の時限的な措置として、固定資産税を零から2分の1の範囲内で軽減するというもので、この特例割合は町の条例で定めると規定されていることから、今回の改正条例でその割合を定めるものです。

当町の特例割合につきましては、この特例措置の目的が商工業の振興に資するものであることから、産業振興課所管で検討を行い、結果、町内中小企業・小規模事業者の設備投資を最大限支援するという観点から零とすることといたしました。

なお、資料に記載はしておりませんが、固定資産税の特例割合を零とした自治体において、特例措置の対象となる事業者が国の補助金を受けようとする場合には、優先採択を受けられるというメリットがあることを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第1号、議案第2号及び議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） それでは、議案第4号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを補足説明させていただきます。

資料につきましてはピンクの議案つづり49ページと黄色の議案関係資料53ページとなりますので、ご用意願います。また改正文につきましては、ピンクの議案つづりの51ページ、52ページとなります。

本案は、町長の提案理由にもございましたように、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定の新設に伴い、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされているものが後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ従前の住所地の後期高齢者広域連合の被保険者となり、医療費助成の対象となること。また、千葉県重度心身障害者（児）医療費給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、生活保護世帯が医療費助成の対象外となったことから、横芝光町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案関係資料53ページの新旧対照表をごらんください。

引用しております高齢者の医療費の確保に関する法律第55条の2の規定の新設に伴い、3条第1項第4号中、前3号を前各号に改め、同号を同項第5号とし、同法第3号の次に（4）高齢者の医療費の確保に関する法律第55条の2の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって、本町に住所を有していたと認められるもの、を加えるものであります。

また、千葉県の重度心身障害者（児）医療費医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、第3条第2項に、次の（4）生活保護法の規定により保護を受けている者に加え、別表中のAの項を削り、Bの項をAの項とし、Cの項をBの項とし、Dの項をCの項とするものでございます。

以上のことから、附則につきましても、この条文の公布の日から施行する。ただし第3条第2項の改正規定及び別表の改正規定は平成30年8月1日から施行するものとしてございます。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第5号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、議案第5号について、補足説明させていただきます。ピンク色の表紙の議案つづり、53ページをごらんください。

議案第5号 横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、町長からの提案理由説明にございましたように、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、当該資格要件を盛り込むべく、横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

次のページ、55ページが改正文となります。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙、議案関係資料の55ページをごらんください。改正箇所はアンダーライン部分であります。左側が現行条例、右側が改正案となります。

第10条第3項、これが放課後児童クラブの支援員の資格要件の規定であります。そのうち第4号「学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、新たに第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めたもの」を加えるものであります。

なお、4号の改正は、実質的な内容を変更するものではなく、規定の趣旨を明確にするための改正であり、第10号は、高校を卒業していないものも支援員となることができるよう放課後児童支援員の基礎資格を拡大するものであります。

お手数ですが、ピンク色の表紙の議案つづり55ページをごらんください。一番下になります。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第6号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 議案第6号 町道路線の認定についての詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の議案つづり57ページをお願いいたします。

議案第6号 町道路線の認定について、道路法第8条第1項の規定により、別紙のとおり、町道路線を認定するものでございます。

次のページ、59ページをごらんください。

町道路線の認定につきましては、記載の2路線、B251号線、B252号線で、町長から提案理由説明で説明申し上げましたとおり、首都圏中央連絡自動車道、通称圏央道の整備に伴い、事業区域にあります私道を機能補償道路として整備するに当たり、町道路線として認定するものでございます。

黄色の議案関係つづりの56ページをお願いいたします。

町道認定位置について説明します。路線認定箇所ですが、2路線とも赤色の円の中にございます。位置的には、町道I-1号線、通称大総新道、横芝工業団地入り口から東方向へ約500メートルの姥山貝塚付近でございます。

次のページ、57ページをごらんになってください。

町道B251号線認定路線箇所ですが、水色が圏央道事業計画地です。赤い線が町道路線の認定箇所でございます。起点が赤い丸印、終点が矢印で、延長は145メートルでございます。

認定の理由ですが、この農用地区域内には道路がなかったことから過去に関係者で私道を整備され、現在は地区の皆様でご利用されております。この私道が圏央道事業により分断されることから、この私道を町道認定することで道路法上の道路とみなされ、機能補償道路を整備していただけることとなります。このようなことから、地元からも町道路線の認定の申し出があり、この私道を調査した結果、横芝光町町道の路線認定に関する要綱に基づき認定するものでございます。

次のページ、58ページをお願いいたします。

町道B252号線認定路線箇所ですが、水色が圏央道事業計画地で、赤い線が町道路線の認定箇所、延長は141メートルでございます。認定の理由はB251号線と同様でございます。

ピンク色の議案つづりに戻りまして、59ページをごらんください。

認定路線整理番号1、路線名B251号線は、起点を姥山字三刀台337、終点を姥山字三刀台386といたしまして、延長145メートル、幅員2メートル、整理番号2、B252号線は、起点を姥山字三刀台392、終点を姥山字三刀台372といたしまして、延長141メートル、幅員2メートル、以上2路線を町道として認定するものでございます。

以上で、議案第6号の詳細説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださりますようお願い申し上げます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時35分とします。

（午前 11 時 21 分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 34 分）

○議長（川島勝美君） 議案第7号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 堀越健一君登壇〕

○企画財政課長（堀越健一君） 議案第7号 平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをごらんください。

平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億4,592万5,000円とするものでございます。

2ページ及び3ページは、第1表、歳入歳出予算補正、4ページから6ページは事項別明細の総括でございます。

それでは、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

7ページになります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

18款は繰越金であります。

10目ゆめ基金繰入金は、ゆめ基金奨学金の財源として69万円を計上したものでございます。

19款繰越金は、本補正予算の財源として1,023万5,000円を計上したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2款総務費の1項7目財産管理費の本庁共用事務備品管理事業のコピー機使用料26万5,000円は、本庁舎2階の大型コピー機が故障し、旧型であることから修繕部品がなく使用できない状況であることから、新たにリースするため計上したものでございます。

8目企画費の土地利用ビジョン策定事業は、成田空港のさらなる機能強化に伴い、新たな土地利用計画を検討する必要があるため、この経費として委員の報償金18万円のほか、土地利用ビジョン策定支援業務料594万円などを計上したものでございます。

10目地域振興費の集会設備維持管理事業は、古川集会所の施設改修に係る工事費39万4,000円の計上で、当初予算では和室36畳のうち18畳がシロアリの被害に遭っていることから予算計上いたしました。発注に向け再調査した結果、被害が全面に及んでいることが判明したことから床全面の張りかえ、並びにシロアリ防除に係る経費を計上したものでございます。

3款の民生費の1項2目老人福祉費の老人福祉総務事務費は、第二松丘園の土地地権者から買い取りの請求があり、この買い取り額を決定するため不動産鑑定手数料として24万9,000円を計上したものであります。

2項4目の保育所費の町立保育所事務費は、保育委託業務に係る保育士と町内民間保育園の保育士との給与格差が生じていることが判明したことから、保育士処遇改善支給分として108万円を計上したものでございます。

続きまして9ページ、8款消防費であります。1項2目非常備消防費の消防施設整備事業は防火水槽の設置されている土地の所有者から、建物の新築により防火水槽を撤去してほしい旨、申し出があったことから撤去費として165万7,000円を計上したものでございます。

9款教育費に入りまして、1項2目事務局費の奨学資金事業は、ゆめ基金奨学金申請者が6人増加したことから、奨学資金給付金69万円の計上でございます。

6項3目学校給食費の学校給食センター施設維持管理事業は昨年度末にコンテナ洗浄機ポンプ交換工事を実施した際、過大の腐食を発見したことから修繕料に45万4,000円を計上したものであります。

以上、議案第7号 平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〔企画財政課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第8号ないし議案第12号について、総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、議案第8号及び第9号につきまして、関連がございますのであわせて説明をさせていただきます。

まず、ピンクの議案つづり61ページ及び63ページとなりますのでご用意をお願いいたします。

この2議案につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町教育委員会委員、椎名義明氏及び伊藤美佐子氏の任期が本年6月21日をもって満了することから引き続き2名を教育委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

ピンクの議案つづり61ページ、議案第8号につきましては、横芝光町木戸在住、椎名義明氏、67歳を任命しようとするものであります。

椎名氏は平成26年6月から町教育委員会委員に就任し、教育委員会委員長職務代理を平成28年6月まで務め、現在は教育長職務代理者を務めております。

椎名氏は昭和49年銚子市立第四中学校教諭を振り出しに、長きにわたり教育現場で活躍され、退職までの間に東上総教育事務所主任指導主事や山武郡内小学校の校長を歴任されました。現在も町教育委員会委員として教育行政の推進にご尽力をいただいております。

続きましてピンクの議案つづり63ページ、議案第9号は、横芝光町宮川在住、伊藤美佐子氏、47歳を任命しようとするものであります。

伊藤氏は平成26年6月から町教育委員会委員に就任し、保護者の代表として教育行政の推進にご尽力され、現在は山武郡市広域行政組合教育委員会委員も務められております。

伊藤氏は教員免許をお持ちで、臨時講師として現場経験もある方でございます。このたび提案する2名の方は人格が高潔で、教育、学術及び文化に識見をお持ちの方であり、横芝光町教育委員会委員として適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第10号ないし議案第12号について、関連がございますのであわせて説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり65ページからとなります。

この3議案につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、横芝光町固定資産評価審査委員会委員の伊藤弘行氏、富永芳道氏及び吉田信也氏の任期が本年6月21日をもって満了することから、引き続き3名を横芝光町固定資産評価審査委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

ピンクの議案つづり65ページ、議案第10号は、横芝光町中台在住、伊藤弘行氏、71歳を任命しようとするものであります。

伊藤氏は平成24年6月から平成27年6月まで町固定資産評価審査委員会委員長を務められ、

現在も委員を務められております。

伊藤氏は文化財審議会委員や消防団長等を歴任され、行政各般にわたり幅広い識見をお持ちの方でございます。

続いて、ピンクの議案つづり67ページ、議案第11号は、横芝光町横芝在住、富永芳道氏、68歳を任命しようとするものであります。

富永氏は平成24年6月から町固定資産評価審査委員会委員を務められ、平成27年6月から現在まで委員長を務められております。

富永氏は司法書士として司法書士事務所を開設され、不動産登記等に精通された方であります。

続きまして、ピンクの議案つづり69ページ、議案第12号は、横芝光町木戸在住、吉田信也氏、58歳を任命しようとするものであります。

吉田氏は平成24年6月から町固定資産評価審査委員会委員を務められ、現在も委員を務められております。

吉田氏は宅地建物取引主任者を取得され、固定資産に関する高い知識をお持ちの方でございます。このたび提案する3名の方は横芝光町固定資産評価審査委員会委員としてそれぞれがすぐれた識見をお持ちの方であり、その実績からも適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上で補足説明とさせていただきます。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第13号及び議案第14号について、住民課長。

〔住民課長 市原通雄君登壇〕

○住民課長（市原通雄君） それでは、議案第13号及び第14号につきまして、補足説明をさせていただきます。

ピンクの議案つづり71ページ及び73ページをごらんください。

この2議案につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、人権擁護委員、越川いつ子氏及び布施貞雄氏の2名の任期が平成30年9月30日をもって終了することから、その後任について椎名竹彦氏及び關範雄氏の2名を人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

ピンクの議案つづり71ページをごらんください。

議案第13号は、横芝光町宮川在住、椎名竹彦氏、65歳を推薦しようとするものでございま

す。

椎名竹彦氏は平成24年9月から平成28年8月まで国民健康保険運営協議会委員を務められております。また、平成21年5月から平成23年5月まで学校法人千葉経済学園評議員を務め、在職中に発生した東日本大震災での被災地に大学側と協力して支援活動を積極的に行われました。

これまでの社会経験を生かし、幅広く人権課題に取り組みたいと意欲を示されており、人権擁護委員として活躍が期待されるものでございます。

続きまして、ピンクの議案つづりの73ページをごらんください。

議案第14号は、横芝光町芝崎在住、關範雄氏、65歳を推薦しようとするものでございます。

關範雄氏は昭和51年千葉市立稲毛中学校を振り出しに、長きにわたり教育現場で活躍され、平成12年4月から平成15年9月まで千葉県総合教育センターで教育指導主事として人権教育推進のための研修の企画運営をされておりました。

また、平成28年12月から現在まで民生委員・児童委員も務められております。

同氏は人権啓発や地域に精通しておりまして、人権擁護委員として活躍が期待されるものでございます。

このたび推薦するお二人は人格が高潔で、人権擁護に高い意識と深い知識を有しており、人権擁護委員として適任と思われまますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 市原通雄君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第15号及び議案第16号、報告第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 堀越健一君登壇〕

○企画財政課長（堀越健一君） 議案第15号及び第16号並びに報告第1号につきまして、詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の表紙のつづりの75ページをお願いいたします。

初めに、議案第15号からご説明申し上げます。

契約の目的は、役場庁舎北側車庫棟改築工事請負契約でございます。契約の方法は一般競争入札で去る5月2日に受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店が、入札書比較価格1億8,750万円に対しまして、入札金額1億8,500万円で落札候補者となり、5月10日に入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えた額1億9,980万円を契約金額として千葉県山武郡横芝光町

木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役畔蒜毅を契約の相手方として請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第16号についてご説明いたします。

議案つづりの77ページをごらんください。

契約の目的は、横芝光町文化会館（横芝光町中央共同利用施設）空気調和設備機能回復工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る5月2日に受注希望型競争入札を行ったところ、吉岡建設株式会社が、入札書比較価格1億293万円に対しまして、入札金額9,800万円で落札候補者となり、5月10日に入札参加業者選定委員会において資格審査を行い、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えた額1億584万円を契約金額として千葉県山武郡横芝光町横芝800番地、吉岡建設株式会社、代表取締役吉岡昭を契約の相手方として請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、ご説明いたしました受注希望型競争入札につきましては、全て予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施したところでございます。

入札参加の要件設定を行うに当たりまして、当該工事分野において十分な実績要件を設定した上で、資格範囲を決定し、所定の手続により公告を行いました。

役場庁舎北側車庫棟改築工事請負契約への入札参加者は、開札時において1者でありましたが、入札は電子入札で行ったものであり、電子入札システムの運用上、競争性、公平性及び公正性を保つことができると認められることから、横芝光町電子入札約款第5条第4項の規定に基づき、それぞれ開札を執行したところであります。

なお、この工事の概要等につきましては、別冊の平成30年6月議会議案（工事契約関係資料）、こちらになります、を添付してございますので、後ほどごらんいただけますようお願い申し上げます。

以上、議案第15号及び第16号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第1号につきまして詳細をご説明申し上げます。

ピンク色の表紙議案つづりの79ページをごらんください。

報告第1号 平成29年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る経費を翌年度に繰り越したことを報告いたします。

初めに、5款1項農業費の県営基盤整備事業2,500万円は、国の補正予算による追加事業採択の内示を受け、平成29年3月補正予算により計上いたしましたが、年度末の補正であったことから全額を繰り越したものでございます。

次に、7款2項道路橋りょう費の町道I-14号線道路改良事業904万2,000円は農業用施設の移転が年度内に完了しなかったことによるもので、橋りょう長寿命化修繕事業735万4,000円は国庫補助事業により実施した橋梁点検が完了し、残金が生じたことから早急に修繕が必要な橋梁2橋の修繕工法の検討を行うため、新年度に繰り越したものであります。

ご説明いたしました3事業に係る翌年度繰越額の総額は4,139万6,000円でございます。

以上、平成29年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告とさせていただきます。

〔企画財政課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時59分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

報告第2号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）について、補足説明をいたします。

ピンク色の議案つづり、81ページをごらんください。

本件につきましては、町長からの提案理由でも申し上げましたとおり、平成29年11月14日に発生いたしました、町道C077号線の道路瑕疵にかかわる車両の損傷につきまして、町と被害者の間で和解が成立し、損害賠償額が7万8,246円に決定しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年3月8日付で専決処分したもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容についてご説明いたします。

85ページをごらんください。

和解及び損害賠償額の決定について。

町道C077号線の道路瑕疵に係る車両の損傷について、次のとおり和解し、損害賠償額を決定する。

1の和解及び損害賠償の相手方につきましては、報告書記載のとおりでございます。

2の和解の要旨につきましては、平成29年11月14日、和解の相手方が運転する車両が町道C077号線横芝光町栗山2637番31地先を走行中、道路路肩段差箇所に車輪が落ち、車両左側のタイヤ、ホイール及びフロントバンパーを損傷した事故について、損害を賠償するものでございます。

3の損害賠償額につきましては、7万8,246円に決定したものでございます。

以上、ご報告とさせていただきます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 報告第3号について、健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、報告第3号について補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり、87ページをごらんください。

報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定）についてであります、本件は町長からの提案理由説明にございましたとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

次の89ページが専決処分書になります。

専決日は平成30年3月19日であります。

次のページ、91ページが改正文となります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。

黄色の表紙の議案関係資料つづり、最後のページとなります、59ページをごらんください。

アンダーライン部分が改正箇所であります。左側の欄が現行条例であります、第15条第1項第2号中、同条第9項を、右側の欄です、同条第11項に改めるものであります。

これは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務、権限が都道府県から指定都市に移譲されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、一部改正するものであります。

なお、本条例改正に伴う当町への影響はないものであります。

お手数ですが、ピンク色の表紙の議案つづり、最後のページ、91ページにお戻りください。附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、報告第3号の補足説明とさせていただきます。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

- 議長（川島勝美君） 報告第1号 平成29年度横芝光町一般会計繰越明許費繰越報告について、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）、報告第3号 専決処分の報告について（横芝光町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定）は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

◎一般質問

- 議長（川島勝美君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 宮 蘭 博 香 君

- 議長（川島勝美君） 通告順に発言を許します。

宮蘭博香議員。

〔3番議員 宮蘭博香君登壇〕

- 3番（宮蘭博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮蘭博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

国会は、森友問題や加計問題に揺れ、国会審議がとまったり、証人喚問等により真実を究明するなどさまざまなことが行われましたが、いまだに真実が明らかにされていないなど、日本の立法、いわゆる政治は崩壊寸前の状況にあります。

また、行政についても、財務省の文書改ざん問題や幹部官僚によるセクハラ問題等、国民の信用を失墜している状況にあり、一国民として寂しい限りであり、残念でなりません。国

の一刻も早い三権分立の正常化を望むものであります。

さて、当町におかれましては、基幹産業である農業の主要作物である水稻の田植えも終わり、緑豊かな田園風景がすばらしく、季節においても過ごしやすい時期となりました。このまま安定した天候に恵まれ、稲刈り時には良質米がより多く収穫できることを祈るものであります。

また、町当局におかれましては、4月1日に新規採用職員を迎えるほか、定期の人事異動が行われるなど、新体制になって2カ月余りが経過しましたが、既にさまざまな協議がなされていることと思います。

当町は小さい町であります。きらりと光り、町民から我がふるさとと言われるような信頼を勝ち取っていただき、どこにも負けないような地方自治を展開していただくことを切望するものであります。

そのためには、佐藤町長には成田空港のさらなる機能強化のとき、定められた期日までにしっかりと判断をすることができなかつた教訓を生かしていただき、同じような過ちを犯すことがないように、行政のしっかりとしたかじ取りをしていただくことを強く、強くお願いするものであります。

それでは、大綱2点について一般質問をさせていただきます。

大綱1点目としましては、教育関係についてであります。

日本は、世界と比較すると小さい島国であり、資源もないのに世界有数の大国になっています。言うまでもなく、教育により優秀な頭脳に磨きをかけ、技術や優良な製品を売り、大国になったわけではありますが、現在はその教育に陰りが見え始めてきました。

教育とは、子ども・子育て支援の根幹をなすものであり、少子化の中、人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりが大原則だと思います。そういう意味では、子供たちの教育環境をよくするために、平成28年3月定例会時に、小学校の適正規模を図り、教育環境を充実されたいという質問を踏まえ、学校適正配置等検討委員会の答申が、平成30年3月20日に佐藤町長に提出されたことは喜ばしいことであり、委員の皆さんに敬意を表するものであります。

そこで、行政のプロである町当局は、この答申をどのように捉えているのか、お伺いするものであります。

1点目として、現在の小学校の小規模校をどのように捉えているのかについてお伺いします。

一般的に、小学校の教育環境は、各学年とも2または3クラスがさまざまな意味でよいとされていますが、町当局はどのようなお考えを持っているのか、お伺いいたします。

2点目として、学校適正配置等検討委員会の答申内容についての町長の見解についてお伺いをいたします。

3点目として、答申内容どおりに進めていくかについてお伺いします。

今回の答申内容は、複式学級を有する過小規模校の適正化を図ることとしたということですが、既に合併して12年が経過しています。当町も同時期に合併した県内の各市については、いずれも数年前から教育環境を整えているという現実があります。

私は、個人的にはこの際、町全体を踏まえた小学校の教育環境を整える必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

4点目として、横芝小学校の改築はいつ行うかについてお伺いをいたします。

横芝小学校の校舎は、児童数の増加とともに、昭和39年から55年にかけて毎年のように増築を繰り返し、教室数を増設し、現在の全5棟からなる校舎になっており、校舎建築回数は12回を数え、積み木の校舎になっています。

したがって、本校舎経過年数は53年から44年までさまざまで、新校舎は41年と37年、本校舎と新校舎をつなぐ部分は39年と37年になっており、平均で47年経過している状況にあります。

このような状況にありながら、いまだに具体的な方向性が示されない。町長と教育長の責任は重大だということを言わせていただきたいと思います。

そして、早急に校舎の改築を検討していただくと同時に、その際、将来の教育環境までを整えた改築を考えていくのか、あわせていつごろの改築を予定していくのかお伺いします。

5点目、統合後の各小学校の跡地利用について、どのように考えているのかについてお伺いいたします。

各小学校ともそれぞれ地域の主要施設として位置づけられ、歴史もあります。そして、横芝小学校以外は目的を変え、有効利用が可能と思われます。

そこで、統合後、目的を果たした小学校は、地域の老若男女誰でもが有効利用できるような複合施設に模様がえをし、地域のシンボルになるようにしていく必要があると思われます。

それらについては、各地域の要望等も踏まえ、今から検討していく時期に来ているものと思われるので、そのタイミングを失うことなく対応していただくことをお願いしたいと存じますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大綱2点目の行財政運営についての、時代に合った組織改革についてであります。

ある職員には、5月1日付で企業誘致の担当として、町長部局との併任辞令を発令したということではありますが、一つの考え方としては、前向きな対応であったと評価するところがあります。

しかしながら、時代に合った対応をするのであればもっと大なたを振るうような、時代に合った対応が必要だと思われまます。

一つ例を出すならば、以前にも何回か議会の一般質問でも言っているように、成田空港と共生、共栄をしていくのであれば、企画財政課から空港・地域振興室を切り離し、また財政と相反する企画も切り離し、(仮称)空港企画課なるものを新たに設置し、人口減少を最小限にとどめるための公共交通体系の充実、定住対策の一環としての雇用の場の確保や、周辺対策交付金を活用した町独自のきめ細かな各種施策の計画、立案等を行う。

企画財政課は(仮称)財政課とし、財政班と管財班の2班を設け、財政班は今以上の歳入の確保を行い、管財班は平成32年度までに策定する予定になっている公共施設の個別計画などをきめ細かに作成する必要があると思われまますが、町長のお考えについてお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

[3番議員 宮藺博香君降壇]

○議長(川島勝美君) 宮藺博香議員の質問に対する当局の答弁を求めまます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長(佐藤晴彦君) それでは、宮藺博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは教育関係についてのご質問のうち、学校適正配置等検討委員会の答申内容についての見解についてと、行財政運営についてのご質問にお答えをさせていただきます、その他のご質問につきましては教育長及び教育課長からの答弁とさせまますので、よろしくお願いを申し上げます。

学校適正配置等検討委員会で、平成28年7月から約1年半にわたり、町内小中学校の適正配置について検討いただいた結果を、ことしの3月20日に答申書として受領をさせていただきました。答申の内容については、4月23日の議会議員全員協議会でご報告させていただきます。

たところでございます。

今回の答申は、複式学級を有する過小規模校、具体的には大総小学校と南条小学校の適正化を図ることを趣旨としてございます。町内の児童生徒数は、この先減少が見込まれており、両校は今後も継続して複式学級が生じる見込みとなっております。

児童数の少ない小学校がだめということではございませんが、学校適正配置に係る町民アンケートでも7割を超える方が、小学校の学年当たりの学級数は2クラス以上、1学級当たりの児童数は21人以上が好ましいと回答をしており、効果的な教育活動を行う上では、一定の学校規模を確保する必要性を感じております。

検討委員会では、議会代表、保護者代表、地区代表、学識経験、学校長など、それぞれのお立場の委員の皆さんが、積極的かつ真剣に議論されたものと判断しております。そのため、検討委員会の答申は率直に尊重したいと考えております。

次に、行財政運営について、時代に合った組織改革について、お答えをさせていただきます。

当町は合併時に新町における組織及び機構の取り扱いに関し、簡素で効率的な組織・機構とすること、住民が親しみやすく利用しやすい組織・機構とすること、新たな行政課題を見据えた組織・機構などとする、行政組織・機構の整備方針を定め、これまで努めてまいりました。

これまでの主な取り組みといたしましては、平成19年度に横芝行政センターを廃止し、分庁方式を取りやめることにより行政機能の集約を行い、また平成28年には主に子育て施策の充実を目的とした組織改革を実施してまいりました。

平成30年に入り、圏央道大栄・横芝間の本格的な工事開始や、3月13日の成田空港のさらなる機能強化案の合意により、当町を取り巻く社会情勢は急激に大きな変化が生じております。

このような社会情勢を好機と捉え、変化に的確に対応する時代に合った組織の構築は必要と考えますことから、地域振興や成田空港のさらなる機能強化に対応した新たな組織を早急に立ち上げるべく、副町長を中心に人事担当部局と施設管理部局に対し、素案を検討するよう指示し、時代の変化に即応した組織改革を進めてまいりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 宮菌博香議員の教育関係についてのご質問のうち、現在の小学校の小規模校の教育環境をどのように捉えているのかと、答申内容どおりに統合を進めていくのかについて、お答えをいたします。

初めに、現在の小学校の小規模校の教育環境をどのように捉えているのかについてお答えします。

文部科学省発行の「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、大総小学校と南条小学校が該当となる過小規模校は、教育上の課題が極めて大きいと。

そのため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある、上堺小学校、白浜小学校、日吉小学校が該当となる小規模校は、さらなる小規模化や将来的に複式学級が発生する可能性等を勘案した上で、今後適正規模に近づけることの適否を検討する必要があるとしております。

なお、東陽小学校、横芝小学校につきましては、標準規模校ということで、これについては該当しないということになります。

義務教育段階の学校、特に小学校では、児童の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としております。このため、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。

そうした教育を十分に行うためには、複式学級を解消した一定の規模の児童集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等にバランスのとれた教職員集団が配置されている教育環境が必要であり、望ましいと考えます。

次に、答申内容どおりに統合を進めていくのかについてお答えいたします。

4月23日の議会議員全員協議会でも申し上げましたが、平成28年7月13日に立ち上げられた、住民参加方式の横芝光町学校適正配置等検討委員会は、10回の検討委員会全体会と3回の分科会、計13回の慎重審議を重ね、ことし3月20日に検討委員会正副委員長から町長に答申書が提出されました。

先ほど町長が、答申を尊重したいと申し上げましたように、この答申をもとに基本方針を作成し、学校統合に向けた住民説明会等を開催する予定としております。

その中で、保護者や地域の皆様のご意見を伺いながら、取り入れるべき点は取り入れ、改善すべき点があればさらに検討し、望ましい学校統合を推進してまいりたいと考えております。

また、学校の統合には、町小学校及び中学校設置条例の一部改正が必要となります。ことしの12月議会定例会で審議をお願いする予定としておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） 私からは、教育関係についてのご質問のうち、横芝小学校の改築の時期と、統合後の各小学校の跡地利用についてお答えをいたします。

初めに、横芝小学校の改築の時期についてですが、横芝小学校の改築については昨年12月1日に教育長が議員の皆様にご説明し、賛意をいただいたものと認識しております。また、ことしの3月12日には、現況確認のため合同常任委員会で横芝小学校の視察を行っていただいたところです。

横芝小学校の改築事業は、現時点では具体的な計画が立案されておきませんが、事業を行う際の財源としては、国庫補助金のほか、学校教育施設等整備事業債や合併特例債の活用を見込んでおります。合併特例債は延長法がことし4月に成立し、発行期限が平成42年度まで延長されたところですが、横芝小学校の改築はその必要性から期限延長を考慮せず、従前の平成37年度を期限として取り組むべきと考えます。

事業計画を立案するに当たっては、さまざまな課題が生じることが予想されますが、合併特例債の期限を平成37年度と仮定するならば、新校舎の開校は平成37年4月ないし平成38年4月が目安になると考えられます。

今年度は、国庫補助事業採択を受けるために必須条件となる、既存校舎の耐力度調査を実施すべく、準備を進めています。今後は、建設準備委員会に類する組織を立ち上げまして、多方面からの意見を伺いながら、まずは改築場所の選定から検討を始めたいと考えています。

次に、統合後の各小学校の跡地利用についてお答えいたします。

検討委員会の答申では、大総小学校と南条小学校が閉校となりますが、両校には100年を超える伝統があります。同時に、地区コミュニティーの中心施設でもありますので、地区の

皆さんには、おらが村の小学校としての思いが強いものと思慮いたします。

両校の閉校後の利用については、現時点では具体的に決まっておりませんが、今後、公共施設個別計画に位置づけ、活用方法について検討する予定です。

他の自治体では、閉校した校舎を宿泊施設や商業施設、子育て支援施設や福祉施設、また企業誘致などに活用し、自治体の活性化につなげている事例もあります。当町でもこれら先進事例を参考としながら、住民要望や行政需要に対応した活用を検討したいと考えております。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 町長、教育長及び教育課長には、丁寧な説明をいただきありがとうございました。

それでは、私が通告した順番により再質問をさせていただきます。

最初に、現在の小学校の小規模校の教育環境をどのように捉えているのかについてお伺いします。

ただいま教育長は、小規模校は教育上の課題が極めて大きい。適正規模に近づけることを検討するというふうに答弁されていましたが、教育長が考える適正規模とはどのくらいなのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほど申し上げました中で、過小規模校ということについては、複式学級を有するというので、議員のほうもご承知なわけですが、小規模校については単学級、要するに複式学級は抱えない、学年1学級、それで形成する学年6学級プラス特別支援学級等がありますので7とか8とか、そういうような形になっていくというふうに考えておりますし、現実的にはそうなっています。

その中で、横芝光町に当てはめていきますと、南条小学校、それから大総小学校につきましては複式学級を2つずつ抱えております。実際には、4学級編制という形になっております。それから日吉小、それから白浜小、上塚小学校については、学年1学級を抱えております。

そうしますと、複式学級については、例えば南条小学校、大総小学校につきましては、平均大体学年6名から7名になっております。大総も同じです。ただし、ここでもう一つありますのは、学年2人とか3人とかという学年があるということを見逃してはならないという

ふうにご考慮しております。

小規模校と言われるところにつきましては、学年平均が一番少ないところで日吉小学校が平均12名程度、それから白浜が20名、上堺小学校が16、7名というような形で現在進んでおります。ですので、過小規模校についての検討を加えなければならないということで進んできました。

小規模校については、今申し上げましたように、大体1学年平均しますと3校ありますけれども、大体100名ちょっと超える程度ということになっています。ですので、そこら辺のところを、本町の場合にはそういうふうにご考えたいというふうにご考慮しております。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私の聞き方が悪かったかもしれませんが、もう一度教育長に確認したいんですけども、簡単で、要点だけで結構ですので。

教育長が考える小学校の適正規模というのは、どのくらいを考慮していますか。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 理想は、文部科学省ないしは千葉県の編制基準等にありますが、1学級40人。これが理想だというふうにご考慮しておりますが、ただ現実には学校の教育を預かっている場合に、今40人という学級はほとんどありません、この近辺には。

なぜならば、社会情勢等を踏まえて、学校がいろんな面で苦勞している部分があります。これは、子供たち云々ということではありません、全体的にそういうことがあるということでございますので、40という数字から現実的には、理想的には、このアンケート等にも出てきておりますが、25前後が理想的であろうというふうには考慮しております。

ただ、編制基準の中で40という数字がありますので、それを差しおいて考えることはできないというふうには思っています。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私が言いたかったのは、一般的に言われておりますように、各学年、私はやっぱり2クラスから3クラスが、やっぱりいろんな面ではよいと思います。町長も先ほど、住民アンケートでも7割を超える方が、学年当たりの学級数は2クラスということがありました。

私が今、教育長に言いたいのは、現在の小規模校、特に複式学級になる学年は、複式学級を避けるために一般財源より教員を採用していると思います。ですから、私が言いたかったのは、40人を1人の教員で指導するよりも、2クラスとかそういう複数のクラスにして、そ

の分、40という基準がありますのでそれを割ったりして、その1人分をやっぱり町のほうで単費で教員を採用するなど、そういうふうな形で指導したほうが、より教育効果が上がるんじゃないのかなど。

ですから、そういうことを今まで考えなかったということはなかったのか、その辺についても伺いたしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 学校適正配置等検討委員会を立ち上げたときに、一応その要件として3点掲げさせていただきました。

1つは、ここで検討する内容の中で、基本は国から出ている手引を基本としますと。町として考えることは、第1には過小規模校について考えてもらいたい。

第2としては、今後過小規模校が懸念される学校について考えてもらいたいと。

第3としては、中学校での人間関係を重視することから、中学校区を超えないということをお願いしておきました。

それと、プラスアルファですけれども、町内の中学校については、今現時点では特に大きな問題がないので、これについては触れないまま進んでも差し支えないのではないかとということ伝えてあります。

その4点があったわけですが、その中で特に問題となったのは、第1の過小規模校と第2の今後の過小規模校についてであります。この中で当然、今、宮菌議員が言われたように、2ないしは3という、これはアンケートの中にも出てきております。

そうしますと、考えられるのは先ほど最初の質問で出てきましたけれども、全校が統合するということは考えなかったのかということがあったわけですけれども、今申し上げましたように、第1、第2、第3ということで、これについて最初の要件として出して、皆さんに協議をしていただく要件として出しましたので、それについてはその当時、現在もそうですけれども、考えてこなかったというのが現状でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私が言わんとするのは、もう既に合併してから12年が過ぎてしまったと。

それで、壇上でも申し上げましたが、やっぱりまちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりであると私は思っています。そして、子ども・子育て支援の根幹になる問題でありますので、もう12年経過したのであれば、今度は逆に一番いい方法、子供たちの一番いい教育環

境を考えて、やっぱりそれに向かって対応する必要があるんじゃないか。

というのは、今、教育長からあったんですけれども、今この統合を進めていった中で、検討委員会の委員さんについてはお骨折りいただいたわけでありましてけれども、このままの感じで進めた場合に、じゃ、日吉小学校だけ1つにしちゃって、日吉小学校はしっかりした、ほかと比較した教育ができるのかということになると、日吉小学校も人数が各学年少ない中で、何もできないような状況というのも当然懸念されるんじゃないかということも踏まえて、私は今回このような質問をさせていただいたところでありまして、その辺はご理解をさせていただきと思います。

ということ踏まえまして、学校適正配置等検討委員会の答申内容について、町長の見解なんですけれども、町長は検討委員会の答申は率直に尊重したいということでありまして、今回の答申をもとにそれでもう進めていくのかどうか、その辺を再度町長のほうに確認をしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本的には、今申し上げたとおりでございまして、率直に尊重したい。

その中で、壇上でもお答えをさせていただきましたが、地域に対する説明もしっかりしていく中で、これを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そうすると、今の話ですと、答申内容どおりに統合を進めていくということであると、私の理解が足りないかもしれないけれども、少なくとも日吉小学校は宙ぶらりんみたくなっちゃうというふうに捉えられてなりません。

それで、今後、先ほどの説明ですと、基本方針を策定し住民説明会を開催するということであるんですけれども、もう既に住民アンケート調査の報告書、こういうものもいっぱい上げられてきて、それでかつまた説明会等をやった中で、どのようなふうにして私は意見集約ができるのか、その辺も私は疑問に思うわけなんですけれども、それであれば今後は、これだけのものもできてやったのであれば、やっぱり子供たちの本当の教育環境を考えるのであれば、プロによる集団組織、そういうものを結成した中で、やっぱりある程度そういう枠組みをつくっていくということも、当然必要になっていくんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてどのような考え方をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） やはり、学校の適正化、統廃合については、先ほど教育長のほうからも壇上から答弁がありましたけれども、100年以上も続いている、ある意味文化の、その地区の、地域の発祥の部分であったわけでごさいます、それをトップダウンでいきなり全部丸め込んでというような状況には、してはいけないのではないかなというふうに考えております。

小さいから悪いんだとか、勉強ができなくなるんだとかというような、一方的な意見というのは成り立たないとは思いますが、やはり子供たちが将来にわたって、これ以上少なければやはりいろいろな支障が出るんだらうなという、文部科学省の答申も出ているというような話でございますので、そうした中で、一気に解決しちゃおうというのではなくて、やはりいろんな皆さんの意見やその状況を踏まえながら、ソフトランディングに進めていくことも肝要ではないのかなという認識で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そうしますと、再度確認をしたいと思います、今回はこの答申内容にあるように、平成32年4月をめどに横芝小学校と大総小学校を統合する。それとあと、南条小学校と東陽小学校を統合するということだけで今回はいくということなのか、その辺も再度確認をしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 答申どおり尊重するというところでございますので、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そうしますと、わかりました。

そうすると、小学校の適正規模について、町長は、効果的な教育活動を行うためには一定の学校規模を確保する必要がある。また、教育長は、適正規模に近づけることを検討する必要があると言われていますが、その辺についてはどのように考えているのか。あえてお伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来申し上げているとおり、やはり今回の答申の内容を精査してみますと、これから5年、10年の間に人口動態というか、生徒の数がどうなっていくとか、

複式学級が今後またふえていくんだとかいうような部分の中で、日吉小学校についてはしばらくの間、平行線をといてまいりましょうか、今の規模を守っていられるというような結論も出ているところのことです。あえてそれを喫緊にその対応をしなくてはならないという状況にはないというふうに私も考えておりますし、この検討委員会の中でもそのように結論が導かれたのではないかという認識で、これを認識しております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） わかりました。

そうすると、町長の言っている教育環境というのは、私はちょっとまた疑問を感じてきましたけれども、町長がそういう考えならば、それで仕方ないなというふうに思っております。

では、次にですけれども、横芝小学校の改築なんですけれども、教育課長のほうから、開校は平成37年4月か38年4月が目安になるということですか。はい。それで、準備委員会なるものを立ち上げて、改築場所の選定から検討を始めたいということでもあります。

現在の横芝小学校の状況、議会のほうでも既に皆さん視察をしていると思うんですけれども、やっぱり早急に対応する必要というのが私はあると思います。

ですから、その辺については大いに奮闘を期待するところであるんですけれども、1点だけ町長に確認したいんですけれども、横芝小学校の改築とあわせて、横芝地区の小学校の最終的な統合とかそういうものは考えてやるのか、考えられないのか、その辺について考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 横芝地域での全体の統合があるかということですか。

〔3番議員「横芝地域で、はい」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） それはやはり、将来を見据えた中で、考えの一つとして持っていなければならない課題ではないかなというふうに認識をしておりますし、それを見据えたものにならざるを得ないのではないかという認識は持っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そうすると、あと改築場所の選定からそういうのでやると、7年しか期間がありません。

ということは、早急にそういうものを模索していかなかったら、とてもじゃないけれども

間に合わないんじゃないかなと、私は個人的には思うんですけども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 37年度内では校舎建築が間に合わないのではないかなというような理解でよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 間に合わないんじゃないかじゃなくて、37年4月の開校を目指すということで先ほど答弁がありましたので、37年であれば、今からもう選定もし、そういう組織、そういうものの組み合わせを考えた場合には、逆に私は7年しか時間がありませんよと。よっぽど急ピッチでやっていかなかったら、いい教育環境は整いませんよという話をさせてもらっているんですけども。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 急ピッチでという話がありましたけれども、それこそ急ピッチで進みたいというふうに考えております。

今年度は、予算計上してありますので、そちらもやらせていただいて、それが通った段階で先に進みたい、もう先へ少しずつ進んでおりますので、それはご理解いただければというふうに思います。

なお、先ほど町長のやつにつけ加えさせていただいて申しわけないんですけども、32年に大総小学校の統合を考え、そして校舎改築の時点で、できるものならば上堺小学校の統合も考えていきたいと。それが37年ないしは38年以降になるだろうというような予定は立てております。

なお、もう一つ申し上げますが、先ほど光地区の4校について云々という話が出ましたけれども、これについても検討委員会の席上ではとりあえず南条をやりまして、今キャパが、4校一緒にやると、光地区は東陽小に入り切らないんですね、12学級分の教室しかありませんので。これをやると2から3、オーバーしちゃうのかな、そういうような状況下にありますので、そうすると平成35年度以降、これについては今の状況でいきますと、東陽小学校はオール1学級になる予定です。

今現在も、横芝小学校区から、複合学区ということで30人を超えて東陽小に行っております。ですので2学級が保たれているという状況下にあるわけですけども、35年度以降になりますと、今の見込みからいきますとオール1学級になる。

そうしますと、その時点でキャパは確保されるというふうになってきますので、35年度以降については、その時点でまた考えなければならないというのが検討委員会の意見でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） しつこくて、教育長には大変申しわけないんですけども、そうすると、例えば横芝地区が平成37年に横芝新小学校開校するのであれば、そのときに横芝地区の統合を考えるとということでありましたけれども、それであれば当然それまでに、光地区の第2回目の統合というの、当然視野に入っているというような考え方でよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） それは当然、そういうふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） ありがとうございます。

その辺を確認したくて、いい答弁がいただけたということで、今回は少し一般質問に充実感が漂っております。

それでは、続きまして、統合後の各小学校の跡地利用なんですけれども、教育課長から明快な、進め方についていい答弁がありました。私も、まさにそのように対応していただきたいなと思う一人であります。

壇上でも申し上げましたように、目的を果たした小学校については、いろんな歴史もありますので、形を変え、地域のシンボルとして、老若男女誰でもが友好できる複合施設に模様がえをしていただきたい。それには、やっぱり行政だけじゃなく、住民と協働のまちづくりということ言われているのであれば、やっぱり地域の人も参画させた中で、そのような地域に愛される、またシンボルになるような複合施設をつくることによって、またその歴史そのものが保たれるんじゃないかと思っておりますので、そういうものを当然考えていかなければならないと思いますが、その辺について町長、何かあれば一言、お願いしたいんですけども。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 宮菌議員のおっしゃっている案もすばらしいアイデアなのかなというふうに考えております。

その中において、やはり小学校自体がそこになくなってしまおうという、その地域、地区にとってはある意味寂しさも、当然のことながらそういうような思いも当然出てくるものであ

ると考えておりますので、そうした中でその小学校があったところに何かしらのにぎわい、また光るものがあれば、その地域の皆さんにとっても、より幸せな地域環境になるのではないかなと思っております。

ただ、それが行政主導、または民間主導、いろいろな手法があるかと思えますけれども、その中で一番いいものをできればなという認識でおります。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 町長からいい答弁をいただきました。

再度確認の意味でお願いをしたんですけども、まず施設を変更する際には、各地域の特性を踏まえると同時に、地域の皆さんに企画立案に参加していただき、おらが地域のシンボルと言えるようにしていただきたいと思えます。

そして、一番大切な運営についても、地域と十分な協議をしていただくことによりまして、協働のまちづくりの一端を担うようになると思えますので、そのような考え方で進めていただければありがたいなというふうに思っております。

そして、次に、またあえて言うのであれば、今、財政も苦しくなっております。したがって、新しい施設をつくるのではなく、今回のように目的が終了しようとしている施設も使えるのであれば、そういう施設の有効活用をすることが大切であると思っております。

したがって、今回の件についても時期を失わないように、やっぱりそういう小学校の統合とあわせて並行して、スピーディーな対応をしていただくことをお願いしたいと思えますが、その辺について町長のお考えを改めて伺います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 統廃合と同時にそういうものが、にぎわいが別の形でできるというのは理想的な部分でありますので、それについてはそういう方向づけで努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、続きまして、大綱2点目の時代に合った組織改革について、質問させていただきます。

壇上でも一度申し上げさせていただきましたように、今までの状況を見ていますと、佐藤町政は後手、後手に回り、時代に対応できていないのが現状であると私は思っています。

厳しく言いかえてみますと、町長はその場しのぎで、その場が過ぎればいいというようなふうには私は見受けられます。

今回は、成田空港の恩恵を受けなければならないし、やっぱり空港と共生、共栄をしていくことによって、当町の発展というものがあると思いますので、やっぱりそういう下準備とか対応、町の姿勢というものを示した中で、よりきめ細かく、いろんな面で地域間競争に勝つためにきめ細かくやっていくためには、ある程度のセクション、そういうものを持っていかなければならないと思います。そして、そういうふうにしないと、騒音だけの町になってしまうのかなと思います。

それで、先ほどの答弁ですと、副町長を中心に素案を検討する指示ということでしたが、いつごろまでにそういうものができるのか。その辺についての見通し、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） ただいまのご質問にお答えします。

現在、まだ素案の検討に入っておりませんので、はっきりとした時期はお伝えできませんけれども、来年度の組織改編に向けて間に合うような形で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） できれば、余り突貫というのもよくないのかと思いますし、またそういうのについては、本来4月1日に組織改革をするというのが本来の姿かもしれません。

しかしながら、副町長もわかっているように、成田空港の基本プランとかそういうものについては、もう既にスタートしているわけです。場合によっては、あと2年後にはでき上がっちゃうかもしれない。そういう中で、まだ今こういうふうに使っていたのでは、私はまた後手、後手を踏んじゃうんじゃないかなと。

ですから、そういうものについては、副町長については、千葉県という大きな組織の中でいろんなものを見てきていると思いますので、そういう劣っている点については遠慮することなく、やっぱり横芝光町がこの地域間競争に勝たなければならないわけでありますので、そういうものにどんどん骨を折っていただく、アドバイスをさせていただければいいと思うんですけれども、その辺の副町長の思いがあれば、聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 正式な組織の改編となると、やはり年度当初からという形になるかとは思いますが、先ほどお話もありましたように、5月1日付で1人、企業誘致のために専属に配置転換をさせていただいたというのも、現状の状況、流れに応じて、できるだけ早く対応したいということをお願いして、そういうふうになったわけでございます。

今後、いろいろな流れがあると思いますので、正式なものとは別に、うまく人員を活用して対応できるものについては、臨機応変に対応していければなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、最後に、人員を活用してという話が出たもので、幾らか安心したんですけれども、やっぱりこういう時代であります。組織改革ができなくても、そのセクション、セクションで力を入れなければならない分野についての、職員の人事異動については定期でなくても、その一番の分野、対応できるのであれば、そういう方法をとるのも一つの施策なのかなというふうに思っております。

といいますのは、やっぱり先ほども言いましたように、しっかりした基盤整備をしないと、これから横芝光町というのは発展していきません。

先ほども言いましたように、空港と共生、共栄をして、地域間競争に勝ち抜くためにはどうしたらいいか。これはやっぱりきめ細かな行政展開をしなければならないと私は思っております。

ですから、そういうものであれば、定期の人事異動に限らず、そのセクション、ある程度厚くした中でその分野の対応をするのであれば、組織改革をするまでの間でも、そういうような対応も私は可能だと思っております。

いつも言っていますように、人事というのは町長の持っている最高の特権でありますので、それができるかできないかというのは、町長が特権を生かせるか生かせないかということにもなってくるわけであります。

時間のほうも迫ってきましたものですから、終わりにしたいと思いますけれども、真のふるさとを築くためにも、町当局がさらに頑張ってくださいたくことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時20分とします。

(午後 2時05分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時19分)

◇ 森 川 忠 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

[8番議員 森川 忠君登壇]

○8番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、森川忠が通告に従いまして、質問をいたします。

今回は大綱2点、それぞれ空港関係、行政関係です。執行部の皆様には、事前に必要な資料を求め、また質問要旨を伝えてございますので、明快な答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

最初に、空港関係ですが、町長は3月13日の四者協議会では、その前々日の機能強化にご理解をいただけない団体の集会で、国会議員を初めさまざまな人々から電話等で圧力がかかり、苦渋の決断の結果、涙を流され、認めたと話されたそうです。

しかし、5月6日の環境アセスメントの説明会でも、今後も機能強化には町長には反対をしてくれるという期待があるというような感じで話されていたことは、参加した人々は感じていたかと思います。その前日ですか、議員全員協議会でも、町長は議会や住民の意見をよく聞いてと強い意志を表明し、結論は長期戦を呈しておりました。

しかし、突然の四者協議会での同意、このことには推進派や反対派の皆さん全てが驚いていたことも少なくありません。町長には、任期2年足らずですので、将来成田空港があつてよかったと言われるような、しっかりとした、また希望の持てるリーダーシップを期待しております。

環境影響評価基準、つまり環境アセスについての説明会が、ゴールデンウィーク最終日の5月6日に文化会館で開催されました。今後の機能強化には極めて重要であると認識しております。

この説明会開催は、防災行政無線や広報5月号には掲載されておりましたが、回覧板で配布されるため、私は5月7日に広報を見ました。そういったこともあり、当日まで気がつかなかったという話を耳にしました。議員の皆様も数名は参加されておりましたが、多分、周知がといてまいしょうか、知らなかったという方も多かったのではないのでしょうか。もう少し周知に工夫が必要だと感じました。

そんな中で、このアセスについての意見書を町民に求めていましたが、その意見書の内容がわかれば、教えていただきたいと思います。

この環境アセスの説明会には、町長は出席されていなかったようですが、当日の様子は担当課長からお聞きになっていると思います。質問の大半がアセスに関するものではなく、以前の機能強化の説明会同様、反対する意見が多く、予定時間を大幅に1時間ほど超えてしまいました。四者協議会の同意にはご理解いただけていない方々がこぞって多くの質問をし、中には町外の芝山の方からも質問がありました。もちろん、アセスの関係ではありません。

このことに対して、反対されている方が多いようですが、町長は今後どのようにそのような方々に説明し、また対応されるのか伺います。

今後の予定、計画ですと、約2年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックの際、外国人客が日本を訪問されるのは、当然飛行機を利用され、空港需要は増大します。このことに対応するため、成田空港の時間延長が決定いたしました。俗に言う谷間地区には騒音の影響が発生いたします。また、羽田空港でも、渋谷や新宿などの大都市の上空を飛ぶということで大問題になっております。

さらには、約10年後、第3滑走路が完成し、時期はかなりおくれることは、今のところいつになるかわかりませんが、将来離発着回数が現在の約2倍の50万回になっていくことが予想されます。その結果、成田空港の規模拡大で、当町の影響は避けられません。もちろん、騒音の対策はしっかり実施していただかなければなりません。しかし、それに伴い、人口の減少等、さまざまな形で当町も変化が起こります。

しかしながら、先ほど宮菌議員の質問にもありましたが、やはり成田空港と生きる町、そして発達する町という意味もあって、さまざまなインフラ整備、そして地域振興策を積極的に、リーダーとして、負の部分を上回る町の経済の発展などに大きな期待がされます。当町としての今後の具体的かかわり方はどうであるか、伺います。

続いて、大綱2点目、行政関係についてお伺いします。

自治体の業務改革、横文字で言うとBPRといいますが、これについては平成27年8月の

総務大臣通知、地方行政サービス改革の推進に関する留意事項が発令され、全国の自治体で実施されようとしています。比較的多いのがワンストップサービスと言いまして、一つの場所で重立った行政サービスを受けられるという自治体は比較的多くあります。

当町では、今後どのような認識で、そしてどのようにBPRを進めていくのかお伺いいたします。

そんな中、当町も合併自治体で、当時の単独自治体と比較しますと約2倍の職員数になりました。先ほど来、宮菌議員の質問にもありましたが、特に空港関係などでウエイトが大きくなることが予想されます。組織の改編が重要かと思えます。

特に、重なりますが、企画財政課は、以前他の議員からも指摘があったこともございますが、早期に分割し、その必要があろうかと思えます。どのように考えているかお伺いいたします。

最後に、駅前駐車場と町内公共施設等についてお伺いいたします。

こちらについては、各課に詳細なデータを頂戴してございますので、答弁では数字は述べることはご遠慮いただき、傾向等、方針を教えていただければと思っております。

質問の趣旨をご理解の上、簡潔明瞭にご答弁をお願いしまして、壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（川島勝美君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 森川忠議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、空港関係についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせますので、よろしくお願いいたします。

環境影響評価手続に関する町としての意見書について、申し上げます。

今回、手続を進めている環境影響評価準備書については、千葉県から7月27日までに意見を提出するように求められており、現在は意見内容の検討を行っているところでございます。

なお、平成28年7月には計画段階環境配慮書に対して、航空機騒音調査地点の設定、高谷川及び栗山川への排水量などについての意見を、平成29年5月には環境影響評価方法書に対して、大気質に係る調査、道路騒音と航空機騒音に係る調査、栗山川への排水量に係る調査についての意見を、それぞれ提出をさせていただきました。

次に、5月6日に成田国際空港株式会社が主催し、町文化会館で行われた環境影響評価準備書説明会の件でございますが、町内外から50名程度の方が参加され、意見・質問としては準備書に関するものは少なく、空港の機能強化自体に関するものが多かったと報告を受けております。現在に至っても、町民の皆様には、航空機騒音に対する不安が根強くあることを改めて認識したところでございます。

次に、今後の機能強化に対する当町としてのかかわり方でございますが、3月13日の成田空港に関する四者協議会後に取り交わした、成田空港のさらなる機能強化に関する確認書では、我々横芝光町行政も含め「四者は、今回の更なる機能強化に関して、より多くの住民の理解と協力が得られるよう、引き続き、最大限の努力をすること。」と記載をしております。確認書の内容を遵守するとともに、関係機関と協力して、機能強化に対する不安の緩和に努めることが肝要であると考えております。

同時に、議会議員全員協議会や住民説明会で「将来の横芝光町の姿」と「横芝光町の未来に向けた取組み」を資料として用いたところでございまして、町民の皆さんに機能強化のメリットを感じていただけるよう、そこでお示しした施策等を一つ一つ実現していきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 総務課長。

〔総務課長 林 雅弘君登壇〕

○総務課長（林 雅弘君） それでは、森川忠議員からの大綱2点目の行政関係についての自治体業務改革（BPR）についての、当町でも必要と考えるが認識は、今後の進め方の具体的手法についてどのように考えるかについて、お答えをさせていただきます。

まず、BPRとは、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略であり、民間企業等での研究開発、製造工程、原価・品質管理、サービス、製品の供給方式など、全ての企業活動を首尾一貫したビジネスプロセスへ再統合し、効率や生産性を改善、見直しをして、再構築をするというものでございます。

このBPRの手法を、行政の内部管理業務に取り入れ、改革を推進している自治体があることは認識しておりますが、当町にありましては、合併直後の平成18年度から行政改革大綱を策定し、平成28年度から平成32年度までの第3期では、基本方針のもと、組織・機構の見直し、定員管理の適正化、健全財政の堅持、行政情報化の推進、行政評価制度の検討、住民

協働のまちづくり、地方公営企業の経営健全化といった7つの行政推進項目を掲げ、毎年度行政改革推進委員会の有識者の皆様のご意見をもとに、時代の要請に沿うよう、業務の見直しを実施しております。

自治体業務改革（BPR）につきましては、今のところ導入の予定はございませんが、目的とするのは業務の効率性であり、今後とも手法にとらわれず、効果的な事例を研究してまいりたいと存じますが、当分の間は行政改革大綱を発展させ、行財政の健全化効率化に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画財政課は企画と財政が相反しており、非効率的であり、空港・地域振興室は今後重要であり、例えば企画と合わせて課として独立させるなど、組織の変更が必要と考えるが、についてお答えをさせていただきます。先ほどの宮菌議員の一般質問の答弁と重なる部分がございますが、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

森川議員ご指摘の企画財政課につきましては、合併前の2町の組織を引き継ぎ、町の規模を考慮し、現在まで簡素な組織により対応しております。

しかしながら、平成30年に入り、圏央道大栄から横芝間の本格的な工事開始や、3月13日の成田空港のさらなる機能強化案の合意により、当町を取り巻く社会情勢は急激に大きな変化が生じており、この変化に対応するためには、現行の組織では難しいのではないかと懸念がございます。

このため、町長から、地域振興や成田空港のさらなる機能強化に対応した新たな組織を早急に立ち上げるべく、副町長を中心に、人事担当部局と施設管理部局に対し、素案を検討するとともに、時代の変化に即応した組織改革を進めるよう指示がありましたことから、早急に関係各課と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

〔総務課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 森川忠議員ご質問の大綱2点目、行政関係についての町内公共施設等についてのうち、駅前駐車場の現状についてのご質問にお答えいたします。

議員ご存じのとおり、駅前駐車場につきましては、駅前交通の円滑化及び通勤通学者の利便を図るために町が設置しているところで、定期利用と一時利用を合わせた駐車台数の総数は57台でございます。

近年、一時利用の利用者が減ってきたことから、平成29年4月から定期利用台数を26台から32台へ、また一時利用台数を31台から25台へ見直しを行ったところでございます。平成30年5月末現在、定期利用台数の32台のうち30台の利用で、一時利用は1日平均15.3台となっております。

なお、過去3年間の利用実績につきましては、先日、森川議員へ資料でご報告したとおりでございます。

さて、駅前駐車場は、平成6年に設置してから24年を経過しており、平成26年度に駅前広場の整備を実施しているところで、駅周辺の民有地の土地利用状況も変わり、近年では民間駐車場がふえたことや、民間駐車場の利用料金設定額などの違いから、駅前駐車場の利用状況も変わってきております。

今後も、利用状況の把握をいたしまして、定期利用及び一時利用の駐車台数の見直しなど、現状に即した駐車場台数の管理を行ってまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 森川忠議員の大綱2点目、行政関係についてのご質問のうち、町内公共施設等についての、町内有料公共施設の現状について（町内外で利用料の異なる施設の現状は）にお答えいたします。

町内の社会体育施設及び共同利用施設などは、年間25万人に利用されており、うち約80%が町内利用者となっております。

各施設の中で、町内者の利用率が高い施設は町民会館及び文化会館で、約95%が町内利用者であります。町民会館及び文化会館については、町文化協会における各種クラブ活動などが年間を通じて定期的に行われているため、町内者の利用率が高くなっているものであります。

また、町内者の利用率が低い施設は光しおさい公園で、約70%が町内利用者であります。光しおさい公園の光B&G海洋センタープールについては、町内利用者と町外利用者の使用料が同額であり、指定管理者において積極的な自主事業を展開しており、多くの町外者にも利用されております。

なお、町内小学校及び保育所の水泳授業や国保事業による水中ウォーキング教室などの受け入れを行うことにより、町各種事業の実施にも協力させていただいております。

また、施設使用料の収入については、過去3年間の実績により比較しますと減少傾向ではありますが、主な要因は、坂田池公園テニスコートの改修工事や光しおさい公園サッカー場の芝生張りかえなど、大規模な施設修繕工事により、長期に施設を使用できなかった期間があったことに伴う影響によるものであり、これらの影響を考慮した理論的な使用料、収入額及び利用者数については、ほぼ同額及び同数で推移しているものと考えております。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

それでは、成田空港の関係でございます。

町長も、3月13日以来、すっきりなさったんじゃないでしょうか。もうこれからは前を向いて、どんどんやっていただきますよ。後ろ向きの方はほどほどにしてくださいませんと、横芝光町だけ置いていかれます。副町長も県から来ている。芝山の副町長もそうです。今回、町長さんがかわりました多古町も、お聞きしますと県から来ている。

これは、当然空港の南側に、インフラ初め県の当然関係がありますから、こういう優秀な副町長を3名送ってきているわけですから、その辺のご理解をいただきたいと思います。

以前、多古が幾ら、固定資産税が入るとか、そんな子供がぐずっているみたいなことを言わないで、町を発展させる知恵があるんですから、人間というのは。それをぜひお願いしたいと思います。

副町長、そういう意味でお支え願いたいと思います。副町長、一言お願いします。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） 全力を尽くして頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 全力で、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、平山室長に先ほどお伺いしました意見書については、現状どうなっているのか、まだ空港に行ったままなのか、内容が。その辺どうでしょうか。

○議長（川島勝美君） 平山室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） まず、町としての意見書については、町長からお答えしたとおり、今、検討中でございます。7月27日までに提出することになっています。

あと、一般の方の意見書につきましては、締め切りはまだ、6月11日までです。それは

私ども見ることはできなくて、空港会社のほうに直に行きまして、空港会社のほうから7月上旬に我々のところに、どういう意見があったということを教えてくれるような段取りとなっております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、私を初め、議会の皆さんにもその大まかな検証を教えてください。ただ、ことをお願いしておきます。

それと、先般の、こちらで言うお話かどうかあれですが、実は私も意見書として出したかったんですが、この配られた、室長、今ありますか、この町の横芝光町バージョンとくれたやつ。ない。

具体的に言いますと、回数が2016年度、そして将来50万回ということで約倍になる。だけれども、この超大型機の、例えば747-8がまだここには載っているんです。ということは、発着回数はふえちゃっているんですね、超大型機が。そして、大型機、中型機、小型機とも全てがふえている、それは倍になるからわかるんですが、イメージとして例えば10年後かそのあたりに、同様の飛行機が飛ぶのかなと思うと、余計うるさくなるんじゃないかなというイメージが浮かんできちゃうんですね。

私が聞いたところで申しわけないけれども、例えばエアバス社があと数年後にハイブリッドの飛行機を飛ばしたり、JAXAが風切り音の対策をしているということは、非常に科学の進歩した日本では、そのような騒音に対する研究というのはどんどん進んでいるんですね。ですから、この表記がちょっとまずいなということを、空港の関係の方にお会いしたらお願いしたいと思います。意見書も楽しみにしております。

実際に、約1,400ヘクタールから1,000ヘクタール広くなるということは、俗に言う、もう一つ空港ができるぐらいの大規模な工事でありますので、国の施策でありますので、町長には南側の首長の中で率先して、逆に、今まで出してくれた分、私はお願いしたいと思います。反対する人は多少はいると思いますけれども、黙っている方は、どんどんやってくれということを私は聞いております。

空港は、余りやるとしつこくなりますので、次にいきます。

総務課長から、BPRの説明がありました。

実際、これは小さい自治体にはなかなか不向きなんですね、調べると。だけれども、この考え方というのは、例えば大企業のトヨタのように、例えばコピー1枚とりに行くにも、こ

の町の仕組みはわかりませんが、コピー室に行く、もうそれだけでも無駄。例えば、ほかにパソコンのプリンターができるだけ自分の近くにあれば、時間はというような、その積み重ねでやるということなんです。

先ほど申しました、例えばワンストップサービス。この辺ですと、どうですかね、四街道とかその辺にあるんでしょうかね、ある程度人口規模の大きい自治体は、例えば転入・転出の手続きがワンストップ、1カ所でできるというような効率的なことをしています。

我が町はまだご案内の人がやっているだけで、ちょっとそれ以上、現状は無理なのかなと思います。考え方として、例えば上意下達という言葉があります。要はトップダウンという言葉。それは非常に効率が悪い。

逆に行政の中でも、立場によってあれなんでしょうけれども、ボトムアップというんですかね、それを目指してやっていかないと、人は減らず、仕事は効率が悪いという、本当にばらばらになる可能性がありますので、その辺よく研究されて、大きい自治体に特に見られるこういうBPRを研究されてやれば、小さい自治体でもというお手本になるということもありますので、ぜひぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど宮菌議員も言っておられた、そして前にもほかの議員の方も言っておられたように、どう考えても企画と財政が一緒だというのは、やっぱりちょっとおかしいなというのが一般的な考えなんです。

もちろん、県なんかは違いますよね、副町長ね、当然別々で。逆に、ほかから見えている副町長、これに関してどう思われますか、企画財政課の。

○議長（川島勝美君） 副町長。

○副町長（山田智志君） もちろん、県のほうは企画も財政も別の組織でやっていますし、そういったところのほうが多いのではないかというふうに思います。組織の規模の関係もありますので、いろいろ検討された結果、今の状況になっているのだろうというふうには思っています。

課長、去年からもそうですけれども、課長の立場として企画と財政が両方、なかなか相入れない部分を判断するのは、難しい部分があるかなというふうには思っています。

もともと、町長になれば全部そういうのは、最終的には町長のところで一つになるので、いずれどこかで相反する判断をしなければいけないと思っていますので、それが今は企画課長という立場になっているというふうに思います。

組織については、先ほどもお話がありましたように、より現状に合ったものにしていき

いというふうに思っていますので、今後その辺は検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

通告もしていないで何か2回もお願いして、申しわけございません。

それが、先ほど私が言ったボトムアップなんですね、逆に。副町長も町長がおっしゃいましたけれども、そこでやっぱりスピードとかその辺の無駄が出ますので。

先ほど来、やはり空港をメインに、これからこの町は進めていくことが多いかと思っておりますので、現空港の室長と、やはり企画が合体していけば、ほかの議員の方々もいいなと思っ
ているんじゃないかと私は思っていますので、ぜひぜひご検討をお願いしたいと思っ
ます。

町長、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、宮菌議員の答弁でも、私だけでなく副町長のほうからもお
話がありましたとおり、今、実際にその方向で指示をしているところでございまして、しっ
かりしたものを構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、よろしく申し上げます。

外からも中からも、横芝光町は組織もしっかりしているというように、やはり今後、それ
が改革でございますので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、駅前の駐車場の件。

都市建設課があそこは担当してござっております。

先ほど課長から説明がございましたように、東町が当時は一時駐車場というのがございま
して、ご存じだと思いますけれども、お買い物をするときは無料で2時間かな、ですよとい
うような、あるんですが、残念ながらお買い物をするところは最近ヨリドコロぐらいになっ
ちゃいまして、ヨリドコロはこちらに、東側にも用意しておりますので今のところ、私もち
ょこちょこコーヒーを飲みにお邪魔しておりますが、やはりあそこに行くとな気になるのが駐
車場。

たしか、地縁法人の東町で管理をお願いしているのは来年まで、来年度も……。

〔「今年度」と言う人あり〕

○8番（森川 忠君） 今年度。ということは、来年の3月まで。本当によくやってくれております。私も近いのでしょっちゅう寄って、お話をさせてもらいますけれども、そんな中で障害の方が、ありがたくあそこを使わせてもらっているというのが結構多いんですね。それは、どれぐらいの感じかお調べいただいておりますか。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） それでは、障害者の方の利用状況ということなので、年度ごとにまとめたものがありますので、報告させていただきます。

定期利用につきましては、過去3年間のデータなので……。

〔8番議員「結構です」と発言〕

○都市建設課長（川島敏彦君） すみません。27、28はありませんでした。29年度に減免の方が1名いらっしゃいました。それから、一時利用につきましては、27年度に511台の利用がございました。28年度は525台、29年度は539台というような利用状況になっております。

なお、駐輪場のほうも……。

〔8番議員「そうですね、わかれば」と発言〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 駐輪場のほうも、利用状況を報告させていただきます。

27年度は、障害者は2名の利用でございました。28年度は、障害者が2名。29年度は、障害者が1名というような利用になっているところでございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

今、課長から言われたとおり、やはり体の不自由な方は、駅を利用するには、今の形が本当に、人がいてくださって受け付けてという形が非常にありがたいんです。

ただ、残念ながら当時設定した、町内が、月極めですか、あれが5,000円、町外が7,500円。今のところ、全てが町内の契約者ですね、月極め。それで、5,000円。

周りは、ちょっと離れると2,800円から3,000円、3,500円とか。ちょっと時代に、7,500円はもちろん、5,000円も感覚的にどうかなということもあります。もちろん、民業圧迫ということはいけないことですから、今のところ26台かな、埋まっていればそれはそれでいいんですけれども、今後はシステムも、ああいう係の方がいてくださってやっているというのは、駅前だけなんです。あとはシール式でこうぺたっと張るやつとか、ゲートが上がる機械的なものですから、逆に障害者の方には非常にあれはいいですね。

だから、そういう意味では続けていただきたいんですが、ただ余り現状、時代と離れても

どうなのかなということがあるので、やはり見直しというのは必要だと思うんです。それに関しては、検討はされていますか。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 森川議員言われるとおり、駅前の町が管理している駐車場につきましては、駅に一番近いところがございます。しかしながら、利用者が近年減っているという状況は、周りに一般の料金の安い駐車場が出てきたところというふうに思っています。

それと、この全体的な見直しにつきましては、今年度をもちまして指定管理者の委託が一旦切れまして、新しい指定管理者を選ぶようになってきます。

そういった中で、いろいろ、まだ具体的な検討はしておりませんが、議員言われたように料金の検討ですとか、いろいろな部分で検討していかなければならないのかなど思っているところがございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 今、やったださっている方は親子で、息子さんはまだ50前後ですかね、一生懸命パソコンでいろいろデータをつくってくれてやっているんだけど、その方と私も2、3日前にちょっとお話をしました。

いや、もうこれからは少し、ほかに今までずっと朝6時からやってくれた人たちも75だ、80近くだから、森川さん、ちょっとその辺考えたほうがいいねというお話があるので、ある程度、一定の期間長くやっていただいたんですけれども、その人たちのためにもちょっとお考えいただきたい。私はそう思います。

トイレの清掃、こちらの小さな公園から非常によく掃除をしてくださっていますね、自転車の置き場から。非常にありがたいんですが、問題は某銀行の出口になっておりまして、そこがもう、比較的あそこも車の台数が多いものですから、ちょうど、この前、堀越課長にもあれしたんだけど、あそこの駅のつくりがね、駅の駐車場というか、駅前広場のつくりが。

この前、ちょっと気をつけて見たら、ここにはとめないでくださいみたいな、遠慮しながらついていますけれども、やはりあの辺、できるかできないかはわかりませんが、当時のタクシー会社の既得権益で、構内ということで、国鉄の時代からだと思いますよね。そういう設計が横芝駅のみならず、多分成東もそういう感じなんですね。

やはり横芝駅をこれから、エレベーターの、町長も公約かどうかわからないけれども、そ

んな話をされていましたが、それにはJRだって利用促進していただいて、どんどん乗っていただかなきゃいけないから、本当に使いやすい駅になればいいかと常々思います。

せっかくヨリドコロができて、すばらしいところできて、関東一古いということかどうか分かりませんが、やっぱり最低でエレベーターをつけていただいてということ、町長、その辺のお考え、どうですか。駅に対する思いは。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） エレベーターの設置については、この後、川島富士子議員のほうからも一般質問で受けていますので、それをつけるというのは、去年、おとしぐらいから積極的にJRのほうに問い合わせをして、町も負担をしながら、国、またJRも負担をしてくれるというような状況で今進んでいるところでございます。ぜひそれをなし遂げたいと思っています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、よろしくお願いします。

使いやすい駅で、駅は町の顔でございますので、ヨリドコロとあわせて駅に集まってくれるような仕組みを、行政側もつくっていかねばならないと思います。

それでは、社文の課長からいろいろ調べていただきました。ありがとうございました。

これだけ町内に有料の施設が、すばらしい、ここには図書館はちょっとありませんけれども、あります。この表を見させていただきまして、この3年でかなり大幅に減っているというのが目につきます。

例えば、とりあえず坂田池公園。あとは東陽野球場、体育館。その辺、特別な理由があるかどうか教えてください。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） それでは、森川議員の質問にお答えいたします。

東陽野球場の町外者の多い理由といたしましては、町内の宿泊施設利用をされます団体の客の方で、東陽野球場の利用者がふえている状況となっており、またふれあい坂田池公園の減の要因につきましては、平成28年度は野球場やテニスコートの減免団体の利用者が多かったということと、屋外スポーツ施設の悪天候により使用ができなかったことにより、利用人数が減っています。平成29年度につきましては、テニスコートの改修により、平成29年10月から平成30年3月までの5カ月間、使用できなかったことによることが原因となっております。

す。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございました。

確かに、今思えば工事をやっていて、その間は野球場もテニス場も使えないから、このようになっているのは理解できました。

それと、ず抜けて使用料も使用者も多いのが光しおさい公園。あそこの木戸地先にあるサッカー、テニス、プール。私もよくリハビリにプールは使わせてもらっておりますが、非常ににぎわっていいんですが、ちょっと不思議なのが大半が町内、町外、一部あそこの文化会館のところのB&Gのプールは、あれはもちろん夏だけだからあれなんです、料金が一緒なんです。フクシ・エンタープライズに管理費でたしか二千数百万、町が負担しておりますよね。

どうしてこれがここだけ一緒なのか、ちょっと私、考えたんですが、何か理由があるんでしょうか、

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 光B&Gのプールにつきましては、平成15年度に条例によりまして料金改正を行ったところでございます。

当初の平成6年に光しおさい公園がオープンいたしましたときには、町外の料金で1,000円、町内で500円という料金設定でございました。

平成15年度に条例改正によって料金を見直した理由ですが、平成15年以前の利用料金が、ほかのプールと比較しますと、光海洋センターは高目に設定してありましたことから、利用者が減少傾向にございました。

そこで、利用者の拡大と住民の健康増進を図るために、平成15年度に料金を引き下げることとしました。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） あわせて、町内外を一緒にしたという理由がわかれば。減っちゃったから一緒だということでもいいのかな。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 全国に設置してあります海洋センター、通年型の温水プール

でございますが、そのプールのほとんどが町内、町外の料金が一緒であるということであり、また料金が安価であるということを考慮いたしまして、料金を同じにいたしました。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ちなみに、山武市、旧山武町にも立派な温泉つきのプールか、体育施設がありますが、あの辺の状況はどうですか。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 山武市にございます温水プールは、さんぶの森元気館という温水プールだと思いますが、使用料金につきましては、市内料金と市外料金は1日当たりは一緒の料金でございます。

定期券に関しますと、使用料につきましては、市内と市外は別料金の設定をしております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。

安く利用できれば、こんないいことはないんですが、町の財政がいつも厳しい、厳しいというので、細かくちょっと聞いたところでございます。

戻りますが、この町は電子決裁はまだされていないと思います。

今後、電子決裁について検討しているのか、また予定があるのか、したことはありませんか。お願いします。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（林 雅弘君） それでは、電子決裁の導入の有無ということでございますが、当町も合併当時、電子決裁の導入を模索させていただきました。

しかしながら、添付書類、証拠書類等がどうしても電子化ができない、紙であるということで、伝票等のみ電子決裁、添付資料は紙で持ち回りというような状況が発生しまして、さらには、町の規模というものがございます。

大きな部署で何千人、何万人が働くような部署ですと、その書類の決裁の時間というのが非常にかかりますが、当町のような小規模な団体の場合ですと、決裁というのは比較的迅速に持ち回りでも受けることができるということでございまして、やはりシステムの開発の問題で、全ての書類が電子化できれば、電子決裁というのは非常にメリットがございまして、

そういうことにはまだ至っておりませんので、当町といたしましても、一時試行はいたしましたが、電算システムの入替えの際には、電子決裁については省略をさせていただきました。

どうしても、費用対効果の面で、効果のほうが上がらないという実績があったものですから、見合わせをしております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 確かに、自治体の規模で、BPRについても導入すればいいということではないのはわかっておりますが、やはり基本は町民の人が利用しやすい、そして行きやすい役場ということに主眼を置いて、皆さんが行動されたいと思います。

それでは、ちょっと時間が残っておりますが、これで終了します。ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は午後3時30分とします。

(午後 3時13分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時28分)

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔1番議員 秋鹿幹夫君登壇〕

○1番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましてこんにちは。議席番号1番、秋鹿幹夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

最近のニュースでは、日大アメフト選手の反則タックルや加計問題が毎日のように報道されております。さまざまな見解はありますが、私としてはどちらも説明に矛盾が生じており、それを取り繕う説明が新たな矛盾を生み出していると考えます。

アメフトに関しては、関東学生連盟が監督、コーチの供述を虚偽と判断し、除名処分とし

ておりますが、真相は明らかになっておりません。政治面におきましては、共同通信社の世論調査に、国民の皆様は8割の方が安倍首相の答えに納得できないと答えております。国会は、この問題で審議が滞りがちであり、もっと議論しなければならないことがあるだろうという方もおります。

しかし、安倍政権が最重要法案と位置づける働き方改革法案も、データの信頼性が疑われ、審議が進まないまま。委員会強行採決では、これもまた国民の信頼は得られるものではありません。まず、安倍首相にはしっかりと真実を話し、国民の皆様の納得を得る説明責任を果たし、政治の信頼を回復していただきたいと思います。

地方自治についても、もちろん同じことが言えます。当町にこのようなことがあってはならないことですが、万が一の際には事実を包み隠さず公表し、修正に向けて前進できるような体制を構築しなければならないと考えます。

さて、今回通告いたしました質問は大綱3点でございます。

大綱1点目、成田空港機能強化案についてであります。

先般、3月12日に行われた議会議員全員協議会では、熟慮に熟慮を重ね、断腸の思いでの町長のご決断に対して、半分は理解できるが、いま一步町民の理解を深めていただきたいと意見をいたしました。今でも、町民の不安をそのままにして、町民の犠牲の上に町の未来は築けないと思っております。

しかし、四者協で合意に至り、機能強化へと動き出した今は、地域振興や騒音補償を充実していくしかすべがありません。現状の騒音でも悩まされている住民には、非常に関心の高い次の3点についてお伺いいたします。

(1) 機能強化の今後のスケジュールは、(2) A滑走路はいつから運用時間が延長になるのか、(3) 交付金の金額について質問をいたします。

続きまして、大綱2点目は、住みよいまちづくりについてであります。

今後、当町の騒音が増大していくことは必至で、住みよいは到底言いがたい町になってしまう可能性がございます。当然、この問題を凌駕する施策が必要と考えます。

(1) 騒音増加による環境悪化に対する対策(人口増加施策)について、お伺いをいたします。

次に、(2) 空き家対策、活用推進の進捗状況は、でございますが、国の平成20年度の空き家調査では全国で約756万戸であったものが、5年後の平成25年度調査では約820万戸まで急増し、現在も物すごい勢いで増加を続けているとのことで、千葉県内の空き家数の推移も

ふえ続けておりますので、当町の空き家も増加傾向にあると考えられます。

ことし4月に、広島県尾道市向島に脱走した受刑者が潜伏し、捜査が難航する事件がございましたが、平成27年度の調査時点では向島の空き家は1,089件あったとのこと。地域活性もそうですが、防犯や防災に関しても対策が必要と考えますので、お伺いをいたします。

次に、(3)旧横芝中学校跡地活用の進捗状況であります。平成28年4月の議会議員全員協議会にて説明があった後は、進捗の説明をいただいております。当初は、雇用創出ゾーン、移住・定住ゾーン、緑地・公園ゾーンとありましたが、成田空港の諸問題で今後どのように考えていくのか。町民の皆様からもたびたびご質問をいただきますので、お伺いをいたします。

続いて、(4)住民課窓口での転出者、転入者アンケート調査の検討結果についてですが、前回議会でも同じ質問をさせていただきましたが、私の通告の仕方が悪かったのか、質問趣旨に対する答弁をいただけませんでしたので、再度お伺いするものであります。皆様、何とぞご容赦いただければと思います。

次に、ふるさと納税であります。町長の選挙公約にもございました。しかし、本年度の歳入に関する予算は減額しております。当初は数億円、または数十億円という意気込みがあったかと思いますが、どのような認識でおられるのか。(5)ふるさと納税による財源確保の推進状況について、お伺いいたします。

続きまして、道路の関係についてですが、今現在でも通勤時間帯など交通が集中するときは、生活道路にもあふれる車が見られますが、今後成田空港の雇用が増大するにつれて、さらなるラッシュや渋滞が予想されてきます。

幹線道路の早期整備も必要と考えられますし、住みよい町で考えた場合、今までで山積している町道の改善要望もどのような計画で解消していくのか。町民の皆様から複数のご意見をいただいております。(6)生活道路の維持管理や整備の優先順位について、お伺いいたします。

最後、大綱3点目は、教育関係についてであります。

学校適正配置等検討委員会は、3月20日に検討内容の答申書を町へ提出しております。

全部で10回にわたる委員会の協議を経て、統合に踏み切った学校、現状維持とした学校がございます。これから統合に向かっていく学校におかれましては、非常に不安な部分もあるのではないかと考えます。

いずれにいたしましても、住民の皆様は、今後計画されている地区説明会等で詳細な情報

を知りたいと思うのではないのでしょうか。これまでの経緯、委員会の議事内容はホームページにて確認できるようになりましたが、今後どのようなスケジュールで進めていくのか。

(1) 学校適正配置等検討委員会の答申を受けての今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔1番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 秋鹿幹夫議員からの教育関係についての、学校適正配置等検討委員会の答申を受けての今後のスケジュールについて、お答えいたします。

4月23日の議会議員全員協議会でも申し上げましたけれども、平成28年7月13日に、町議会代表、行政区の代表、各学校長、各校のPTA代表、保育園・幼稚園の保護者代表、学識経験者等、42名からなる住民参加方式の学校適正配置等検討委員会の第1回会議を開催し、ことし2月まで10回の全体会と3回の分科会で検討を重ね、3月20日に検討委員会正副委員長から町長に、検討結果を答申書として提出をいただきました。

答申の内容を踏まえまして、平成32年4月までの学校統合スケジュールですが、平成30年度は7月を目途に学校統合に関する基本方針を作成し、小学校や幼稚園・保育園等の保護者、地域住民に対する説明会を実施する予定でございます。

その後、住民説明会の意見や要望を、総合教育会議や教育委員会会議で協議し、12月議会定例会で、横芝光町立小学校及び中学校設置条例の一部改正の審議をお願いする予定としております。

平成31年度は、関係校の交流が中心となります。教員の交流はもちろんのこと、学校間の交流、授業の交流、学校行事の交流、保護者やPTAの交流等を行い、学習面、運動面、精神面等に配慮した体制づくりに努める予定でございます。

そのほか、スクールバスの運行形態や安全対策、PTA組織の改編や規則改正、学校指定用品への対応、町例規の改正、学校閉校に係る式典の計画や運営、学校施設・跡地等への対応、学校備品・教材等の確認や所管がえなどの業務も予定されております。

なお、東陽小学校が光小学校に名称を変更するという事で答申書が出ております。その

場合には、校歌、校章、校旗、校訓等の制定準備も必要となってくるだろうというふうに考えております。

このような内容で統合スケジュールを組むこととなりますが、何よりも重要なことは、学びやに通う児童の学習環境が今まで以上によくなり、教育効果が上がることでございます。

これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現状は具体的にどのような教育上の問題があるかについて、総合的な観点から分析を行う必要があります。

学校が持つ多様な機能にも留意しながら、学校教育の直接の受益者である児童の保護者や、将来の受益者となる幼稚園・保育園等の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりを目指し、学校統合の推進を図りたいというふうに考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

〔空港・地域振興室長 平山貴之君登壇〕

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 秋鹿幹夫議員の、成田空港機能強化案についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、機能強化の今後のスケジュールについては、法手続関係と地域振興策に分けて申し上げます。

まず、法手続のうち、いわゆる騒防法関係について説明いたします。

本年3月13日に開催された成田空港に関する四者協議会において、成田空港のさらなる機能強化の結論が得られたことから、成田国際空港株式会社法の基本計画変更を行うとともに、地権者への説明や環境アセスメントを経た上で、航空法に基づく変更許可手続が必要となります。

この手続が終了すると、空港用地の取得・移転、建設工事の実施が可能になり、騒防法の告示を経て、成田国際空港株式会社（NAA）による防音工事が行われます。また、この騒防法の告示がされれば、その翌年度、早ければ2020年度より周辺対策交付金の拡充が可能となります。

次に、法手続のうち、騒特法関係についてですが、航空機騒音対策基本方針の変更を行った後、都市計画法に基づく法手続を行い、都市計画決定の告示後、移転対策等がとられます。

千葉県の見込みでは、告示までに1年半程度の期間を要するとのことです。

以上の法手続を経て、B滑走路延伸とC滑走路の供用、そしてC滑走路供用後、航空機の運航時間を5時から24時30分までとする夜間飛行制限緩和が行われることとなりますが、NAAとしてはおおむね10年後に実現をしたいとのことでした。

地域振興策に関しては、千葉県が中心となって取りまとめた成田空港周辺の地域づくりに関する基本プランが、3月13日の四者協議会で決定され、今後は具体的な地域振興策を盛り込んだ（仮称）実施プランを2019年度に策定すべく、町も連携して作業を進めています。

2点目の、A滑走路運用時間延長の時期ですが、3月13日の四者協議会では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに、A滑走路における発着時間を朝6時から深夜零時までに変更するという合意をしています。

これまでのところ、具体的な緩和時期について示されていないことから、今後関係者に対して、できるだけ早期に提示するよう働きかけていきます。

3点目の、周辺対策交付金の交付額ですが、機能強化後の交付金について、制度の詳細をNAAにおいて検討中であり、現時点では具体的な金額についてお示しできません。

しかし、騒音被害をこうむる世帯の大幅な増加は考慮され、かつ現状より騒音対策の充実を図れる金額を確保するとの説明を受けていますし、新しく設けられる地域振興枠について、財政力などが考慮され、結果として当町には重点的に配分されると聞いているところです。

〔空港・地域振興室長 平山貴之君降壇〕

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 堀越健一君登壇〕

○企画財政課長（堀越健一君） 秋鹿幹夫議員のご質問の大綱2点目、住みよいまちづくりについてのうち、騒音増加による環境悪化に対する対策（人口増加施策）についてと、旧横芝中学校跡地活用の進捗状況は、並びにふるさと納税による財源確保の推進状況について、お答えいたします。

初めに、騒音増加による環境悪化に対する対策（人口増加施策）についてのご質問にお答えいたします。

昨年秋に、成田空港のさらなる機能強化に関する町民アンケートを実施し、その中で、「機能強化案が実現された場合、今後どのような分野で地域振興などの諸施策を図るとよいと思いますか」という質問を行っております。

それに対する回答をもととして、議会議員全員協議会や住民説明会で資料としてお示しし

た「将来の横芝光町の姿（イメージ）」と、「横芝光町の未来に向けた取組み（試案）」を取りまとめました。そこに記載した内容を実現していくことが、今後のまちづくりにとって必要であると考えているところでございます。

具体的には、定住促進に向けた環境整備として、若者が住み続けられるまちづくり、子育てサポートの充実、公共交通の利便性の向上、医療福祉体制の充実、安心・安全・平穏なまちづくり、雇用創出など、増額が予定されている周辺対策交付金を活用したソフト面の強化と、地方創生施策を連携させて、成田空港のさらなる機能強化を、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環としてまいりたいと考えております。

続いて、旧横芝中学校跡地活用の推進状況はについてであります。平成27年10月に策定された横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に、町の空き地有効活用事業が位置づけられたことを受けまして、平成28年4月に旧横芝中学校跡地活用構想を決定し、跡地の活用形態を雇用創出ゾーン、移住・定住ゾーン、緑地・公園ゾーンの3つのゾーンに分け、移住・定住につなげるため、雇用創出ゾーンの売却を先行して実施いたしました。

現在の進捗状況でございますが、雇用創出ゾーンについては、特別養護老人ホームの整備を進めるための介護保険事業者として、社会福祉法人下総会を選定し、旧横芝中学校跡地のうち、5,788平方メートルを社会福祉法人下総会に売却すべく、平成29年9月議会定例会におきまして、土地の売却に係る財産の処分について議決をいただき、平成29年10月2日に所有権移転登記の手続を完了いたしました。

社会福祉法人下総会においては、特別養護老人ホームの平成31年3月開園に向け、今現在施設等の建設工事を行っております。町といたしましても、主要地方道横芝・下総線から旧横芝中学校跡地への進入路について、特別養護老人ホームの完成に合わせ整備を進めております。

なお、移住・定住ゾーンにつきましては、当該地区が成田空港のさらなる機能強化により、騒防法第1種区域に含まれる見込みであり、旧横芝中学校跡地活用構想の決定時とは取り巻く環境、状況等が変わっていることから、その活用方法等を含め、若者の移住・定住につながる施策について再度検討したいと考えております。

次に、ふるさと納税による財源確保の進捗状況についてであります。ふるさと納税制度は平成20年度から始まり、当町のふるさと納税の実績は、平成20年度が2件6万5,000円、21年度が4件13万1,000円、22年度が8件13万7,000円、23年度が7件18万円、24年度が6件17万円、25年度が10件322万円、26年度が46件116万円、27年度が215件629万円、28年度が

2,611件3,443万5,000円、29年度が2,605件2,873万円となっております。

返礼品の協力事業者については、平成29年度当初14事業者、34品目。平成30年度当初15事業者、56品目となっており、返礼品の多様化を進めております。

ふるさと納税は、当町におきましても、歳入確保の面からも有効であり、また町の魅力発信や、地元特産品などの販路拡大と地域産業の活性化にも資する機会でありますので、積極的な協力事業者の開拓、及び返礼品の商品開発に注力いたしまして、さらなる返礼品の充実とPR強化を図り、寄附額の増加に努めてまいりたいと考えております。

〔企画財政課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 川島敏彦君登壇〕

○都市建設課長（川島敏彦君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱2点目、住みよいまちづくりについての空き家対策、活用推進の進捗状況はと、生活道路の維持管理や整備の優先順位についてのご質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策、活用推進の進捗状況についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成30年4月1日に横芝光町空家等対策協議会条例を施行いたしました。

これにより、横芝光町空家等対策協議会を設置し、協議会で空家等対策計画の作成及び変更並びに実施、空き家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針、及び空き家等の活用方法などに関する項目を調査、協議していく予定でございます。

現在、協議会組織の立ち上げに向け、事務を進めているところで、委員構成につきましては、法務、不動産及び建築に関する学識経験者や、警察や消防などの関係行政機関との調整を行っている状況でございます。

次に、生活道路の維持管理や整備の優先順位についてでございますが、横芝光町が管理する道路は路線数で2,242路線、実延長約759キロメートルで、整備状況は道路改良率50%、道路舗装率78%となっております。

町道の維持管理につきましては、道路パトロールによる日常点検や、町民の皆様からの情報をもとに、道路の破損箇所等の修繕を行っているところで、例えば道路舗装に穴があいていたり、道路肩が崩れているなど、軽微な補修であれば職員で対応し、それ以外については道路維持工事として業者へ発注し、対応しているところでございます。

また、地元行政区から生活道路の工事要望といたしまして、舗装工事、排水整備工事、道

路改良工事などが寄せられます。要望のありました箇所の優先順位につきましては、現地調査を行い、緊急性、使用頻度、沿道の状況、通学路など総合的に判断いたしまして、順次整備を進めているところでございます。

〔都市建設課長 川島敏彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 住民課長。

〔住民課長 市原通雄君登壇〕

○住民課長（市原通雄君） 秋鹿幹夫議員ご質問の大綱2点目、住みよいまちづくりについてのうち、住民課窓口での転出者、転入者アンケート調査の検討結果についてにお答えいたします。

平成28年3月議会におきまして、秋鹿議員からご提案いただきました転出、転入者アンケート調査に対し、前任の住民課長から、実施目的やその方法などについて、関係する各課で協議、検討するとして答弁させていただいております。平成30年3月議会で、地方創生施策を検討するため、定期的にアンケート調査を行うことが必要であるとの見解を企画財政課長がお示ししました。

町の移住定住施策を進めるためには、転入、転出者の意見を直接把握することが最も有効であるため、住民課と企画財政課で協議、検討を行いました。その結果、本年度、住民課窓口で転入、転出者へのアンケート調査を実施することといたしました。

手続をされる方にご協力いただける時間や、記載いただく窓口スペースにも限りがございますので、より有意義な調査となるよう、企画財政課と連携を図りながら実施してまいります。

〔住民課長 市原通雄君降壇〕

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ご答弁ありがとうございました。

では、1点目から再質問に入らせていただきます。

成田空港の機能強化なんですけれども、1番、2番あわせて再質問に入ります。

このスケジュールの、るるご説明がありましたけれども、順番としては補償内容、交付金の額が決まってから、時間延長の運用が開始されるという順が通常だと思うんですけれども、そういった順番でよろしかったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 順番といたしましては、騒防法の告示があった後に交

付金もふえますし、またA滑走路は別ですけれども、空港全体の運用時間の変更は、騒防法の告示があった後に行われることとなります。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） A滑走路は別ということは、私の認識が違うのかもしれないですけども、A滑走路の延長は始まってしまうかもしれないということなんですか。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） A滑走路の時間の延長につきましては、騒防法の告示は関係ございません、今回の件につきましては。

したがいまして、確認書の中でもうたわれていますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに実施すると言っていますので、先行されることとなります。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） なるほど、わかりました。

A滑走路直下の方々にとってみれば、それは望んでいないことだと思いますけれども、今考えられることは、一刻も早くその交付金の決定をしていただいて、補償内容とかも、充実した補償内容をいち早く決定していただくということしか、今のところは申し上げられないんですが、その交付金の話もちょっと関連して申し上げますけれども、交付金の金額、大方予想がついているものなのではないでしょうか。お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 先ほど申し上げましたとおり、制度の詳細についてはNAAで検討中でありますので、具体的な金額についてはお示しできないところなんですけれども、本当の大枠についてはある程度の数字というのは来ております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） では、その数字をもとに、どのようなものに配分していくのかというのは、もうシミュレーションなどはされているんでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） その点につきましては、3月13日に合意いたしまして、これで騒防法の1種世帯とかが固まりましたので、その数字をはっきりさせて、あとはシミュレーションを詳細に組みます。ただ、当然多少のシミュレーションは今までもやってきて

おります。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

要は、ちょっとA滑走路のほうは先行してやられてしまうということだったんですけども、実際にそれが決まってから、騒音対策もしくは地域振興なんかが、時間がまごまごしてしまっていると、町民に対してもなかなか、防音対策をしたかったけれども間に合わなかったなどのことが考えられますので、今のことを一応確認させていただきました。

交付金の金額についてということで質問いたしますが、この金額、これから協議をされていくということによろしいのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 正式な協議はこれからということになります。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） その考え方についてなんですが、現在空港から近隣市町へ交付される周辺対策交付金の全体額というのは約42億です。

NA Aは、今回の機能強化に関しまして、当初から50万回を想定した対策と申されていますので、例えば2017年は年間25万2,447回ということでしたから、当然現在の額の2倍以上の総額かと考えられます。

さらに、新たに地域振興枠を設けるとおっしゃっておいりましたので、この金額とは別枠で設けられるといった考え方と思いますが、町長のご認識をお願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 内々の話で、そういうような特別枠という話も薄々ございましたけれども、じゃそれがいつ、どのような形でしっかり出るというのは、これからの協議の中で進めていくことというのを、今、室長のほうからご答弁させていただいたとおりでございまして、これからしっかりと、これに対して対応していかなければならないという気概で進んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 今申し上げました額より空港会社の額がもっと上回れば、もっと充実

した補償内容にすることもできると思いますけれども、またそのようにしていかなければならないと思いますが、今申し上げました考えは、あくまで最低ラインの考え方だと思っておりますので、今後の協議のボーダーラインとお考えいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

続きまして、住みよいまちづくりについてお伺いいたします。

1番、騒音増加による環境悪化に対する対策ですけれども、人口増加という意味では、空港関係の地域振興策も重要なものだと理解しておりますが、現に空港の機能強化にかかわる問題が上がってから、横芝光町から出るための引っ越しを考えなければならないとか、第3滑走路の話を知っていれば、横芝光町に家を建てることがなかったなどのご意見を頂戴しておりますので、こういった方々にとっては地域振興策は関係ないと思います。

そういう意味で、人口流出も食いとめるという方向で考えた場合には、騒音対策や補償内容の充実しか、引きかえるものはないと思います。

私が、一般質問の際にたびたび申し上げておりますけれども、今後町独自の助成等も含めて、補償の範囲や柔軟性を高めていく考えがあるのか。また、当町に新たに移住される方への補償はどのように考えているのか、お願いいいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 以前、議会議員全員協議会等でお示しいたしました、横芝光町の未来に向けた取り組みの中でも、騒音対策の充実というのを一番最初に掲げまして、幾つかの補助事業ですとかそういうものをお示ししております。これは、素案の段階ではありますけれども、このラインに沿って今後、検討を深めたいと思っております。

新たに移住される方についての助成につきましては、これから検討したいと考えているところです。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 何度も言いますけれども、新たに移住される方への補償は、もうなくては過疎化していってしまうと危惧されますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

言葉が乱暴になりますけれども、現段階では騒音に順応できない方は出ていってくださいというスタンスにも捉えられます。引っ越しを検討される方も、これから我慢を強いられる方々も、横芝光町を支えてくださっている方々ですので、空港の機能強化にかかわる犠牲をゼロにすることは難しいと思いますが、限りなくゼロに近づける努力をして、人口流出も食

いとめていただきたいと思います。

町長、ご意見をお願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 町の振興ということで、人口流出を抑えるということは当然のことでありまして、その中でどういう町の施策が人口流出、またはこれからの移住定住の促進につながるかという部分をしっかりと捉えながら、ただ一番大事なのは、公平感のある施策というものをしっかり認識した上で、これを進めていかなければならない。

それと、今、秋鹿議員から再三補償というお話があるわけでございまして、当然のことながらその補償に対する認識も持っていかなければならないのですが、一方、これから地域振興に対する投資という部分についても、バランスよく対応していかなければならないという、その部分をしっかりと捉えながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 何度も申し上げますけれども、犠牲の上に成り立ってはいけないというところを強く申し上げておきますので、しっかりと対策のほう、よろしくお願いいたします。

2番目に、空き家対策のお話に移らせていただきますが、国のほうで行っている空き家再生等推進事業というものがございまして、こちらはご存じでしょうか。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 国土交通省のほうのホームページ等で、いろいろな推進事業のほうも紹介されておまして、詳しい内容までは具体的にはわかりませんが、大体的内容は見ているところでございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ぜひ隅々まで見ていただきたいなと思いますけれども、姉妹町の松田町が、事業成果としてそちらのページのほうにも掲載されていますので、しっかり見ていただきたいと思います。

松田町、わかりやすいようにリーフレットなどを作成して、終活講演会など——終活というのは、終わる、活用の活のほうですね、終活講演会などでも空き家予防について説明したりもしているようですので、ぜひ協力し合って情報交換しながら進めていただければと思います。

そのほか、今後さらなるインバウンドの増加が見込まれる中、その受け皿として民泊の需要が高まっておりますので、空き家を民泊に利用するという動きも見られます。自治体が空き家を購入もしくは借り上げを行って、民泊に利用していくなどの手法も考えられますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 空き家につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、国土交通省のホームページにいろいろな事例並びに推進事業が載っております。

今回、壇上でもお答えしましたが、横芝光町空家等対策協議会を立ち上げるということになっていきますので、その中で空き家の対策についての取り組み方、活用方法について検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） よろしく願いいたします。

あと、別でもう1点お伺いしたいんですが、空き家活用の意味で、騒音対策補償の話を行います。

横芝光町に住まわれる方には、誰もが恒久的な補償を受けられることが大前提というふうに考えますが、まずはその第一歩として、既存で空き家となっている住宅で、防音工事や空調機器の助成対象となっている住宅があると思います。

これらを更新するなどして、またこれを一つのメリットとして、移住者へ発信していくことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 要は、空き家に対して、それだけの問題ではなくて、やっぱり横芝光町に移住をしようという、何か魅力を見つけ出した中で、本当に移住定住で来ていただけるというその人たちに対しては、騒音の問題とリンクしているといえればリンクしているのかもしれないですけれども、別の問題として、やはり横芝光町に魅力があるということでは、やっぱりやってくるわけでありまして、そのときはそのときで、移住定住の促進の立場で何かしらのアクションを町行政からやるというのも、一つの考えなのかなと思っておりますけれども、そこについてはまだそこまで考えも及んでいないし、検討もしている状況ではないですけれども、これからの移住定住策を促していく上で、極めて大きな一つのヒントになるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） もちろん、格好いいことを言えば、今、町長がおっしゃった理由で来ていただけるというのが、まずは一番だと思いますけれども、最後おっしゃっていたように一つのヒントとして考えていただいて、うまく利用できるというのであればそれもいいのではないかなと思って、提案させていただきました。

次にまいります。

旧横芝中学校跡地活用の進捗状況なんですけれども、騒防法第1種区域に入ることと、再度検討したいということですが、ちょっとまだ決まっていないことなんですけれども、今後航空機騒音が拡大されていく中で、新しく建った住宅には、防音工事などは今のところされないのではないかと考えますけれども、それでも計画どおり住宅を建てていこうという考えもあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 先ほどご説明しました構想につきましては、当初50戸程度の住宅を想定して構想が立っております。

ただ、騒防法の1種区域に入る見込みになったことを受けまして、戸建てがよろしいのか、それとも空港関連の企業の社宅ですとか、または中低層の若者向けの住宅がいいのか、その辺を含めて、全体的に検討させていただきたいということでございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 大まかな進捗状況はわかりましたので、十分慎重に検討していただければと思います。

続きまして、住民課窓口での転出者、転入者アンケート調査。

本年度、アンケート調査を実施することになったということで、まずありがとうございました。実態調査として、しっかり活用していただければと思いますので、この後、質問を用意していたんですけれども、こちらは次にそのままいかせていただきます。

次、ふるさと納税による財源確保の推進状況なんですけど、壇上でも申し上げましたけれども、平成29年度当初予算額より平成30年度のほうが減額しております。理由については、予算委員会でもご説明いただいておりますけれども、いま一度、簡単に結構でございますので、どのような理由で減額したのか、お願いいたします。簡単に結構です。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） ふるさと納税につきましては、今、ご存じのとおり、全国で返礼品の競争になってしまったということを受けまして、総務省から返礼品の割合を3割以内に抑えろという通達が出ております。これに基づいて、県内及ばず、全国で返礼品の見直しを行っております。

うちの町につきましても、28年度に3,400万程度、29年度の実績で2,900万程度。これは、28年度には返礼品の一部で3割を超えているものがございまして、それを見直したことによりまして、29年度は幾分落ち込んでいると。

ただ、今年度、新たに事業者をふやして、返礼品の種類もふやした関係で、4月の実績からいきますと、昨年とのペースでふるさと納税をしていただいていると。

ですから、今後とも事業者の開拓と、新しい返礼品をつくってそれをホームページにアップ、要はふるさと納税サイトにアップすると新着で載りますので、そうすると皆さんの目につきやすいということもありますので、そういった工夫をしながら、今年度の予算を上回る努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） たびたびのご説明、ありがとうございます。

もちろんさまざまな影響があったかと思えますけれども、近隣市町村での平成29年度の状況で、寄附金から経費を引いたおおむねの金額を言いますと、山武市が約700万、東金市は600万、多古町が約5,000万でした。当町もそこそこの感じはここまですけれども、高額な自治体では、長生村が昨年度県内第3位で約1億5,000万、お隣の芝山町が1位で約2億4,000万です。近隣に比較しても、当町はまだまだ伸びしろがあると思えます。

長生村の人気の返礼品は海産物とお米ということでした。芝山町は、昨年度はスカイコインという電子クーポンが8割強を占めたということで、総務省からの通達の、先ほどの関係もありまして、ことしはスカイコインを取りやめたということでした。ですが、寄附金は落ちると考えていますが、それでも寄附金総額は約1億円以上を目指しているそうです。

返礼品をふやすことも大切ですが、成果が上がっている自治体での人気の返礼品などの調査は行っておりますでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 当然のことながら、事業者の開拓と新しい返礼品、当然よその市町村で何が受けているのか、その辺も総務省の通達に反しない限りで調査をさせていた

だいて、実施したいと考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

いろいろ分析された結果をご説明いただきましたけれども、近隣自治体ではどちらも寄附金額に対して約3割程度の返礼品としているようですし、返礼品自体にもそんなに大差は感じられませんので、当町でももっと集まる可能性はあるのではないかと考えております。

以前の一般質問でも、さまざまな提案をさせていただいておりますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

私は、そもそもこの制度には、先ほどの競争の話もありましたけれども、そもそもこの制度に余り賛成できませんけれども、自治体間の競争になってしまっておりますので、やらなければ負けてしまいます。

2年以上前の議会での町長の答弁で、横芝光町には米、肉類、特産品としていろいろ豊富な物があると。産業振興にもつながる大きな期待を持っているところでございまして、必ずその成果を上げるとおっしゃっていましたが、もっともっと大きな成果を上げていただきたいと願っておりますけれども、再度意気込みを、町長、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりでございまして、やっぱりこのふるさと納税の本来の目的、やっぱりふるさと、横芝光町の産物を日本全国に広げる。それによって、産業振興が図れるというものが一番ベストな、今回のふるさと納税の趣旨なのではないかなと思っております。

今、企画財政課長からも答弁がございましたけれども、いろんな部分のアイテムを、今開拓をしているところでございますので、頑張っってこれからも進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） まずは第一歩、億を目指してお願いいたします。頑張ってください。

6番目、生活道路の維持管理のところに移りますが、平成27年度時点では2,232路線、758キロを管理、また舗装済みは589キロということでした。現在は、先ほどの説明のとおり759キロメートルで、わずかに1キロですが、総距離が伸びています。

維持費は膨らむ一方だと思いますけれども、どのような形で管理されていくのでしょうか、

お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 大規模な修繕ですとか改良工事になりますと、工事費がかなりかかります。そうなる前に、道路の損傷箇所等の早期発見、早期治療に努めまして、道路を延命していくという形で、経費の削減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） そういった形で何とかやっていくしかないと思うんですけども、壇上でも申し上げましたが、通勤時間帯など交通が集中するときは生活道路にもあふれる車が見られます。今後もふえていくことが予想されますので、道路幅の拡幅とか、また幹線道路の早期開通、考えられますけれども、どのような状況なんでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（川島敏彦君） 町で今、改良事業をやっている路線でお答えいたします。

路線数は7路線ありまして、国の交付金を活用して実施しております。その進捗ベースで言いますと、事業費ベースでは26%、延長ベースで23%、用地ベースでは83%となっておりますが、いずれにしても予算が関係することがございますので、これからも積極的に補助金を導入しながら、道路の改良工事等を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 家の玄関を出ると、時間帯によっては車が何台も連なって走ってくるような場所もございます。区からの要望があった場合には、迅速に対応していただければと思いますし、また先ほど幹線道路のお話、ちょっといたしましたけれども、例えば千葉県がやっている事業であれば、県のほうへも強く申し出るなどして、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

以前の都市建設課長からいただいた答弁としては、要望が上がってくるものに対して、工事を実施しない例としては、通行に支障がない、安全には問題なく緊急性に欠ける、通行量が少なく早期に対応する必要が感じられないなど、優先度や整備順位などが低いと判断したためとのお答えでしたが、実際には安全性に問題があって、緊急に修繕しなければならないと感じる道路もございますので、そのような場所はもちろん迅速な対応をお願いいたします。

最後、教育関係で、学校適正配置等検討委員会の答申を受けてのスケジュールですが、ご

説明いただきありがとうございました。

先ほどからも、宮菌議員からのたくさんのご質問がありましたので、十分お考えがわかりましたので、私からあえて質問はいたしません。このような質問があるたびに、教育長が先ほどもおっしゃっておいりましたけれども、何より重要なことは学びやに通う児童の学習環境が今まで以上によくなり、教育効果が上がることに期待しているものでございます。いつもおっしゃられておりますので、私の思いとしては、統合する段階で通学する児童が困惑しないように、十分丁寧に行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私からの質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長（川島勝美君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

6月6日及び6月7日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、6月6日及び6月7日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の日程はこれをもって終了します。

6月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時30分)

6 月 定 例 会

(第 2 号)

平成30年6月横芝光町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年6月8日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 3 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 4 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
町道路線の認定について
- 日程第 8 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第10号審議（質疑・討論・採決）

- 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第11号審議（質疑・討論・採決）
- 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第12号審議（質疑・討論・採決）
- 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第13号審議（質疑・討論・採決）
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議案第14号審議（質疑・討論・採決）
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議案第15号審議（質疑・討論・採決）
- 役場庁舎北側車庫棟改築工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第16号審議（質疑・討論・採決）
- 横芝光町文化会館（横芝光町中央共同利用施設）空気調和設備機能回復工事請負契約の締結について
- 日程第18 議員派遣の件
- 日程第19 横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第20 請願及び陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第20まで同じ

追加日程第1 発議第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書について

追加日程第2 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

出席議員（15名）

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮 蘭 博 香 君
4番	山崎義貞君	5番	庄 内 賢 一 君
6番	鈴木和彦君	7番	齋 藤 順 一 君
8番	森 川 忠 君	9番	川 島 仁 君
10番	川 島 富 士 子 君	11番	鈴 木 克 征 君
12番	野 村 和 好 君	13番	山 崎 貞 一 君

14番 鈴木唯夫君

15番 八角健一君

16番 川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	林雅弘君	企画財政課長	堀越健一君
空港・地域振興室長	平山貴之君	環境防災課長	萩原浩己君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	市原通雄君
産業振興課長	熱田雅之君	都市建設課長	川島敏彦君
福祉課長	及川雅一君	健康子ども課長	椎名淳君
食肉センター所長	向後和彦君	東陽病院事務長	渡邊奨君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局長 郡司民夫 書記 齋藤美紀

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び請願第2号、陳情第2号について、総務経済常任委員会委員長から陳情第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたのでご報告します。

◎一般質問

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（川島勝美君） 通告順に発言を許します。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。発言通告に従い、一般質問を行います。

安倍内閣のもと、公文書の改ざん、隠蔽、廃棄、虚偽答弁、全て総理を守るために平気で法律を破る、働き方改革と称して企業が自由に労働者を働かせ放題にする仕組みをデータの偽造までして法律をつくる、今、民主主義の危機がこの国を襲っています。

朝鮮半島の非核化と平和確立のため、米朝首脳会談の日程が決まり、会談の成功を願うばかりです。これまでの政府の対応は、北朝鮮に圧力をかけ続けるという姿勢でした。本来、日本政府のとるべき対応は、対話のために最大限の努力が求められていたにもかかわらず、対話による平和的外交力を放棄し続けてきました。日本による平和外交など存在しません。

日本国民は3度も被爆を体験した国民であり、核兵器による惨禍を知っている国民です。平和憲法9条を持つ国のとるべき行動は、北朝鮮の非核化と北東アジアの平和です。地球上

から核兵器廃絶と戦争のない世界をつくる、そのためのリーダーシップを発揮する政府であってほしいものです。

そのためにも、地方議会からの声を届けようではありませんか。

通告に従いまして、大綱3点について質問をいたします。

初めに、町長の政治姿勢について質問します。

成田空港のさらなる機能強化に関する確認書の締結については、町長は、合意については町民理解が得られない中で難しいと何度も発言をしてきました。議会と相談しながら進めたいとも言ってきたのに、議会に相談なく自分の政治判断で決めました。政治的圧力や経済団体からの早期合意を受け入れるように要望されたとはいえ、騒音下住民の期待を裏切る決断であったと言わなければなりません。

開港時の飛行時間の変更は、そう簡単に住民に理解してもらえるものではありません。だからこそ時間をかけて、住民の理解が必要だったはずですが、提案内容に対して合意できない、譲れない内容だったから、それは開港時の飛行時間の約束です。確認書の締結は、町民の声、町長に対する期待への背信行為ではなかったのでしょうか。

成田空港は開港40年を迎え、空港近郊を初め、多くの経済発展をもたらしてきたことは確かですが、反面、騒音で苦しめられてきた地域住民がいたことを忘れてはなりません。今も騒音などの被害を受け続けて暮らしているのですから、住民納得の対策が担保されることが必要だったのです。

町は、町民アンケートで、成田空港機能強化問題に対して、町民の成田空港についての認識、意見をつかむことなどを実施したこと、そして2月19日に開かれた成田空港圏自治体連絡協議会で再要望に関する国、県、NAAからの回答に対して、2月28日と3月1日の2度、住民説明会を開いたことに対しては評価をするものです。しかし、見直し再提案に対しての住民意見は開港時の約束を守れ、飛行時間延長は認められないとの圧倒的な意見だったのではないのでしょうか。

3月2日の全員協議会と議会質問での答弁で町長は、とりあえず保留という立場でしたが、3月12日、急遽開かれた全員協議会で受け入れを表明しました。この表明は、騒音下住民の期待を裏切る政治決断だったと指摘せざるを得ません。騒音下住民が強く反対し、見直し案に対しての理解が進まない中、なぜ機能強化に関する確認書に署名したのかを伺います。

第3滑走路ができたならば、町内で3,500から4,000世帯、全世帯の約半数近くが防音対策工事が必要になるのではないのでしょうか。町民理解が得られるような対策が求められます。

県や国、NAAは、住民に丁寧な説明をしていくと言ってきました。まずは、町長が四者協議会での確認書署名の経緯を説明し、住民要望を聞く説明会が必要ではないでしょうか。今後の対策に生かすべきだと考えますが、どのように考えているのか伺います。

成田空港のさらなる機能強化に関する確認書では、2020年までにA滑走路の利用時間を1時間延長し、便数制限の撤廃を決めました。弾力的運用を含めると5時間半しかない静音時間で、健康で文化的な生活が送れるでしょうか。

第3滑走路運用までにA滑走路下の住民に対して健康影響調査を実施するとなっています。今回の環境影響評価書では、欧州WHO夜間騒音ガイドラインについて触れています。日本に夜間騒音の基準はないとしながら、WHOの暫定基準値がL n i g h t 55デシベルであることには触れていますが、本来目指すべき目標のL n i g h t 40デシベルであることには全く触れていません。騒音対策として室内の二重窓化を行うとしています。これで夜間騒音は問題ないとの態度をとっていますが、WHOの基準はあくまでも野外の騒音の量であり、防音工事をしたからといって騒音量が減るわけではありません。

WHOの基準は、純粹に住民への健康影響が出るか出ないかの境界基準値として定められています。欧州で行われている健康調査は、規模が数十万人から数百万人を対象にして、しかも数年から十数年にわたり行われた継続的な調査です。2014年実施の成田空港周辺の健康調査は、周辺住民から約1万人を抽出した1回のみアンケート調査でした。しかも、弱者や騒音の高感受者である子供、小中高校生や高齢者などは排除されていました。今回の調査は、NAAの参加を排除し、騒音調査を数多く手がけた専門家集団で調査員会をつくり、影響を受ける騒音下住民全員を対象として、きめ細かい調査を国や県、NAAに求めるべきだと考えます。お答え願います。

横芝駅のエレベーター設置について質問します。

議会でも何度も取り上げられてきました。高齢者や障害者、そして小さな子供連れの駅利用者からは一日も早いエレベーター設置を求める声が出されてきました。また、駅のホームに屋根はなく、雨降りの2番線利用者は大変な思いをしています。

国土交通省は、駅のバリアフリー基本方針の改定案の中で、原則として全ての駅のバリアフリー化を目標としています。利用者3,000人未満の駅についても、地域の強い要望があり、地方公共団体の支援が得られる駅については支援を行うと改正されました。

町の総合計画でも、町長の選挙公約である横芝駅のエレベーター設置をどのようにして実現しようとしているのかを伺います。

大綱2点目、子ども・子育て支援について質問します。

初めに、学校給食費の第3子以降の児童生徒を対象に無償化し、子育て支援することについてです。

昨年12月議会で、学校給食費の無償化について質問しました。教育長は、恒常的に約8,000万円の財源負担は、当町の財政では無理と考えるとの答弁でした。教育費完全無料化を昨年からはじめた渋川市も、全額公費負担の前年に、3割負担と第3子以降の給食費を公費負担としていました。そして、ことしの4月から多古町でも学校給食費の無料化が始まりました。

子育て支援対策として、近隣の町におくれをとらないようにしていくことは、町の将来を見据えたときに必要な施策になってきます。住んでよかったと少しでも感じてもらえるようにしていく、そのために、一環としての支援策と考えるものですが、どのように考えるのかを伺います。

子育て支援策として、国保税の多子世帯を支援する均等割免除の施策を求めるものです。

埼玉県ふじみ野市では、子育て支援を目的にして、2018年4月、本年度から均等割の医療分と後期支援分の2つのいずれも減額実施をしました。国保の均等割という課税方法は、他の保険制度にはないものであり、所得がなくても均等割が課税されると重い金額になります。子育てには多くの経済的負担がかかります。子供の出産と同時に、国保加入世帯は国保税が引き上げられます。子育て世代の国保税均等割の第3子以降を免除する子育て支援制度を求めるものです。どのように考えますか。お答えください。

大綱3点目、性的マイノリティー、LGBT問題について質問します。

LGBTをめぐる連日のように報道が続いています。身近な知り合いに当事者がいない人にとっては、LGBTって何、ということになります。LGBTとは、性的マイノリティーの総称で、それぞれの該当する頭文字をとってレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーのことですが、異性装、アンセクシャル、クエスチョニングの人たちもいます。

性的志向は決して固定的なものではなく、年齢によっても変化すると言われていています。電通総研による2015年の調査によると、7.6%の人がLGBTに該当するという結果が出ています。メディアの扱いも数年で大きく取り上げられるようになり、LGBT問題の社会的認知が広がってきているところです。

LGBT問題で最も注目を集めているのが自治体であり、行政の対応変化ではないでしょ

うか。2015年4月から、東京都渋谷区が先鞭をつけたのが通称パートナーシップ条例でした。同居するカップルをパートナーとみなして証明書を発行したことです。他の自治体でも、昨年9月から世田谷区、2016年4月から三重県伊賀市、6月から兵庫県、7月から沖縄県那覇市が、議会の議決を通さず首長のリーダーシップで要綱として決定しています。

LGBT問題は人権問題であり、憲法にかかわる課題であると強調したいと思います。憲法11条で基本的人権が明記され、13条では、全ての国民は個人として尊重されるとあります。個性ある一人一人に人権があるということを再認識しなければならないのではないのでしょうか。

そこで、同性愛者の婚姻についてですが、憲法24条で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」とあります。13条の「個人として尊重される」との関係で申請があった場合には受理するのか、お答え願います。

役場窓口の対応についてですが、役場窓口で申請書や文書の中で性別記入の記載欄が多くあります。記載したくない人もいるのではないのでしょうか。記載しなくても構わないような対応や、プライバシー対策のため仕切られた空間なども必要ではないかと考えます。LGBT者に対する対応についてお答えを願います。

学校における対策についてお聞きします。

教育現場におけるLGBT対策は、小学高学年から中学時代にかけて、性の目覚めとともに注意しなければならない問題だと認識します。何より、外的なことではじめ問題が発生しないようにしていかなければなりません。教師だけでなく保護者の理解も、当然必要になってくるでしょう。学校現場での対策、対応をお答えください。

病院での対応も考えなくてはならない問題です。入院時における保証人対応などは、パートナーであっても受け付けるのか、東陽病院としてはどのような対応をするのか伺います。

最後に、LGBT差別禁止条例やパートナー条例が必要になるとと思いますが、町としてはどのように考えているのかを伺います。

以上で、壇上からの質問といたします。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、空港機能強化に対して合意した理由について申し上げます。

本年3月13日に開催された成田空港に関する四者協議会において、成田空港のさらなる機能強化の議論が得られたことから、成田空港のさらなる機能強化に関する確認書を署名の上、取り交わしを行いました。騒音下住民の厳しいご意見は十分に認識をしていますし、それゆえに、3月2日の議会議員全員協議会では、議員の皆さんのご意見を伺った上で、空港機能強化に対する町としての判断を保留いたしました。

私が最終的に空港機能強化に合意しようとした気持ちは、3月12日の議会議員全員協議会で発言したとおりでございますが、改めてその要旨を申し上げますと、住民説明会や関係機関との協議を重ね、さまざまなご意見をいただきながら、私なりに慎重に検討をさせていただきました。

その上で、総合的に判断すると、空港機能強化に対する判断をこれ以上おくらせることは当町にとって得策ではない、また、空港機能強化実現により空港を核とした地域振興が図られるのであれば、空港との共存共栄に町も一層の努力を惜しまず、将来さらにこの町が発展することを大いに期待し、合意の決断をするときが来たと考えております。なお、この判断は、熟慮に熟慮を重ねた上での苦渋の選択であります、と述べたところでございます。

次に、説明会の件でございますが、成田空港のさらなる機能強化に関する確認書では、四者は今回のさらなる機能強化に関して、より多くの住民の理解と協力が得られるよう引き続き最大限の努力をすることとしており、合意の枠内で必要に応じて説明会を開催したいと考えております。

次に、健康調査の件でございますが、成田空港のさらなる機能強化に関する確認書では、A滑走路の発着時間の変更に伴い、従前の運用に比べ住民の生活環境への負担が増大することから、空港会社はその負担軽減について引き続き検討を行うとともに、健康影響調査を含む生活環境への影響調査を実施することとされています。

住民の健康を守ることは我々自治体に課せられた使命であり、町としても、空港会社に対してきめ細かな調査を要望してまいりたいと考えております。

次に、私の選挙公約の一つでございます横芝駅のエレベーター設置につきましては、以前

より川島富士子議員からもご質問をいただいております、町では平成28年度に横芝駅バリアフリー設置整備の基礎調査を実施し、エレベーター設置案の検討、概算工事費等の算出を行いました。この調査結果に基づき、JR東日本とエレベーター設置の必要性や事業費負担の割合等について協議を現在重ねております。

JR東日本は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定されました移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の駅について、平成32年度までにエレベーターまたはスロープ等の整備を進めております。また、横芝駅のように3,000人未満の駅であっても、地域の実情に鑑み、設置に向けて前向きに検討をいただいている状況でございます。今後もJR東日本と協議を重ね、財政負担の軽減を図りながら、設置に向けて進めてまいります。

ちなみに、横芝駅乗降者数は、平成28年において2,820人、27年では2,840人でございます。以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 山崎義貞議員からの3、性的マイノリティー問題についてのご質問のうち、学校における対策についてお答えいたします。

人間の性には、体の性、生物学的な性と心の性、性の自己意識があります。多くの人は体の性と心の性が同一でありますけれども、中には体の性に持続的な違和感を持つ状態である人や、先天的に身体上の性別が不明瞭である人もいます。近年、新聞や雑誌、テレビなどでLGBTという言い方が性的マイノリティーをあらわす言葉として使用されております。LGBTは、レズビアン、女性の同性愛者、ゲイ、男性の同性愛者、バイセクシュアル、両性愛者、トランスジェンダー、体と心の性が一致しない人の頭文字をとった言葉でございます。

町内各小中学校におきましては、現在のところ、児童生徒及び保護者からの性的マイノリティーに係る相談や申し出を受けた事例はなく、各校では、特別な対策や対応は現在しておりません。

文部科学省では、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を、都道府県及び市区町村教育委員会に通知をしております。その後、同通知に基づく教職員向けのパンフレットが作成されまして、教職員の適切な理解の促進を現在図っているところでございます。

町内各校でも、性的マイノリティー関連の研修には教職員が参加しておりまして、学校における性同一性障害、その現状や必要な対応について、現在理解を深めているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） それでは、私からは、子ども・子育て支援についてのご質問のうち、第3子以降の学校給食費無料化についてお答えいたします。

学校給食費の無料化につきましては、今まで山崎議員や川島富士子議員からの一般質問に対し、学校給食費の完全無料化に係る経常的な財政負担は厳しいとお答えしてまいりましたが、学校給食費の保護者負担の軽減に取り組む自治体はふえてきておりまして、近隣でも芝山町と多古町が完全無償化を、匝瑳市と旭市が多子世帯の一部無償化を実施している状況でございます。

今回のご質問は、お子さんが3人以上いる世帯を対象に、3人目以降の給食費を無料にしたかどうかということでございますが、この場合、第3子以降をどう設定するかが重要になります。

例えば、高校1年、中学2年、小学6年のお子さんがある世帯では、18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降とした場合は、小学6年生のお子さんが無料化の対象となります。しかしながら、小中学校に同時に3人以上在籍する世帯の第3子以降とした場合は、6年生のお子さんは対象になりません。参考までに、現在の児童生徒で所要額を試算いたしますと、前者の場合は約600万円、後者は約300万円となります。

学校給食費の保護者負担軽減につきましては、町長からも鋭意検討するよう指示を受けているところでございます。

町の財政状況が厳しい中ではございますが、学校給食費の保護者負担軽減は、少子化対策、子育て支援、移住促進等の側面からも有効な施策であると考えられます。助成対象について、多子世帯はもとより、より多くの世帯を支援できるよう内容を精査しておりますので、ご理解をお願いいたします。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 住民課長。

〔住民課長 市原通雄君登壇〕

○住民課長（市原通雄君） 山崎義貞議員ご質問の大綱２点目、子ども・子育て支援についての、国保税の均等割を第３子以降免除する制度の創設についてお答えします。

国保税の賦課徴収業務は税務課の所掌事務ではございますが、国保関係の財政運営を担う住民課からお答えさせていただきます。

国保税の賦課方式は、条例によりまして、被保険者の世帯の所得のほか、家族の人数などを参考にして決めることになっております。したがって、被保険者であれば、子供も人数に応じて均等割が賦課されております。会社員が加入する健康保険組合などの被用者保険は収入に応じて保険料が決まるため、扶養している人数による負担の変動はございません。

このため、国民健康保険で子供を含めて扶養している人数が多い世帯は、被用者保険世帯に比べまして、保険税の負担が重くなる傾向がございます。しかし、子供の均等割について、人数により免除する制度を導入することは、現行制度のもとでは、その負担を他の被保険者あるいは町民全体で賄わなければなりませんので、被保険者等の理解を得る必要があると考えております。

また、国保税については、所得の低い被保険者層の均等割部分を低減する減免制度が設けられております。世帯の人数が多くなれば、それだけ有利な軽減を受けられる制度になっていることに加えまして、災害その他、特別の事情がある場合には、個々の状況に対応できる減免制度もございます。

国や県の財政支援も見込まれない状態では、町単独での創設は難しいと思われまます。国保広域化初年度でもございますので、国保財政の安定化を優先させていただきまして、今後、慎重に研究をしていきたいと考えております。

続きまして、大綱３点目でございます性的マイノリティー問題についてのうち、当町における同性愛者の婚姻は受理するか、役場窓口における対応について、LGBT差別禁止条例やパートナーシップ条例が必要と思うが、についてお答えします。

性的マイノリティー問題につきましては、昨今LGBTという言葉でメディアに取り上げられておりますが、性の多様性に対しては、依然として偏見や差別などがございまして、社会における正しい理解と受容はまだ進んではおりません。

議員ご質問の当町における同性愛者の婚姻は受理するかについてですが、同性同士による婚姻の届け出は、戸籍制度について全国一律で受理しないということになっております。したがって、当町においても受理することはございません。戸籍制度は、国民の親族上の

身分関係を証明するため重要な制度でもあり、統一した運用を行う必要がございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、役場窓口における対応についてですが、性自認の違いを周囲に知られたくない方への配慮など、窓口における適切な対応が求められてきています。また、公的書類などにおける性別欄の記載についても、不要であればなくすという動きも出ております。

いずれも、議論の深まりを注視しつつ、職員に対する啓発に努めまして、事例研究と法令上の精査を加えてまいります。

次に、LGBT差別禁止条例やパートナーシップ条例が必要と思うが、について、当町において、これまで具体的な相談、あるいは要望等の事例はありません。

条例について検討してきてはおりませんでした。性の多様性などさまざまな生き方を尊重し合う社会の実現は、新たな課題として捉えております。また、社会において不当な差別などにより人権侵害を生じないように、人権擁護委員の方々とも連携を図ってまいります。

〔住民課長 市原通雄君降壇〕

○議長（川島勝美君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、性的マイノリティー問題についての東陽病院における対策はについてお答えいたします。

東陽病院の性的マイノリティー対策についてであります。現時点において、東陽病院では、性的マイノリティーにおけるトラブルや問題になった事例はございません。このため、特段、対策は講じておりません。

入院時の対応ということでございますが、独居の方も多くいらっしゃいますので、入院時におきましては、同居人ですとか親族以外の方でも対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、性的少数者であるLGBTの方などが来院された際には、来院された方に不愉快な思いを与えぬよう配慮するとともに、受け付け窓口等でお申し出いただくことにより、適切に対処してまいりたいと考えております。また、医師を初めとする病院職員全員が対応できるよう、性的マイノリティーへの理解促進に努めてまいります。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、空港問題について伺います。

町長、先ほど言われましたが、今度のA滑走路は12時まで運用されます。2020年オリンピ

ックまでには供用するということが決まっています。この確認書の中で、その中で、健康調査をするということもあります。しかし、今回のいろいろな空港問題は、なぜ町長が、あれだけ住民理解、要するに騒音問題が解決されない中で、基本的には飛行時間の担保がとれない、11時までの約束が守れない中では住民は納得しなかったわけです。そのことについては、町長はどのように考えているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 住民の理解が得られないという部分も確かにありました。そしてまた、当初の時期から、そのときから、当然のことながら空港会社、国交省とも、ある意味、その数日間の間にいろいろ駆け引きがございました。

その中で、私もよく申し上げましたけれども、特に駅前を中心とする多くの家屋の中で防止地区ができるような状況になる中で、今まで経験したことのない騒音被害に見舞われてしまうのではないかという話がございました。

その中で、一気に、まだまだこの確認書の中で、運用についても外枠は決まっているものの、じゃ、どのように進めていくかということについて、私は前々からソフトランディングにできないかとかという話もしてまいりました。

その部分については、四者協議会の中での議事録の中に入れてあるんですけども、そういう状況の中で、その数日間の間に、当然のことながらいろいろな駆け引きもございました。それも含めて、やっぱりこれは、ここで結論を出さなければならない時期が来たというように思うようにもなりましたし、また、先ほど壇上でもお答えをさせてもらったとおり、3月12日の議会議員全員協議会、議員の皆様方においても大多数の方向で進むべきだろうというご意見も頂戴いたしました。それに後押しをされながら進めてきたという経緯でございますので、住民理解の部分というのは、果たしてどこまで得られるかについてはなかなか難しい問題もありますし、ただその一方、地域振興に乗りおくれたいけない、そのジレンマの中で最終的に苦渋の選択をしたというふうにご理解をいただきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長、騒音問題のA滑走路も含めて、静音時間が7時間とれるから大丈夫だと、今度の第3滑走路ができたときには、ですよね。そういうことになっています。

これで果たして納得できるかというような、7時間の静音確保ができたから納得できる問

題なのかということと、それについて町民は納得していないんですが、そのことに対して町長はどのように、多くの町民が騒音時間、飛行時間がふえるということに対してはこれ納得できていないわけですよ。

というのは、開港時の約束があって初めての成田空港なんだと、だから開港時の約束を守れというのがあくまでも基本なんですけど、当町の住民も多くの人がそのように言っていたと思います。それが希望だったと思います。それを、希望をかなえて初めて、その先の地域振興があるのではないのか、空港建設があるのではないかなというふうに思います。

なので、この問題は、飛行時間が伸びた、第3滑走路ができたときには検討するというようなことも言われてはいますが、静音時間に関して。だけれども、これ担保とれていないわけですよ。このことに対して、町民にどのように説明しようと思いますか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 担保とれていないというよりも、先ほど申し上げましたとおり、例の確認書の中では、全てを網羅して詳細に決まっているわけじゃないという部分もひとつご理解いただきたい。

その話の中で、あともう1点は、要するに各機材、要するに飛行機の機材によって大分、音が、レベルが下がっているというのも、これも事実でございます。簡単に言えば、ジャンボ機の絶対数の割合が下がってきているということもありますし、小型機の性能がよくなった等、いろいろある中で、相対的な判断の中での、その部分については、そうした要因の中で判断をせざるを得ないだろうという認識の中で、結論を見出した次第でございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長、そうしますと、いろいろ苦渋の決断だったということ、まずは町民に理解してもらう必要があるのではないかなというふうに思いますが、そういう点での住民説明会ということは、開く予定というのは計画しているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の段階で予定はしているわけではございませんけれども、先ほど壇上でもお答えしましたとおり、必要があれば、やはりこれはしっかりと対応していかなければならない、ましてその四者協議会の確認書の中でも、今まで以上に住民の理解を得ることの必要性というのはしっかりと明記されているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） じゃ、わかりました。

そうしますと、要望があればということなので、私から、国、県、NAA等を含めて住民説明会を開くように要望したいんですが。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど壇上でも申し上げましたけれども、合意の枠内でのお話であれば、それは何ら問題なく進められるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

それでは、横芝駅の問題について質問をいたします。

先ほども、横芝駅のエレベーター設置に関しては、JRといろいろと相談をしながら進めているということでした。具体的に、駅の問題を、調査をやった結果とか、JRとの協議を進めているということではあります、どれくらいの回数、今までやってきているのか、教えていただければと思います。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 回数ということでございますが、ちょっと今、回数をまとめであるわけじゃないんですが、平成26年ごろから協議を始めさせていただきまして、まず最初の時点では、JRも3,000人いないということで余り話に乗っていただけなかったんですが、町としても何度も重ねて協議をしてきた結果、段階的に3,000人を下回る駅であっても、福祉施設ですとか病院等があれば、それから町が駅を活性化するための努力をしてくれるのであればということで、だんだん話に乗っていただけまして、町としても、その後、国の補助金の対策として国へもお願いいたしまして、先ほど町長が壇上から答弁させていただいたように、前向きにJRも検討していただいていると、今そういう状況でございます。

もし、回数等につきましては、後ほどおいでいただければ回答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 課長、JRに対しての要請はどのような形でやっているのか、文書をもってやっているのか、ただ、そうでなく口頭で、こちら側から担当者だけが行っているのか、どのような形でやっているのでしょうか。具体的に教えてください。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 文書でもお願いしていますし、町長みずからも要望に行っていていただいております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

文書でやっているということでもありますので、後で、どのような要望書をJRに申し入れたか、資料をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、子育て支援のことについて、質問いたします。

子育て支援の、まずは、教育長に学校現場について最初に質問いたします。

学校現場では、服装の問題とか細かなところに気がつかなければならない問題がいろいろ出てくるかと思えます。そういう中で、先生方の共有した認識とか、教育委員会からの具体的な方針とか指導とかというものは出されているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほど申し上げましたように、文科省が平成27年4月に通知を出しております。その通知に従いまして、各地研修会等も行われておりますので、各学校の職員、全てではありませんけれども、関係職員がそれに参加し、理解を求め、各学校へ帰ってそれらの周知をするという状況下に今現在あります。

ですので、先ほどの答弁の中に、当初申し上げましたけれども、今、児童生徒の中にそういう子供たちはおりませんので、現実的にそれが具体化しているという状況下にはないということでございます。よろしくお願いします。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 教育長、そういう児童生徒はいないと言いましたが、これ断言できる問題ではないと思うんですね。なので、これは非常に注意深く生徒を観察したりとか、先生がそういうふうには決めつけないで見る必要があるのではないかなというふうに思いますので、調査といってもプライバシーの問題があるので、なかなか調査というのは難しいかと思いますが、ぜひ注意を払いながら、教育現場の先生にも指導徹底をお願いしたいというふうに思います。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先日、各学校に対して、性のマイノリティーの問題についてあるか

どうかの調査をしております。その結果、各学校からは誰ひとりとして上がってきておりません。今現在その状態でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、住民課のほうの問題について質問をいたします。

パートナーシップ条例の制定に関してですが、この条例制定というものは、私は非常に大事になってくるのではないかなというふうに思っています。

壇上でも発言しましたが、7.6%の人が何らかの疑いといいますか、があるというふうに言われているということは、これは大変な数なのかなというふうに感じています。なので、ぜひこのところの条例に関しては、町長も含めて、条例と限りませんが、検討する、先ほど住民課長、検討をするというか研究していきたいということだったので、なるべく早く、急いでといいますか、ちょっと検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。再度確認を。

○議長（川島勝美君） 住民課長。

○住民課長（市原通雄君） 性の多様性ということでさまざまな生き方を尊重する社会になるためには、今、LGBTの問題がクローズアップされていますので、そういうことの動向や国における施策の方針を注視しながら、まずは社会における理解の促進が必要と考えておりますので、人権擁護委員の皆様とともに啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

子育て支援の問題点の確認なのですが、給食費の問題です。給食費は第3子以降と言わずに検討をしているというところによろしいのでしょうか。確認ですが。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 現時点ではいつからというお話はできませんが、検討段階であることは事実でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございました。

それでは、国保の減免の問題について伺いたいと思います。

国保の第3子以降の減免をすると、町の負担としたら幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） 18歳以下の国民健康保険の被保険者が3人以上いらっしゃる世帯は現在58世帯ございまして、この世帯の3人目以降の均等割額を減免した場合の国保税の影響額は、資産額で175万円となっております。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 175万円という話でした。町長、これこそ政治決断で一般会計からの繰り入れも含めて、ぜひ検討していただきたい。

子育て施策の充実という点では、非常にインパクトのある政策だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 単に、この175万円という数字を見ますと、100億円規模の一般会計を持っている横芝光町にとって、そういうような思いがあるのかもしれませんが、やはり基本としては、公平性の部分でやはり問題になってくるのかなという思いが、非常に私どもとしても苦しいところなのかなというところがございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

しかし、公平性、公平性とよく言いますが、国保に関しては皆さん退職、リタイアしたら必ず入る保険ですよ。国民皆保険なので、公平性ということ言うのは私はおかしいかなと。必ず国保に入ることなので、早かれ遅かれ国保に入るというふうに私は認識しているので、ぜひこのところは政治決断をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（川島勝美君） 以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時15分とします。

(午前11時01分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

平成30年もはや半年が過ぎようとしています。くしくもことしは明治元年から数えて150年。第一次世界大戦の終結100年でもあります。そして平成の時代は来年4月で幕を閉じます。

ことしから18歳人口が急減する国内に課題が山積であり、日本の経済や社会に及ぼすダメージははかり知れません。2025年問題を初め医療や介護の費用は急増し、国家はもとより自治体の財政を圧迫します。目前に迫る課題への処方箋には、行政を初め経済界や有識者など幅広い分野の知恵が求められますが、全ての課題をいま一度洗い出し、未来を展望すべきと考えます。

私自身、徹底した現場主義で確かな進路を切り開けるよう、どこまでも町民に寄り添い、直面する諸課題に真剣に挑んでまいることをお誓いし質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、産業振興を守るまちづくりについて2点お伺いいたします。

1点目として、農家を支える収入保険制度について伺います。

国による米の生産調整、減反を廃止することに伴い、転作助成金に前年度当初比154億円増の3,304億円を充て、主食用米の過剰作付を防ぎ、我が党が重点政策に掲げ強力に推進してきた収入保険制度が明年1月からスタートします。

農家の所得の向上と安定を図る観点から260億円を確保し、自然災害や農作物の価格下落など、農家の収入減少を補償するものです。19年産全ての農産物から対象となり、過去5年間の平均収入、基準収入の8割程度を確保し、農業経営を安定化させるものです。農業共済制度など既存の類似制度と異なり、品目の枠にとらわれずに農業経営全体をカバーする制度となっております。

新規就農者を初め、農家が安心して生産に励むためには、それを支えるセーフティネットが不可欠で、現場への丁寧な説明、周知と加入促進に努めるべきと考えます。この農業経営収入保険の加入申請の受け付けは、本年秋から実施されることで準備されていると思いますが、お取り組みの実情と当局のご所見をお聞かせください。

2点目として、中小企業の設備投資を促す制度について伺います。

中小企業が新たに導入する設備に係る固定資産税を、自治体の判断で3年間最大ゼロにできる特例措置を盛り込んだ生産性向上特別措置法が先月16日に成立しました。これは中小企業の設備が老朽化し、労働生産性が伸び悩んでいることを背景に、中小企業の積極的な設備投資を後押しすることで生産性の飛躍的な向上を進めるのが柱であります。

中小企業の皆様が今一番お悩みになっている主なことに、事業承継、人手不足、資金繰り、設備投資と伺いました。その中の設備投資であります。設備が老朽化しても新たな設備には固定資産税がかかることで投資をためらうことがあり、このような声を受け、2020年までの3年間については、自治体の判断で新規の設備投資に係る固定資産税を最大ゼロにできる特例措置が新たに創設されたのです。

自治体ごとに減免率が異なる中、本町におかれましては最大の支援で町の中小企業が積極的な設備投資を進められるよう、本定例会に議案第3号として上程されたことに町長の英断と町当局の産業振興、とりわけ中小企業を守る取り組みに心から敬意を表したいと存じます。

そこで今後、生産性向上特別措置法案の成立を受けて、ものづくりサービス補助金とIT導入補助金については追加の申請受け付けがあるかと思しますので、積極的に制度の活用推進を図るべきと考えますが、当局のご見解を伺います。また、町内の対象となる中小企業事業者に対して、このことをどのように情報提供していくのかお聞かせください。

第2に、安全で安心なまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、防犯灯の設置状況について伺います。

まず、町が管理している防犯灯の数と町内会等が管理している防犯灯の数をお聞かせ願います。

さらに、町は既にLED化を実施しておりますが、自治会や町内会も順次計画的にLED化を実施している昨今であろうかと推察いたします。地方分権社会の中、自治体間で事業格差、政策格差はいたし方ないものの、チーム横芝光の中での格差はいかかなものでしょうか。ある市では、自治会、町内会が管理する市内およそ3万1,000灯ある防犯灯を3カ年計画で年間約1万灯ずつLED化を図られたそうであります。

そんな中、町内の商店街通りの中で照明の少ないところがあり、最近のぞきが多いとの声が届いております。そこで、町がLED照明の計画的導入を実施してはとありますが、ご見解を伺います。

2点目として、感震ブレーカーの普及促進について伺います。

阪神淡路大震災や東日本大震災の火災原因の70%は通電火災と判明しております。通電火災とは、地震が発生し、電力線の断絶や破損で電気の供給がとまり、数時間または数日後、電気供給が復旧したときに起こる火災のことです。

この通電火災が地震による火災原因のかなりの部分を占めていることは余り知られておりません。国の新たな被害想定では、この通電火災を初めとする電気関係の出火を防ぐなどの対策を徹底すれば、火災による死者は20分の1に減らせるとしています。今後、首都直下地震や東南海トラフ地震の被害を大幅に減災するためには、通電火災を防ぐことが急務となりました。

通電火災を防ぐには、まず第1にブレーカーの切り忘れを防ぐことで対応できます。そのほか震動を感じると自動的にスイッチが切れる感震ブレーカーがございます。そこで内閣府は感震ブレーカーの普及設置を進めており、通電火災による木造密集地域での延焼を防ぐことで震災の被害を低減することを目指しております。

感震ブレーカーは設定以上の震度の地震発生時に、自動的に電気の供給を遮断するものであり、各家庭に設置することによって出火防止ができ、被害を軽減できると考えます。昨今、感震ブレーカー設置の補助をする自治体がふえておりますが、本町でも設置補助を行い普及を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。当局のご所見をお伺いいたします。

3点目として、災害発生時における全町民への避難の呼びかけについて伺います。

情報伝達手段については幾度となく議論をされてこられたことかと思いますが、改めてお尋ねいたします。地震が起きるたびに津波は大丈夫だろうかと心落ちつかず、心配するのは私だけではないと思います。海を持つ本町であり、津波が来たらとにかく逃げるといった高い意識は多くの町民がお持ちなのではないでしょうか。

記憶に新しい、忘れもしない東日本大震災ですが、当時、避難の呼びかけが耳に届かず、今なお当時の恐怖がフラッシュバックされる町民がおられます。天災は忘れたころにやってくると言われてますが、常に考えるべき心得であり、常に備えるべき防災であると確信いたします。

災害時に誰ひとりたりとも、町内のどこにいてもしっかりと情報を聞き取り素早い対応がとれるよう、さらなる支援の取り組みは喫緊の課題であろうと考えます。例えば屋外スピーカー・パンザマストの増設や広報車によるきめ細かな伝達、防災無線、防災行政ラジオの配布など、さらなる取り組みのお考えがあられるか、当局にお尋ねいたします。

第3に、思いやりあふれるまちづくりについて4点お伺いいたします。

1点目として、子ども食堂とフードバンクの取り組みについて伺います。

地域の子供たちに無料または安価で食事と居場所を提供する子ども食堂が、4月3日時点で全国2,286カ所に広がっております。子ども食堂は子供の貧困対策はもとより、高齢者支援や地域コミュニティの発展にもつなげていけると考えます。町として子ども食堂の支援をしていくべきと思います。

そこでお尋ねいたしますが、町として子ども食堂にどのような支援をしていくのか、基本的な考え方をお聞かせください。また、子ども食堂の運営に当たって重要になるのは食材です。この食材は主に寄附などの外部提供によるもので、その中にフードバンクがございませう。全国的にここ数年、子ども食堂の増加によってフードバンクから子ども食堂に提供している食材がふえているそうですが、今後本町としても、子ども食堂への支援とあわせてフードバンクへの取り組みについてご見解をお聞かせください。

2点目として、手話言語条例の制定について伺います。

国連の障害者権利条約では、手話は言語であると位置づけられています。公明党が推進した改正障害者基本法の成立を機に、全国でも手話言語条例をつくり、手話の普及や学習の機会をふやしたり、啓発に取り組んでいる自治体がふえています。

手話は聴覚障害者の重要なコミュニケーション手段であり、音声言語にかわる言葉です。本町においても支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、手話に関する条例制定について検討する必要があると考えますが、当局のご見解をお尋ねいたします。

3点目として、東陽病院における遠隔診療について伺います。

遠隔診療とは、患者が自宅など病院以外の場所からインターネットを介して映像や音声をつなぎ、医師と直接対面せずに行われるもので、処方箋を出すこともできます。海外では急速に拡大しており、日本でもパソコンやスマートフォンの普及により導入の環境が整ってまいりました。

この遠隔診療、いわゆるオンライン診療ですが、普及に向けてことし4月の診療報酬改定で初めて報酬が設定されました。高齢者の在宅医療や仕事が忙しく通院時間がとれない患者への広がりが期待されております。

遠隔診療はこれまで対面診療が難しい離島や僻地の患者などに限り認められてきましたが、ICTの発達により診察が容易になったことなどを踏まえ、2015年8月に、厚労省は一般診療でも認める方針を示しました。今回の報酬改定で4月から健康保険の適用対象となったことで、多くの医療機関で普及が期待されます。このことに鑑み、深刻な医師不足問題の解消

や在宅医療分野での需要増が見込めることから積極的に取り組むべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

4点目として、セカンドブック事業の導入について伺います。

子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。本町ではブックスタート事業や絵本の読み聞かせなど積極的に取り組まれておりますが、より読書活動の推進を図るため、セカンドブックへの取り組みを提案いたします。

例えば、3歳ごろは人生の中で最も絵本を楽しむことができる読み聞かせ黄金期と言われている中で、ブックスタートの次のステップとして読書の習慣を身につけ、より一層親子のきずなを深めてもらうために、3歳児健診などの際に絵本のプレゼントなどを行うセカンドブック事業の導入を切望いたしますが、このセカンドブック事業の実施についてどうお考えかお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員からのご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは大綱1点目、産業振興を守るまちづくりについて、についてお答えさせていただきます、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、農家を支える収入保険制度についてでございますが、収入保険制度は平成31年1月から開始される制度で、青色申告を行っている農業者を対象として、生産する品目にとらわれず、収量の減だけでなく価格低下などを含めた収入減少を広く補償するもので、チャレンジ意欲のある農業経営者の取り組み支援を制度の導入理由としております。また、ことしの秋から加入手続が開始される予定となっており、窓口は地域の農業協同組合等とされております。

なお、収入保険制度と農業共済、収入減少影響緩和対策、野菜価格安定制度など他の類似制度については、どちらかを選択して加入することとなります。加入するかどうかは農業者の任意の選択となりますが、関係機関と連携しながら制度の周知を図ってまいりたいと考え

ております。

次に、中小企業の設備投資を促す制度についてでございますが、現在、中小企業の設備投資に関する支援策として、横芝光町中小企業振興資金利子補給金交付要綱により利子補給事業を行っているところでございますが、現在開会中の第196回通常国会において可決されました生産性向上特別措置法により、町内の中小企業が行う新たな設備投資に対し、金融支援や税制支援などの措置が図られることとなりました。

この制度は、中小企業の策定する先端設備導入計画に基づく設備投資に対して、国の同意を得て町が策定する導入促進基本計画の認定を受けられれば、3年間に限り償却資産に係る固定資産税制の特例を受けられるというものでございます。

その固定資産税の特例率の適用については、零から2分の1までの間で各市町村が定めることとなっておりますが、当町におきましては中小企業の設備投資を促すため、特例税率を零とするべく、議案第3号で提案させていただいているところでございます。

また、この制度に基づき固定資産税零の特例を処置した自治体において、当該特例措置の対象となる中小企業については、各補助金の優先採択が行われるため、各関係機関と連携を図りながら中小企業の振興を促進してまいりたいと考えております。

以上で私からの壇上の答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 萩原浩己君登壇〕

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、安全で安心なまちづくりについてお答えをいたします。

初めに、防犯灯の設置状況についてですが、防犯灯の設置につきましては、環境防災課へ行政総務員さんを通じてご要望をいただき、現地確認を行い、防犯対策上必要と認められる場合について設置をしております。なお、平成29年度につきましては53基を設置しております。

町で把握している防犯灯につきましては、町全体で4,657基となっております。なお、このうち町管理の防犯灯につきましては2,026基となっております。またLED化率につきましては、町管理分として98.8%となっております。

次に、感震ブレーカーの普及促進についてですが、感震ブレーカーは地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、電気を自動的にとめることにより地震の揺れに伴う電気機器

からの出火や停電が復旧したときに発生する火災を防止する有効な手段ですので、町広報紙等を活用し、住民へ周知をしております。

次に、災害発生時における全町民への避難の呼びかけについてでございますが、町からの避難勧告等の情報伝達につきましては、災害発生時に町内に滞在する全ての方に情報を伝達できるよう、防災行政無線の屋外スピーカー、戸別受信機、緊急速報メール、町ホームページ、まちナビ、ツイッターのほか、消防車両を含みます広報車などのあらゆる手段を活用し、住民への速やかな情報伝達を図っております。

〔環境防災課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員からのご質問の大綱3点目、思いやりあふれるまちづくりについてのうち、子ども食堂とフードバンクの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

初めに、子ども食堂についてであります。子供の貧困対策の一環として、個人、NPO法人や企業などが、子供に対して無料または安価で食事を提供している民間主導の取り組みで、経済的な理由などで十分に食事をとれない子供への食事の提供、ひとり親家庭や共働き家庭などの子供の個食の改善、子供の居場所づくりといったさまざまな目的で運営をされていると認識しております。

千葉県によりますと、県内で把握している子ども食堂は、平成30年2月の調査時点では27市町村、91カ所となっており、山武郡市内では山武市と九十九里町にそれぞれ類似の形態で1カ所ずつ開設されております。

現在当町では、子供に対して食事を提供している子ども食堂はありませんが、福祉関係機関によりボランティア支援のもと任意団体を立ち上げ、子供たちが準備から自主的に参画し、異世代間交流、食育、職業体験、地域コミュニティーを念頭に置いた活動が開始されたと伺っております。

町といたしましても県、関係機関等からの情報収集や情報共有を図りながら、民間活力を生かし、福祉等の専門性を持った機関との協力、連携や周知に努めてまいります。

次に、フードバンクについてであります。食品ロス削減、生活困窮者対策、社会貢献の推進、食のリサイクルや食のセーフティネット対策の一環として民間による活動が展開されております。

千葉県内では、千葉市に拠点を置く1団体が県内の社会福祉協議会やNPO法人等の協力を得て広域的に活動しております。具体的には食品を企業や個人から無償で引き取り、緊急的に食料を必要としている生活困窮者や福祉施設、団体等へ無償提供する活動であり、中継地点の一つとして山武市に所在します千葉県中核地域生活支援センターがその役割を担っており、当町でも生活困窮者対策として活用しているところであります。

町といたしましても情報収集に努め、民間活力を生かして事業者や町民が一体的に取り組めるよう、推進に向け意識啓発を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

〔福祉課長 及川雅一君登壇〕

○福祉課長（及川雅一君） 川島富士子議員からの大綱4点目、思いやりあふれるまちづくりについてのうち、手話言語条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

手話については、言語として普及させるため条例を制定する動きが広がっております。平成30年5月10日現在、全国で手話言語条例を制定している自治体は179自治体となっております。内容については自治体によって異なりますが、多くは手話の普及により聴覚障害者と聴覚障害者以外の方が互いを尊重し、共生することを目的としております。

千葉県は、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例が議員提案で成立され、平成28年6月28日から施行されています。また県内の市町村では、習志野市が「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」を平成28年4月1日に施行しております。聴覚障害者を対象とする手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談等の手段のほか、音声や文字をそのままでは受け取りにくい障害等のある人も対象とする内容となっております。

当町では、障害者差別解消法の施行を契機に、障害者に対する理解、障害を理由とする不当な差別の取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供について普及を図っているところでございます。障害者が必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションをすることができる環境の普及啓発について、今後調査研究してまいりたいと考えております。

〔福祉課長 及川雅一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君登壇〕

○東陽病院事務長（渡邊 奨君） 川島富士子議員ご質問の大綱3点目、思いやりあふれるまちづくりについての東陽病院における遠隔診療についてお答えいたします。

遠隔診療はオンライン診療とも呼ばれ、リアルタイムでのビデオ通話などによるコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いた診療でございます。患者様にとっては自宅で診察を受けることができ、通院の負担を軽減する大変有効な方法だと認識しております。

しかしながら、遠隔診療では触診ができないことやモニターの精度によって実際とは違いが生じ、症状を見落とす可能性がございます。また、診察を受けるにはパソコンやスマートフォンといったインターネットできる環境を備え、その操作の理解が必要なことなど、医療上の安全性、有効性に加え診療体制などの課題もございます。そのため、遠隔診療の導入につきましては現段階では難しいものと考えております。

現在、東陽病院では、通院困難な患者様に対しまして訪問診療や訪問看護を拡大し、対応しているところでございます。今後も訪問による診療や看護を拡充させ、在宅医療に取り組んでまいり所存でございますが、遠隔診療につきましても調査研究してまいりたいと考えております。

〔東陽病院事務長 渡邊 奨君降壇〕

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 川島富士子議員からご質問のありました大綱3点目、思いやりあふれるまちづくりのセカンドブック事業の導入についてにお答えいたします。

横芝光町では、横芝光町子ども読書活動推進計画に沿って、ブックスタート事業やわらべうたと絵本の会、おはなし会を実施し、全ての乳幼児や児童に言葉と活字の文化である本と出会う機会をつくり、生涯にわたって読書を楽しめるよう努めております。

町図書館は、平成16年から4から5カ月の乳幼児健診時に絵本の読み聞かせを行い、絵本を介した親子の触れ合いの楽しさを伝えると同時に、ブックスタートパックをプレゼントするブックスタート事業を実施しております。

また、ブックスタート事業の補完事業といたしまして、平成26年度からわらべうたと絵本の会を行っております。この事業は月1回、乳幼児とその保護者を対象に、わらべうたの紹介や絵本の読み聞かせを行い、さらに幼児、児童とその保護者を対象として、おはなし会を毎週土曜日に実施しています。

したがって、現在のところ、ブックスタート事業実施後、期間をあけて再び幼児へ本

を贈るセカンドブック事業を新規に事業化し、導入することは考えておりません。しかしながら少子化、核家族化が進み、地域との連携も希薄になり、子育て環境も孤立化していることから、今後とも子育て支援のさまざまな情報と機会を提供し、読書への動機づけを図る魅力ある図書館運営を推進していく所存でございます。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） るるご答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず初めに、町長にご答弁いただきました産業振興を守るまちづくり、農家を支える収入保険制度でございますけれども、これは加入申請が始まる本年秋までに、農家一人一人に制度内容を理解してもらうことが重要と思っております。

また、2019年から農業経営収入保険制度に加入するためには、2017年分の農業所得を、本年もう既に終わっていると思えますけれども、青色申告する必要がございました。ちなみに昨年の青色申告に比べ、本年の確定申告時の青色申告の農業者、何人ぐらいふえたか、おわかりになればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（熱田雅之君） 申しわけございませんが、数字として私のほうでは押さえてございませんので、後で調べてご報告させていただきます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 現場への、町長からご答弁もありましたけれども、再三申し上げておりますが、現場への丁寧な周知と加入促進が課題であろうかというふうに思います。農家によっては、収入保険制度よりも既存の類似制度のほうが最適な場合もあるようでございます。しかし、新しいことに挑戦する若者にとっては心強い制度というふうに言われておりますので、ぜひ町当局も積極的な周知に努めていただきたいと思います。

今後、農業収入保険制度に加入するには青色申告が必要であるということを町内の農業者に理解していただくために、制度の周知、わかりやすい説明のご尽力を賜りたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員おっしゃられるとおり、しっかりと、詳細な部分としてまだ我々も理解していないところもありますし、今言ったように制度の理解を深め、周知することが

重要であるというのは同じ気持ちでございますので、しっかりとそれに対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

そして、中小企業設備投資の件でございますけれども、本当に町長を初め町当局の皆様のお取り組みに感謝の思いでいっぱいでございます。

その上で確認でございますけれども、3つの条件がありますよね。1つには、町が導入促進基本計画をつくり経済産業大臣の同意を得る。2つ目には、中小企業が先端設備等導入計画をつくり町の認定を受ける。そして3つ目に、固定資産税の特例の特例率を町が条例で定める、このように伺っております。

この条件を満たし、自治体が固定資産税零の措置に取り組んだ場合、4つの補助金が優先的に受けられ、うまく活用できれば中小企業にとって生産性を上げて収益率を向上させることが期待できるわけでありますので、この点も周知、そしてさらなるご支援をよろしく願いしたいと思いますが、町長、ご決意伺います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 国も日本の経済発展のために、そしてまた日本経済の本当にもう礎であります中小企業に対しての、ある意味英断的な措置になるのではないかなという部分もございまして、町といたしましてもしっかりとこれに対応できるように準備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、安全で安心なまちづくりについて、防犯灯の設置状況についてでございますけれども、私の認識が幾分間違っているところもあるかもしれませんが、ご指導を兼ねてご答弁いただきたいというふうに思います。

街路灯、防犯灯、商店街灯、これそれぞれ縦割りというか、町が負担するところ、商工会が負担するところ、地域が負担するところというふうにあるかと思っておりますけれども、町が一元化して管理するシステムをつくるというお考えはないかどうか伺いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） 川島富士子議員がおっしゃいますご質問にお答えします。

町で把握、町防犯灯の管理システムといたしまして、町管理、区の管理、あと商工会管理ということで、防犯灯についての管理状況等の分については把握をしております。

川島富士子議員おっしゃいます、まず商工会灯の、町のほうでは装飾灯というふうな概念でいるんですけれども、商工会灯、あれはあくまでも、東町区さんはたしか東町のほうで管理をされていると聞いておりますが、そのほかの商店さんのものについては個人、あくまでも個人私有地に設置してございますし、個人管理と聞いております。あとは区管理と町管理とのすみ分けは町のほうではしてございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

町長にお聞きしたいと思います。今後、商店街もまた高齢化、後継者問題、店じまいなど、社会情勢等の状況により電灯を消さざるを得ないところがふえつつあるかというふうに思います。これは現実もう既に起きている実態がございます。

それであえてこの問題を取り上げさせていただいたわけでありますけれども、この横芝光町、空港問題を抱える横芝光町、空港問題等本来悩まなくてよいことに直面している町民の現実がございます。そういった中で、町民の方がどこに悩んで、どこに町に対して要望があるか、細かいところまでしっかりと町長みずから掌握していただいて、町ができること、やるべきことはぜひ町長みずからリードして取り組んでいただきたいというふうに切望いたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 防犯灯、いろいろ街路灯の部分につきまして、最初、スタートの時点、今縦割りと申し上げましたけれども、違っている部分があって、防犯灯につきましては行政がそこに必要性を見出しながらそこに立てていって二千幾つとかいう形になっておりますが、それ以外の街路灯につきましては任意で立てられたというのが本来のところでございます、それをなかなか一括管理をすぐにやろうかというのは難しいところがあるかとは思いますが、ただ今議員おっしゃられたように、今後やはり、ですから例えば東町区ですとか商店街を持つ区について、あそこはのおの、当時通産省なんでしょうか、商工会を窓口にした補助金で各店主が個人で一部負担金を出して立てたということがありますけれども、それがもう維持が、老朽化もして、ただそういうところに防犯灯はないと思うんですよね、なか

なか。

ですからやっぱり横芝光町のさらなる安全・安心を担保する上で、その観点から、やはりこの防犯灯については基本的に、抜本的に計画をつくっていかなくやならないのかなという思いも確かに、その必要性は認識をしておりますので、今後検討課題の一つとして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

次に、感震ブレーカーの普及促進でございます。課長のほうから、また広報等で周知というお話もあったであろうかというふうに思いますけれども、昨今、もともと電気工事代を含めて数万円かかるということから、先進的に取り組んでいる自治体では簡易タイプの感震ブレーカー、これに切りかえて取り組む自治体がふえているというふうに伺いました。

そしてこの簡易タイプに取り組む、簡易タイプというとネットで見ましたら大体2,000円、2,030円とか、そういう値段でありますので、そういうところもまた研究をいただきまして、ぜひまたいろんな出前講座もありますが、この感震ブレーカー、知らない方が本当に多いというのを、今我が党でアンケート調査をしておりますけれども、感震ブレーカーを知らない方がほとんどと言っていいくらい多いのが現実でございますので、何かの機会にぜひ出前講座等でご説明をいただく、常に皆さんに教えていただくような、そういう取り組みを今後お願いしたいと思っております。

また、今後行動マニュアルの改定等がある際に当たっては、地域防災計画の中で新たな位置づけをまたすべきというふうに考えますので、そのこのところもあわせてご検討をいただきたいと思っております。

町長、この感震ブレーカーに関しては、我が党がなぜ取り上げているか、それは内閣府が進める国家の一大事という、こういう認識のもとにやっているわけなんですね。ですから、認識が薄いのではないかなというふうに思いますけれども、普及促進の手法をぜひぜひ研究していただきたいと思っております。

次に、全町民への避難の呼びかけでございますけれども、本当にずっと東日本大震災のときに何とかぎりぎり逃げられたということから、木戸浜のほうにいらっしゃった方から、ずっと伺ってまいりました。ぜひ先ほど本当に心強い課長からのご答弁でありましたので、そのこのところは積極的に進めていただきながら、1つだけ、防災行政無線、パンザマストをふ

やす計画が今後あるかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） パンザマスト、いわゆる屋外スピーカーと言われるものなんです。海岸線、今川島議員がおっしゃいます木戸浜だとか屋形海岸、そちらのほう海岸線に2本ありまして、海岸線については8本、屋外スピーカーがございます。町全体といたしましては44カ所の屋外スピーカーを設置してございます。現時点での増設というのは考えておりません。

以上です。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは先ほどの答弁のとおり、積極的にお取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、思いやりあふれるまちづくりについて、子ども食堂とフードバンクの取り組みでございすけれども、前にも食品ロスの質問をした際に訴えさせていただきました。日本では食べられるのに廃棄される食品ロスが年間621万トン、コンビニやスーパーが大量廃棄していると思いがちですけれども、実は家庭と事業者からほぼ半分ずつだそうであります。一方で、子供の7人に1人が貧困状態にあります。

また、片や食品を大量廃棄し、片や十分に食べられない人がおります。食品ロスを削減して、食べられる食品をフードバンクや子ども食堂などを通じて、食べ物に困っている人のために活用できるよう町全体で取り組んで、思いやりあふれるまちづくりの一端にすべきと切望いたしますが、今後、子ども食堂、手を挙げて進める、そういったお話もあろうかと思ひます。そのときにはぜひ積極的なご支援をお願いしたいというふうに思ひます。

そこで、周知の方法の一つとして子ども食堂のセミナー等、今後行う考えがないかだけ伺ひたいというふうに思ひます。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） ただいま子ども食堂関係のセミナーの開催ということでございましたが、現在のところ、町としてはそのような開催の予定はございません。先ほど食品ロス対策ということもありましたけれども、現在では貧困対策、また食育、居場所づくり等々の理由から全国的に広がりを見せているところがございますので、先進事例を調査するとともに町がどのようにかかわっていけるのか、今後調査研究していきたいと考えております。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしくお願ひします。

そして、手話言語条例でございますけれども、手話は日本語や英語などと同列の言語であり生きる糧であります。だからこそ条例によって、手話は言語であるということを聾啞者協会や聾啞者の方々はその制定を強く求めております。

また、手話を習得する環境を整えるべきというふうに強く思いますので、今後、検討課題でありますけれども、以前、意見書を国のほうに上げたことが、採択された記憶がありますけれども、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、東陽病院における遠隔診療でありますけれども、町長、東陽病院、町立病院管理者でございます。そこで、厚労省がことし3月、遠隔診療の実施に当たっての医師向けのガイドラインを策定しておりますが、ご存じですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変申しわけございません。承知はしておりません。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ガイドラインが出て、そのときの内容を私も勉強させていただきました。

1つには、遠隔診療は医師の都合ではなく患者の求めに応じて実施する。2つに、対象は糖尿病など生活習慣病を初め、てんかん、認知症など継続して治療が必要な慢性疾患の患者。その次大事です。これが課長答弁とちょっと違うのかなと思ったところです。3つ目に、初診は対面診療、対面診療が原則なんです。その後は遠隔診療と組み合わせる。4つ目、がんや難病など在宅医療の患者も対象。5つ目、十分な情報セキュリティー対策を講じる。この主なことなどが決められております。

厚労省では、遠隔診療はあくまでも対面診療を補完する役割、医師と患者の理解と納得を得た上での取り組みが重要とおっしゃられております。4月から保険適用になったということもありまして、私は東陽病院がよくなる病院、皆さんに愛される病院、そしてお医者さんが医師不足だと言われる中で、少しでも在宅診療を、感謝しておりますけれども、少しでも、先生も人間ですから負担を少なくする、そういった意味では非常に有意義な制度だというふうに思いますが、管理者の町長、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ただ現実の問題として、今東陽病院は常勤医師、特に内科医が2名し

かおらない状況の中で、今外来、そしてまた入院患者、病棟の管理で正直言って今手いっぱいな状況にあるんですね。

そうした中でやはりまずベーシックな、基本的な病院機能を充実させる状況を今構築しつつある中で、次のステップについては、今現在、看護ステーションを新たに看護師を5名ほど採用、募集をして、看護ステーションによって、お医者さんが往診に行くときの、当然看護師さんもついていくんですけれども、そうじゃないときに看護師さんだけでも行けるような状況を、もう今つくりつつあるようなところでありますので、そうした部分の準備を今東陽病院でやらせていただいているところでございます。

その延長線上にこういうものがあるということは重々承知をしているわけでございますけれども、今後そのような機能的にもすぐれた病院になればいいと思いますし、今後地域の医療全てを、東陽病院だけの問題ではなく、地域医療をしっかりとどういうふうに構築していくかについても、今県でもなかなかまとまり切れていない状況がありますので、今後その辺も含めてしっかりと対応できるような努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 2月9日の千葉日報の1面の記事を見て、私もはっとしました。

その記事をちょっと紹介させていただきますけれども、「国の推計で、県内の75歳以上人口は2015年時点の約70万人から25年には約108万人へと急増し、この間の増加率は全国1位と見込まれる。介護が必要な高齢者も1.5倍増と想定され、医療の受け入れが間に合うかという難題に直面」、これ千葉県ですね。

「体力の衰えなどにより通院、通所が難しくなる場合への対応も欠かせず、県は立ちおくれ気味の訪問在宅診療の強化を図る新たな助成を次々盛り込んだ」という、この記事がありましたけれども、うちの町も高齢化率、本当によその自治体におくれとらずというか、いいことではありませんけれども、でも今までずっと日本国、そして地域を背負ってくれた先輩方の健康も、これから後に続く後輩の私たちが支えて見守り、助け合って安心・安全な生活をしていただかなくてはいけないかと思うんですけれども、ぜひこういった打ち出しに敏感になっていただいて、本当に有効であれば町でも考えて、積極的に取り組みいただければというふうに思った一人であります。

実際、病院になかなか行けない、子供も小さい、そういったお母さんが遠隔診療があればどんなに助かったかという、そういったテレビ中継を見たこともございましたので、町長、

いま一度ご決意をお願いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当にそれがかなえば、本当にこの地域の医療は、本当にもうすばらしいものにできるんだろうなという思いはございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたような、まず病院経営自体をしっかりやらなければならないところもございますという話の中で、よりよいものを構築するためにこれからも日々努力を重ねていきたいという思いの中で、その延長線上でそういうような、これからまたいろんな部分で、AIですとか科学技術の向上によって解決できる部分もあるのではないかなという話もちよっと聞いたこともございます。そういうものを複合的にいろいろと、何が一番いいのかについても検討を重ねていきたいと、しっかりと努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

もう既に遠隔診療に取り組んでいる先生は、診察より移動時間のほうが長いこともあり、遠隔診療を取り入れることで医師の負担が減った、また質の高いケアの提供も可能になったという、そういった声もありますのでよろしく願いしたいと思います。

時間がありませんので早口になりますけれども、セカンドブック事業の導入でございます。本当に早い時点でブックスタートに取り組んでいただいた我が町でありますけれども、本当に読書環境がよくて、読み聞かせ、そしてわらべうた、さまざまな図書館の事業、いろいろなところで盛んに進んでいる町だというふうに思っておりますけれども、このセカンドブック事業は3歳児を対象に配布されている自治体もあれば、小学校1年生に、入学するときにプレゼントする自治体もあります。ぜひ研究をなされて取り組んでいただきたいというふうに思います。

町長、セカンドブック事業どころかサードブック事業をやっている自治体がもう既にあるんです。それは中学校入学時。例えば山梨県山梨市とかたくさんあります。ぜひ福祉日本一、いつも言いますが、本当に福祉に一生懸命取り組んでいる町長ですから、このところ、あえて思いやりあふれるまちづくりというふうに取り上げました。本当にお母さん、子供たちが笑顔で毎日元気に絵本、本からいただくパワーはすごいものがございますので、お取り組み決意を伺って終わりにしたいというふうに思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、日ごろより川島富士子議員には、学校等での読み聞かせボランティアでご活躍されていますことを改めてここで御礼申し上げたいと存じます。

確かに子供たちに本を読ませるといふことの大事さ、そしてまたその効果については重々認識をしているところがございますので、しっかりと検討した中でどういうものができるか、サードとかいろいろあるんでしょうけれども、ひとつ真剣に考えてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時15分とします。

（午後 0時15分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時14分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第3号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第5、議案第4号 横芝光町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第6、議案第5号 横芝光町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） これは、放課後児童クラブのことかと思いますが、教育職員免許法に準ずる方が、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた

者とありますが、具体的にどのようなものか例を挙げて、教えてください。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、黄色の議案関係資料の55ページになろうかと思
います。

まず、第4号の教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者というものが変更にな
りました。これ、内容的には変更はないものなんですけれども、表記上わかりやすいように
ということで、このようになっておるものでございます。

具体的と申しますと、この免許法にございます幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等
教育学校及び特別支援学校並びに認定こども園の教諭という法の定義がでございます。これは
あくまでも、規定を変更したものではないということでございます。

続きまして、10号に追加されました5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であ
って、町長が適当と認めた者というのが追加された号でありますけれども、こちらは放課後
健全育成事業、放課後児童クラブのことでございますけれども、こちらは指導員の規定をう
たっているもので、指導員以外に補助員という者を置くことができるということになってい
ます。この項は指導員を規定する10号を新設したというものでございますが、放課後児童健
全育成事業、いわゆる放課後児童クラブに5年以上従事した者ということで、以前は高校卒
業した者でなければ支援員の資格を得られなかったのですが、この項で5年以上、児童クラ
ブに従事していれば、中学卒業の資格の者でも指導員の資格を有するという項がふえた、基
本的な資格の要件が広がったということでご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） まず、今は6年生までですか、放課後児童クラブで見ただけと
いうことですが、かつては、私の記憶ですと教職員免許、ここにありますが、かつての学校教
育法の規定の幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校、つまり教員の免許の
方に見ていただいていたということになりますね、かつては。というのは、横芝小学校の脇
にあるところでは、その前はシルバー、今は委託でやっていますが、シルバー人材センター
にたしか委託していました。

そのときに、保育園に従事されていた方が、やっていたという記憶があるんですよ。その
辺の確認と、この5年以上の、ということは実績5年以上ということは、そのつくり方とい
うか、その辺がちょっと不思議だなということで、ちょっと質問します。要はかつては、保

育園の、管轄が違いますから、厚労省と文科省ですか、違うんだけども、やっていたんだけども、それがじゃ、いいほう、いいほうというとおかしいけれども、その辺ちょっとお願いします。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） まず、保育士の資格等のお話の件ですけれども、特に当町の児童クラブの担当部署がかわったからというものではなくて、国の基準で定められております。こちら、第10条第2項、第3項、こちらがいわゆる支援員の資格要件ということで、1から3号までが省略されておりますが、1号で保育士の資格、2号で社会福祉士の資格、また3号では高卒以上の学歴を持ちかつ2年以上従事した者という、今回の改正部分ではございませんので、今回、省略ということになっておりますが、以前から変更があった部分については、今回の4号で規定を明確にしたものと、10号で5年以上の者という部分がふえたということであります。

なお、5年以上ということでありますけれども、こちらにつきましては第3号で高卒以上の者は、かつ2年以上従事した者ということで、3年足す2年ということですので、10号では5年以上というよう読み取り方をしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと補足させていただきます。

学童保育の部分においては、ここに載っている今回の支援員、それと補助員、この両方を使っているということ、まずご理解いただいた中で、要はその中に1人、この支援員がいればよいということございまして、その補助員についての規定というのは、ないんだよね。ないということございしますので、1人、その幼稚園の先生とか学校の先生の資格を持っていた方がいれば、あとの補助員については問題なくやれるということございまして。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ここにない、補助員が私はそういう認識だったということかと思いますが、常時、支援員ですか、その方がいなくてはいけないんだと思うけれども、当町ですと今、光地区に東陽小と白浜ですね。横芝地区に横芝の1、2があつて、上堺で全てこの教員免許の方というのは常駐しているんですか、それか登録だけでいいのか、それ、最後に教えてください。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） 1名は、その資格を有する者がいなければならないということになっております。それ以外は補助員でも対応して構わないという規定がございますので、それにのっとり指導員のほうは配置しているということでございます。

〔8番議員「だから、常駐か」と発言〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 常駐は、資格を持っている者は常駐しております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第7、議案第6号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第8、議案第7号 平成30年度横芝光町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは2点ほどお伺いします。

歳出の中で、説明を聞いたときに、貯水池の撤去工事、これは9ページの最初ですが、具体的にどこの場所か、それと、火災時には非常に重要だと思えますが、当然お引きとめ等があるかと思えますが、どのような事例であるのか、また、具体的にどこなのか、そして、その貯水池がなくなっても、それに充当できる水利が確保されているのか、お願いします。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（萩原浩己君） それでは森川議員ご質問の8款1項2目の消防施設設備事業ですが、これについて撤去予定につきましては、木戸地先なんですけど、民地でございます。この民地の土地所有者より新築工事に伴いまして、撤去要望がございました。それに伴う撤去工事でありまして、これに伴います水利の関係ですけれども、ここを撤去するんですが、それに伴いましては隣接する道路、50メートル以内に消火栓が設置してございます。消防法上、水利の確保については、問題もないものと認識しております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

うっかりしました。消防水利はわかりました。

それとその次の、奨学金が69万補正で出ておりますが、たしか6人ということだったかな、この間。これは、例えば申請があったのが仮に6月だとすると、4、5月が抜けますよね。そういう数字なのか、4月からの1年分をお貸しするのか、大学生、高校生の割合、具体的に、その2点をお願いします。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 今回の補正の奨学金につきましては、給付、いわゆるゆめ基金のほうでございます。ゆめ基金の奨学金につきましては、当初予算の中では継続の高校生1

名、それと新規で高校生1名、大学生1名を見込んでおりました、当初予算では60万を計上しておいたわけなんです。ところが、もう既にゆめ基金のほうは、今年度の申し込みを締め切っておりますので、これからふえることはないんですけれども、実際、申し込みが高校生で6名、それから大学生で2名の新規申し込みがございました。それに、継続の高校生が1名おりますので、今年度分といたしましては、9名の高校生、大学生に給付をすることとなっております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ゆめ基金は、たしか学校の評価点が4.3とか何かお聞きしましたけれども、非常に優秀な子で、うっかりすると地元には来ない、よく課長とお話の中でしますけれども、それはさておいて、締め切りが、これはルールとしていつまでですよというのがなくて、追加、追加でできるという理解ですよ。だって、最初が、継続が2名だったの。大1、高1。

説明ですけれども、ルールとして、必ず締め切りがあってやっていけば、こんなことがないのかなと思うんですが、追加ということが。なぜ、こういうふうになったのか。

お願いします。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 継続という表現が、すいません。昨年度、決定をした高校生、1年生の段階で決定をいたしましたので、卒業までの3年間ということで、ことしが2年生になりました関係で、2年目ということで、一応、事務局側では継続という表現で区別しております。

新規といいますのは、今年度、新しく申請のあった皆さんでございます。その新規の皆さんが、高校生が6名、それから大学生が2名ということで、高校生の場合ですと、いわゆる貧困家庭といいますか、そういういわゆる就学援助をする意味合いのものでございまして、大学生については、今議員おっしゃいましたように高校の評定平均が4.3以上、いわゆるAランク以上ということの、優秀な学生さんの勉強を奨励しようという趣旨でございます。今回の大学生につきましては、A基準。でお二人とも将来、学校の先生になりたいという希望をお持ちだった方として、将来は地元に戻ってきてくれるのではないかなという期待は持っております。

以上です。

[8 番議員「ああ、期限。議長、すいません、まだ期限が」と発言]

○教育課長（椎名富士男君） 失礼しました。期限、給付の……。

[8 番議員「3月いっぱいなのか、4月いっぱいなのかという期限。申し込みの期限」と発言]

○教育課長（椎名富士男君） 申し込みの期限につきましては、4月中旬ということで締め切っております。4月ですね。4月の、ことしはたしか、15日だったと思います。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 1点だけお聞きします。企画費のところの土地利用ビジョン策定支援なんです、これ、土地利用ビジョン策定というのは具体的にどのような内容なんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 土地利用ビジョンにつきましては、成田空港の機能拡張の四者合意に伴いまして、今後、まちづくり、どういったまちづくりをしていくのか、そのときに、どういう土地利用をしていくのかというのが主眼でございまして、基本的には現状、現況の条件とか、それから国・県の計画、それから町の関連計画や空港との関係、位置づけ、それから土地利用のための法規制、それから空港と共生、共栄を念頭とした土地利用ビジョンの作成、それと、それを行うための策定委員会の運営の支援とか、そういったものを行って今後のまちづくり、要は町として今後、ここは住居系にしていきましょう、ここは工業系で推進しましょう、ここは商業系で推進しましょう、それで将来的にちゃんとコンパクトで住みやすいまちづくりをつくっていくというようなものを描くための、基礎調査とビジョンの作成になっております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 内容はわかりました。

それで、この業務委託料なんです、これはどのような支払い、委託なので、契約はどういう契約になっているんでしょうか。委託の契約は。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 基本的には、入札を行って業者を決定して契約するということになります。入札の方法については、通常の方法での入札になるのか、提案によっての業

者決定になるのか、その辺は今後、検討させていただければと思っています。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第9、議案第8号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第10、議案第9号 横芝光町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第11、議案第10号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第12、議案第11号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第13、議案第12号 横芝光町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第14、議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第15、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第16、議案第15号 役場庁舎北側車庫棟改築工事請負契約の締結
についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 今回のこの入札結果なんですが、一般競争入札で、それで競争ではない、辞退されていますが、1者が。辞退されているというのは、何かこう、その理由というのはどういうことで辞退ということになっているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（堀越健一君） 辞退理由は、我々のところにはわかりませんが、基本的には、工事、今、オリンピックに向けての工事業者の人を確保するのが非常に難しい状況にありますので、察するところで申し上げれば、ほかの工事との重複等、入札に参加の意思は表明したものの、やはりほかの工事との兼ね合いで辞退をされたのではないかというように考えております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第17、議案第16号 横芝光町文化会館（横芝光町中央共同利用施設）空気調和設備機能回復工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 空調機の経年劣化でこれを交換するということですが、これから真夏に向けて暑い日が続きますよね。これの完成が1月31日、この間、夏の対応というのは全くゼロであれするのか、代替で何か対応するのか、その辺をお願いします。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） ただいまの森川議員の質問ですが、この間はエアコンの改修に当たりまして、機械を取ってしまいますので代替の機械はないということです。扇風機程度の用意はしております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 扇風機、たくさん置いていただいて、できるだけ不快を軽減するようにお願いしたいと思います。

それと、1億を超える大きな空調機の交換工事で、NAA等に何らかお願いするとか、その辺はしなかったんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） ただいまの質問なんですが、NAAからの助成金は一部入る予定となっております。

〔8番議員「聞こえない」と発言〕

○社会文化課長（川嶋 修君） NAAからの助成金は入ることとなっております。入ります、助成金。

〔8番議員「どれぐらい」と発言〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 1,200万円ほど入ります。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ちょっとじゃなくて大金ですけども、1,200万は。町長、1,200万と

いわず、これから協力させていただくから、もうちょっと粘り強く、これを3割、4割、5割程度になるように、どうですか、交渉は。お願いしたいと思いますが。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一応、これ……この後の特別交付金でどれだけ担保できるかについて、努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（川島勝美君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（川島勝美君） 日程第19、横芝光町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

初めに、選挙管理委員に、横芝光町横芝、藤田雅夫氏。横芝光町屋形、海保教之氏。横芝光町宮川、齊藤修氏。横芝光町宝米、小川義則氏。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、藤田雅夫氏、海保教之氏、齊藤修氏、小川義則氏、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、横芝光町横芝、植村達氏。横芝光町姥山、伊藤雅悦氏。横芝光町宮川、越川一雄氏。横芝光町小川台、鈴木博道氏。以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、植村達氏、伊藤雅悦氏、越川一雄氏、鈴木博道氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充員の順序は、ただいま指名の順序とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名の順序とすることに決定しました。

ただいま当選されました横芝光町選挙管理委員及び補充員については、会議規則第33条第2項の規定により、告知書をもって通知いたします。

◎請願及び陳情の件

○議長（川島勝美君） 日程第20、請願及び陳情の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（鈴木克征君） それでは、今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願2件及び陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月5日午後4時43分から、委員7名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。この請願書は数年継続して提出されており、その際も子供たちの教育のためであり認めていた、議会としても再度認めたいと考えるという意見や、予算の拡充、地方交付税交付金の増額も含め支持したいとの意見があり、採決の結果全員一致で採択と決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてであります。きめ細かな教育をするには当然予算も必要であり、採択に賛成であるとの意見や、この請願書についても採択すべきと考えるとの意見がありました。採決の結果、全員一致で採択と決定しました。

次に、陳情第2号 「国民健康保険料（税）の国庫負担率引き上げを国に求める要請を行う」ことの陳情書についてであります。全国知事会でも国に国庫負担増を求めており、町議会でも陳情として出してもよいと考えるとの意見や、確かに構造的な欠陥としての見方もあるが、これ以上、国が負担することは国全体に影響すると考え、賛成できないとの意見がありました。採決の結果、不採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、総務経済常任委員会委員長。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君登壇〕

○総務経済常任委員会委員長（川島富士子君） それでは、今期定例会において、総務経済常任委員会に付託された陳情1件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、6月5日午後4時38分から、委員8名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情書」についてであります。この陳情については十分な理解ができるが、現時点においては核兵器禁止条約の署名・批准は少し考えなければならない、よって反対の意見であるという意見。重要な問題であるが、既に国連で核兵器禁止条約は多くの国々が賛同し、採択されている。国が進めるべきであり、一自治体が意見書を提出する以前のことであると思う。現段階では見送ってよいと考えるという意見や、被爆国である日本が核の恐ろしさを世界の先頭に立って示していく必要があり、非核平和都市宣言をしている当町から国へ要望することも意義のあることと考えるので、陳情に賛成するとの意見があり、採決の結果、陳情第1号は不採択と決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔総務経済常任委員会委員長 川島富士子君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長及び総務経済常任委員会委員長から報告のありました請願2件、陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び請願第2号、陳情第1号及び陳情第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、請願第2号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情書」について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立少数。

よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号 「国民健康保険料（税）の国庫負担率引き上げを国に求める要請を行う」ことの陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立少数。

よって、陳情第2号は不採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 2時10分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

◎日程の追加

○議長（川島勝美君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時30分とします。

（午後 2時14分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時29分）

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 議案審議を続けます。

追加日程第1、発議第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 追加日程第2、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川島勝美君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成30年6月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島勝美

議員 齋藤順一

議員 川島 仁